

平成20年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成20年9月 2日（開会）

平成20年9月19日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十年第三回定例会会議録

(平成二十年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 2 日) (火曜日)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定について	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 65 号、議案第 66 号 一括上程	5
委員長報告、質疑、討論、表決 (認定)	
1. 議案第 67 号～議案第 73 号 一括上程	7
説明、質疑	
議案第 67 号～議案第 69 号 産業厚生委員会付託	
議案第 70 号～議案第 73 号 総務文教委員会付託	
1. 議案第 74 号～議案第 76 号 一括上程	14
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 74 号、議案第 75 号 (同意)	
議案第 76 号 (原案可決)	
1. 議案第 77 号～議案第 79 号 一括上程	16
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 80 号 上程	18
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 81 号～議案第 87 号 一括上程	23
説明、質疑	
議案第 81 号、議案第 82 号 総務文教委員会付託	
議案第 83 号～議案第 87 号 産業厚生委員会付託	
1. 陳情第 11 号 上程	26
陳情第 11 号 総務文教委員会付託	
1. 日程報告	26
1. 散 会	26

第 2 号 (9 月 9 日) (火曜日)

1. 開 議	28
1. 一般質問	28
大 藪 藤 幸 議 員	28
不要墓石、不要納骨堂の処分地確保はできないか	
垂水小学校給食配送車の進入路の検討は	

感王寺耕造議員	31
食育の推進について	
学校支援地域本部事業について	
「魅力ある観光地づくり事業」について	
「大隅少年自然の家」への市有地貸付と周辺整備について	
森 正勝議員	43
道の駅温泉施設について	
旧保養センターについて	
第8消防分団の車庫及び詰所について	
池之上 誠議員	47
平成20年度施政方針について	
田平輝也議員	56
新城宮脇海岸公園開発について	
給食センターについて	
今後の行財政改革は（民間委託、民営化は）	
市道、農道、林道、集落道について	
持留良一議員	62
市民のくらしと命を守る対策	
住宅耐震改修対策 助成制度見直しの活用を	
読書環境の整備を 子どもたちの学びの支え	
火災報知器の整備対策	
環境政策について	
川畑三郎議員	75
国道拡幅整備について	
中学校統合について	
市道・農道の整備について	
北方貞明議員	78
道の駅温泉トラブルについて	
ゴミ分別について	
身代湾整備について	
1. 日程報告	88
1. 散 会	88
<hr/>	
第3号（9月10日）（水曜日）	
1. 開 議	90
発言の申し出	
1. 一般質問	90

宮迫泰倫議員	90
未来をつくる景気対策実現の方向性は	
池山節夫議員	97
市政運営について	
中央地区の排水対策について	
妊婦健診について	
川尻達志議員	108
鹿大との連携について	
観光について	
高齢者対策について	
教育委員会のあり方について	
堀添國尚議員	118
交通安全対策として	
環境対策として	
垂高の振興と文化財について	
尾脇雅弥議員	126
平成20年度各課マニフェストについて	
宮脇公園の整備計画について	
町づくりと戦略的道路整備について	
1. 日程報告	138
1. 散 会	138

第4号（9月19日）（金曜日）

1. 開 議	140
1. 議案第67号～議案第87号、陳情第11号 一括上程	140
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第67号～議案第87号（原案可決）	
陳情第11号（採択）	
1. 議案第88号 上程	146
説明、全協、質疑、討論、表決（原案可決）	
1. 議案第89号～議案第100号 一括上程	147
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 意見書案第12号、意見書案第13号 一括上程	147
説明、質疑、表決	
意見書案第12号、意見書案第13号（原案可決）	
1. 閉 会	149

平成20年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9・2	火	本会議	会期の決定、委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、一部表決、一部委員会付託
9・3	水	休 会	
9・4	木	〃	(質問通告期限：正午)
9・5	金	〃	
9・6	土	〃	
9・7	日	〃	
9・8	月	〃	
9・9	火	本会議	一般質問
9・10	水	本会議	一般質問
9・11	木	休 会	
9・12	金	〃 委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
9・13	土	〃	
9・14	日	〃	
9・15	月	〃	敬老の日
9・16	火	〃 委員会	総務文教委員会 (議案審査)
9・17	水	〃 委員会	議会運営委員会
9・18	木	〃	
9・19	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件 名
議案第65号	平成19年度垂水市水道事業会計決算認定について
議案第66号	平成19年度垂水市病院事業会計決算認定について
議案第67号	垂水市道の駅交流施設条例の全部を改正する条例 案
議案第68号	垂水市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例 案

- 議案第 69 号 垂水市病院事業の設置等に関する条例及び垂水市立介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 70 号 垂水市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 71 号 垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 72 号 垂水市議会議員の報酬、費用弁償及び手当に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 73 号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 74 号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第 75 号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第 76 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更について
- 議案第 77 号 大野原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 78 号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 79 号 垂水市土地開発公社定款の一部変更について
- 議案第 80 号 平成 20 年度垂水市一般会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 81 号 平成 20 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 82 号 平成 20 年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 83 号 平成 20 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 84 号 平成 20 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 85 号 平成 20 年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 86 号 平成 20 年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 87 号 平成 20 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 88 号 垂水市議会会議規則の一部を改正する規則 案
- 議案第 89 号 平成 19 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 90 号 平成 19 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 91 号 平成 19 年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 92 号 平成 19 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 93 号 平成 19 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 94 号 平成 19 年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 95 号 平成 19 年度垂水市道の駅交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 96 号 平成 19 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 97 号 平成 19 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 98 号 平成 19 年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 平成 19 年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 意見書案第 12 号 教育予算確保に関する意見書について
- 意見書案第 13 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

陳 情

- 陳情第 11 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請に関することについて

平成 20 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 20 年 9 月 2 日

本会議第1号(9月2日)(火曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	13番	葛 迫 猛
5番	池之上 誠	14番	徳 留 邦 治
6番	田 平 輝 也	15番	篠 原 静 則
7番	北 方 貞 明	16番	川 畑 三 郎
8番	池 山 節 夫		

欠席議員 1名

12番 川 尻 達 志

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企画課長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財政課長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	城ノ下 剛
市民課長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市民相談			
サービス課長	島 尻 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教委総務課長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学校教育課長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事務局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年9月2日午前10時開会

△開 会

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（徳留邦治）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名者の指名

○議長（徳留邦治）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において北方貞明議員、森正勝議員を指名します。

△会期の決定

○議長（徳留邦治）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月27日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から19日までの18日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から19日までの18日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（徳留邦治）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成20年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）おはようございます。

6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

まず、水道課関連の事項について御報告を申し上げます。

本年度、平成20年度から本格的着工の内ノ野浄水場改修工事につきまして御報告申し上げます。

前処理ろ過設備一式、電気計装設備一式、その他附帯工事一式、工期を7月4日から年が明けまして2月27日までを一括入札ということで、6月27日に入札を実施したところでございます。入札の結果は、発注先が理水化学株式会社、発注額が3億4,440万円で決定いたしまして、早速工事に着手してもらっているところでございます。

次に、道の駅たるみずの温泉施設に関する御報告を申し上げます。

このことにつきましては、既に御承知のこととは存じますが、温泉井戸の定期点検中に発生したトラブルで、温泉施設を6月18日から8月12日までの56日間休館する事態となりました。この間、利用者や市民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけし、大変申しわけないことで、心からおわびを申し上げます。

なお、このような事態の再発防止につきましては、本施設の温泉の泉質が特異なものであることが起因と考えられますので、指定管理者と十分な連携を図りながら、万全を期せるよう検討してまいり所存でございます。

次に、6月議会後の火災について報告を申し上げます。

建物火災3件が発生しております。

7月3日に中央地区におきまして、ガスコンロを原因としまして住家1棟、6平方メートルを部分焼しております。

8月21日に本城字敷根町の作業場におきまして、熱風ダクトの過熱を原因として天井の一部を焼損するぼやが発生しております。

8月23日には新御堂におきまして、ガスコンロを原因として、住家1棟、65平方メートルを全焼及び隣接の非住家1棟、49平方メートルを全焼しております。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

6月24日には、福岡で開催されました国際経営塾設立記念シンポジウムにパネラーとして出演依頼を受け、これから一次産品をいかにして中国へ輸出していくかなどについてディスカッションをいたしました。

7月15日は、大隅横断道路の早期整備について九州地方整備局長へ、森山裕衆議院議員、鹿屋市長、志布志市長にも御同行いただき、要望をいたしました。

7月16日から17日にかけては、4市合同の桜島火山活動対策協議会による中央要望活動を行いました。九州森林管理局、そして内閣府ほか中央省庁、地元選出国會議員を訪問しまして、防災営農対策事業や防災漁業対策事業の充実、国道220号の整備促進などについて要望をいたしました。

7月22日から23日にかけては、大隅総合開発期成会の中央要望のために上京しまして、地元選出国會議員、その他関係機関を訪問し、大隅総合開発期成会の要望では東九州自動車道路等の整備促進を説明し、支援をお願いをいたしました。

7月31日から8月1日にかけては、議会議会国道整備促進特別委員会の一般国道220号の道路整備促進についての要望活動に同行するため、上京いたしました。国道220号に関する要望活動では、国土交通省を初め、関係省庁及び地元選出国會議員を訪問しまして、今年度に引き続いての予算確保と牛根境地区の早期事業化を含め

た整備促進のお願いをいたしました。

8月21日は、指宿市で開催されました第2回県市長会定例会に出席いたしました。会は、平成19年度一般会計事業報告及び収支決算等の議案を審議し、異議なく、全会一致で承認されました。そのほか、県市長会からの要望事案として道路整備財源の確保について外17件を原案どおり承認し、国、県へ要望することといたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（徳留邦治）以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第65号・議案第66号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第4、議案第65号及び日程第5、議案第66号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第65号 平成19年度垂水市水道事業会計決算認定について

議案第66号 平成19年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（徳留邦治）ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

公営企業決算特別委員長持留良一議員。

[公営企業決算特別委員長持留良一議員
登壇]

○公営企業決算特別委員長（持留良一）おはようございます。

それでは、公営企業決算特別委員会審査結果報告を行っていききたいと思います。

去る6月23日の平成20年第2回定例会において公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査になっておりました議案第65号平成19年度垂水市水道事業会計決算認定について及び議案第66号平成19年度垂水市病院事業会計決算認定について、去る8月4日公営企業決算特

別委員会を開き、審査いたしましたので、審査の経過及び結果について報告をいたします。

審査に当たりましては、予算が議決した趣旨と目的に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善・工夫が必要かに重点を置き、さらに、計数的なことについては監査委員の監査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて関係課長の説明を求めながら、予算執行の適正について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

最初に、水道事業会計決算での質疑について報告いたします。

歳出において、薬品が対前年度比で減額になっている点について指摘がありました。おいしい水にするために残留塩素が残らないように管理上の結果であることと、検査でも異常がなかったという旨の回答がありました。

また、利率の高い企業債について繰り上げ償還状況についての質疑があり、平成21年9月までに7%、8%の企業債については償還できるとの回答がありました。

次に、歳入において、未収金の回収努力の内容について質疑があり、答弁として、口座とオンラインの関係で納入がおくれる問題があることと、今後、口座引き落としへの協力をさらに市民にお願いしていくと改善の方向も示されました。

また、経営分析の観点から、施設利用を高めるために水道水を有効に活用すべきではないかという提案もありました。

次に、病院事業会計決算での質疑について報告します。

まず、経営の総括的な審査になり、決算で利益が4期連続黒字ではあるが、どのようにとら

えているのかと質疑があり、医師不足など課題もあり、経営状況としては難しい状況ではないか。また、黒字については交付税の影響が大きいとの回答がありました。

次に、個別の問題では、皮膚科の存在について、営業日数から見て経営上必要なのかという指摘に対しまして、指定管理者制度の中身で診療科の開設までの内容にはなっていないので、病院側とは協議してみたいとの回答がありました。

最後に、医師不足、看護師についての対策や検討が経営面や中核的医療機関としての役割から避けて通れない課題であるが、どうだったのかとの質疑があり、年2回の調整会議を行い、検討しているとの回答がありました。看護師不足について、病院側としては奨学金制度を設け、確保に努力しているとの説明がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

両決算の総括として、財政運営の適否の判断は、堅実で計画的な財政運営がされてはいるが、今後の公営企業としての水準の確保・維持とその向上については、監査委員の指摘もあるように、水道事業では給水人口の減少や企業債等の増加での経営の影響が心配される点、病院事業では診療報酬のマイナス改定や医師不足などで患者数の減少が経営に少なからず影響が予想される点などがありますが、これらを克服していくためにも財政運営の改善と健全化に努めていただきたいというふうに思います。そしてさらに、安心・安全な水道水の提供と安心・安全な医療サービスの提供に努めていただきたいというふうに思います。

以上の質疑や内容を踏まえた上で、本委員会としては両決算とも適正であると認め、認定することを決定しました。

また、平成19年度垂水市水道事業剰余金処分決算書案及び平成19年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案については、原案のとおり可決す

ることに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第65号平成19年度垂水市水道事業会計決算は認定、平成19年度垂水市水道事業剰余金処分計算書案については原案のとおり可決、議案第66号平成19年度垂水市病院事業会計決算は認定、平成19年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案については原案のとおり可決することに決定しました。

△議案第67号～議案第73号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第6、議案第67号から日程第12、議案第73号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第67号 垂水市道の駅交流施設条例の全部を改正する条例 案

議案第68号 垂水市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例 案

議案第69号 垂水市病院事業の設置等に関する条例及び垂水市立介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例 案

議案第70号 垂水市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例 案

議案第71号 垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例 案

議案第72号 垂水市議会議員の報酬、費用弁償及び手当に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第73号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）議案第67号垂水市道の駅交流施設条例の全部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

改正の主な理由は、本条例中の指定管理者による管理の代行の規定について、本条例制定後に市が設置する公の施設の管理に関する指定管理者の指定手続等に関する条例が施行されておりましたが、本施設に関しましても、これまでこれら手続等に関して本条例により個別に規定いたしておりましたものを、この指定手続等に関する条例により運用するよう整理しようとするものであります。

ほかに今後の管理に関して、他の条例なども参考にして、第12条の目的外利用、権利譲渡等の禁止や第13条の利用許可の取り消し等ほかの規定を加える改正もいたすものでございます。

なお、本条例の改正に当たり、条の追加や条の移動、見出しの改正、条文の改正などを行っておりますことと改正が大変複雑になりましたことから、全部改正することといたしました。

また、今回は次のような考えをもって改正に当たりました。

改正は、現行条例をもとにしながら、指定管理者の指定手続等に関しましては、通則条例となります垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例にあるものはその条例によることとし、本条例から削除し、他の各条項

も、他の事例なども参考にしながら、見出しを含めて条文の内容の見直しや条の追加を行いましたほか、別表第1、第2の休館日、開館時間についても、これまでの運営の状況からの見直しを含めて改正しようとするものでございます。

また、現行第14条展示販売及び飲食物販売の方法、費用負担に関する規定につきましては、内容が指定管理者と販売者の契約行為に当たること、どちらかといいますと施行において必要なことありますので、条文を整理して施行規則に規定することとし、本条例から削除することといたしております。

それでは、順を追って御説明申し上げます。

第1条に設置、第2条に位置に関する規定を置き、第3条に施設等として構成する施設を規定しております。

第4条に休館日、第5条に開館時間の規定を置き、具体的な休館日等は別表に設け、それぞれ規定しておりますが、別表については後段で御説明申し上げます。

第6条に利用許可、第7条に利用許可の制限に関することを規定しております。

第8条に使用料を規定し、別表第3に、これまでと同様であります。金額の規定をしております。

第9条に使用料の免除又は徴収の猶予、第10条に使用料の不還付に関することを規定しております。

第11条に行為の制限を規定し、第12条として利用者の許可を受けたことに関する目的外利用、権利譲渡等の禁止を制限する規定、第13条として利用許可の取り消し等に関する規定をそれぞれ加えました。

第14条として、これも追加条項でございますが、利用者に対する原状回復の義務に関することを規定しております。

第15条に損害賠償等、第16条に免責事項に関することを規定しております。

第17条に指定管理者による管理の代行に関する規定を置き、第1項第1号から第4号において業務の内容、範囲等に関することを規定し、第2項で指定管理者による管理代行の場合の読みかえを、第3項で休館日及び開館時間の変更に関することを規定しております。

第18条として指定手続きに関しては通則条例によることとする規定を、第19条として管理基準に関する規定を加えております。

第20条として、指定管理者に管理代行の場合に、利用料を徴収させ、指定管理者の収入として帰属させること、また、そのことに関する規定を加えております。

第21条に委任、第22条に過料に関することを規定しております。

次に、別表に関してでございますが、別表第1に休館日に関する規定を置き、温浴施設は管理上のことなどから毎週水曜日を休館日にし、物販施設及び交流広場については年中無休とすることを規定しております。

別表第2は開館時間に関することで、温浴施設は午前10時から午後9時まで、物販、交流施設については午前9時から午後7時までとし、これまでの運営状況から開館時間を2時間短縮いたすようにしております。

別表3は使用料に関する規定で、従前と同様の内容でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし、第4条、第5条の改正規定は、周知期間を設けるために平成20年11月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長（山口親志）議案第68号垂水市土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について、説明申し上げます。

本条例は、昭和45年に制定され、その後、平

成8年に一部改正が行われております。今回改正しようとする理由でございますが、大きく分けて3点ございます。

1点目としましては、社会情勢及び農業を取り巻く環境が著しく変化しており、このことにより、土地改良法の改正も行われるなどさまざまな土地改良事業が展開されていること、2点目としましては、農地災害復旧事業に関する分担金徴収の規定を現状に即した内容に改正する必要があること、3点目としまして、今回の改正を踏まえ、農業・農村整備事業を初めとする土地改良事業に係る負担金や分担金に関する条例を一本化して制定すること、以上の3点により、本条例を改正しようとするものです。

それでは、新旧対照表の改正案により御説明申し上げます。

第1条の目的は、句読点の改正でございます。

第2条の定義でございますが、災害復旧事業も含め、すべての土地改良事業を規定するため、第1号から第4号すべてを改正するものでございます。

第1号では、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設改良、第2号では農用地の区画整理、第3号では農用地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧事業、第4号では、その他農用地の改良又は保全のため必要な事業と規定しております。

第3条は、負担金も対象となりますことから、見出しを「分担金等」を改正し、条文の中の「分担金等納入義務者」を「納入義務者」に名称変更するものでございます。

第4条は、見出しを「負担金等の額」に変更し、負担金及び分担金の額に関する規定を明確にしようとするものでございます。

第5条は新たに追加する規定でございますが、現行の第4条第3項を「分担金の特例」と見出しをつけ、補助金の適化法との関連について規

定するものでございます。

第6条は、分担金等の賦課期日と納入に関する規定でございます。

第7条は、分担金等の徴収延期の規定でございますが、第2条を改正したことによるものでございます。

第8条から第11条までは新たに追加する規定でございますが、第8条においては、納期限後に納入する分担金に係る延滞金について規定しています。

第9条では、督促状の発送及び納期限期日を規定しております。

第10条では督促手数料についての規定、そして11条で滞納処分に関する規定としております。

第12条は減免規定でございますが、語句の改正のみです。

第13条から第16条も新たに追加するものでございますが、第13条は過誤納金が発生した際の還付あるいは充当に関する規定でございます。

第14条は、還付あるいは充当する根拠を規定しております。

第15条は、行政不服審査に関する内容でございますが、負担金や分担金に関する処分への不服申し立てに関して規定しております。

第16条は、必要な事項は規則で定めるという条文でございますが、規則は、分担金等の徴収延期や減免申請の様式を定めることとしております。

附則といたしまして、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものです。

なお、冒頭に申し上げましたが、今回の改正に当たり、農地災害復旧事業に関する分担金徴収の規定を現状に即した内容に改正する必要があること。また、農業・農村整備事業を初めとする土地改良事業に係る負担金や分担金に関する条例の規定を一本化して制定いたしましたことから、現行条例の垂水市施行の農地災害復旧事業分担金徴収条例、農林農業用揮発油税財源

身替農道整備事業分担金徴収条例、そして垂水市農道舗装整備事業分担金徴収条例を廃止しようとするものでございます。

以上、議案68号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第69号垂水市病院事業の設置等に関する条例及び垂水市立介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

改正の理由でございますが、施設利用者に対する原状回復義務及び損害賠償義務については必置すべき規定でございますが、規定いたしておりませんので、条文の追加と一部文言の整理をしようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第9条の改正は、第2条に「病院」と規定していることから、あえて第9条での「病院」とは「垂水市立医療センター垂水中央病院」とする必要がないものとして文言の整理をしようとするものであります。

次に、必置すべき規定を加えるために、第17条を第19条とし、第12条から第16条までを2条繰り下げ、第11条の次に第12条として損害賠償等について、第13条に原状回復義務について規定するものでございます。

次に、垂水市立介護老人保健施設設置条例の一部改正につきましても同様の改正であります。第1条中の改正は、介護保険法の改正により、条文中の第7条を8条とするものでございます。

また、必置すべき規定を加えるために、第12条を第14条とし、第8条から第11条までを2条繰り下げ、第7条の次に第8条として損害賠償等について、第9条に原状回復義務について規定するものでございます。

文言は、その施設によって、病院が「患者若しくは付添人又は来訪者」、老健施設が「入所者又は通所者若しくは付添人又は来訪者」等の

文言で整理いたしております。

附則としまして、条例の施行日は、公布の日から施行するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民課長（三浦敬志） おはようございます。

議案第70号垂水市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成19年度まではこの基金の額は市独自の原資300万円と県の国民健康保険高額療養資金貸付事業から毎年度300万円を借り受けた合計600万円で国民健康保険高額療養資金貸付制度を運営してきました。しかし、平成19年4月からは入院に係る高額療養費の現物給付費化の対象が70歳以上の被保険者から70歳未満の被保険者にも拡大されたことに伴い、貸付制度の利用実績が大幅に減少してきました。

このことを踏まえ、県は国民健康保険高額療養資金貸付事業を平成19年度限りで廃止し、平成20年度からは市独自の原資300万円だけで基金を運用することとなったため、基金額を改正しようとするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用すると規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○教委総務課長（北迫睦男） 議案第71号垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

平成19年第4回定例市議会におきまして、垂水市立中学校の廃止並びに統合について議会の同意をいただきまして、設置条例上の統合中学校の名称を「（仮称）垂水第一中学校」としておりました。

統合中学校の名称につきましては、ことし4月に広く市民に募集を行いました。応募されました名称の中から、中学校統合推進委員会等の

選考を経まして、7月の垂水市定例教育委員会において、統合中学校の名称を「垂水中央中学校」と決定いたしました。

これを受けまして、仮称になっております学校名を今回改正しようとするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

別表、名称の欄中「（仮称）垂水第一中学校」を「垂水中央中学校」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 議案第72号垂水市議会議員の報酬、費用弁償及び手当に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

改正の主な理由であります。地方自治法の改正によりまして、本条例の題名の改正と報酬の名称が「議員報酬」と明確化されたことに伴い、条例条文中の文言を整理しようとするものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明いたします。

題名中の「報酬、費用弁償及び手当」を「議員報酬及び費用弁償等」に改め、第1条につきましては、「地方自治法第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。」と改め、以下、第6条までは各条文中の「報酬」を「議員報酬」と改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第73号垂水市報酬及び費用弁償条

例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、地方自治法の一部改正によりまして、垂水市報酬及び費用弁償条例第1条において、引用している地方自治法「第203条第5項」の規定が「第203条の2第4項」に変わったことから、引用条項の規定を整備しようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 道の駅及び病院、介護関係に、設置に関する点について共通する部分と個別の部分がありますので、関係しますのでひっくり返して質疑をしたいと思うんですけども。

今回、包括的な手続条例との関係で整備をされて、すっきりしたという点では評価ができるというふうに思うんですが、まず1つは、例えば道の駅は設置、第1条ですね、それから病院も設置、ところが介護施設は目的及び設置と、こういう形で当初のところを規定しているんですけども、この中身からいくと、やはり目的も書いてある、当然そのために設置するというふうに書いてある。そういうことを考えるとやはりきちっとこのあたりでは統一したほうが、目的及び設置というふうにしたほうが、この施設の目的また効果を上げる意味からも私は整理しなきゃならない点だろうと思うんですね。こんなばらばらな形で設置及び目的とか、設置とかじゃなくて、やっぱり設置及び目的と統一したほうがこの条例の内容、また本来条例を設置する場合、基本的には目的から入るというふうに思うんですが、そうしちゃうと非常に整理ができるんじゃないかなというふうに思います。この点が1点です。この点についてはなぜこん

なふうになったのかですね。

それからあと道の駅の関係なんですけれども、基本は、個別の施設に関してこの条例が今回整備されたということなんです、当然この間のさまざまな問題点がありました、運営する意味です、運営する関係でいろんな問題点があって、当然そのことが、今回改正するとなるとそれにきちっと反映されないといけないというふうに思うんですね。そうしちゃうと問題は、条例と要綱との関係をどう見るのかというのが1つはあると思うんですよ。それは要綱でうたわれているとか、それは条例であるとかということがあるんですけれども、1つは条例と要綱の優先的な問題、この点を今回、例えば開館時間もこのことで今度は条例のほうに出てきますけれども、この点についてとらえ方をどんなふうに考えればいいのか。やっぱり条例というのが基本的には重たいというふうに思うんですが、そのあたりの関係でどんなふうに整理されたのか。

そして私は一番重要な問題として、この間施設に関するいろんな問題があって、住民の声を反映させるシステムがないということで、前から指定管理者制度の条例を道の駅をつくる場合でも強く要望してきたんですけれども、そうしないとやはりさまざまな、公の施設でありながら、福祉の増進に努めるとありながら、住民の参加もしくは声を聞くシステム、いわゆるチェックシステムが十分機能されていないと。だから、今度の温泉の問題でも情報がおくれたり、内容がわからないと、今回ようやく9月号の市報でその内容が明らかになっていきますけれども、市民の立場はもう置かれていると。

そういう意味では、やはりさまざまな問題が起きたとき、そういう施設利用者や住民参加がきちっとそれに参加していく、例えば、前提案したのは運営委員会というのをそういう形でつくってほしいと、そうすると非常に管理にも適

正に反映されて、指定管理者としても非常に有効に改善が図られていくんじゃないかということを描いたと思うんですが、そういう点で今回検討されなかったのかですね。

もう1つは、法令や条例の遵守という問題なんですけれども、ここも問題点を指摘したと思うんですが、いわゆる働いている人たちの基本的な労働権の保障の問題の中で、このあたりというのはどんなふうにされていくのか。そうしちゃうときにやっぱり指定管理者もそれをきちっと守っていくということを明確にうたう必要があるんじゃないか。この点がこの間の問題点からもあるんじゃないか。そのことによって経営者に対して啓発的な指導もそれを通してやっていけるというふうに思います。

これが必要だったんじゃないかということと、もう1つは兼業の禁止規定の問題です。これはありません。全くありません。ということは、今後ないとは言えませんが、今の現状の中でやっぱりこういうことはきちっと規定を設けていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、それとの関係でさっき言った条例、要綱、どこでそのあたりを検討していけばいいのか、また、今提案したようなことについては議論がなかったのか、必要性はないのか、その点について質疑をいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） まず1点目の条例と施行規則の関係についてでございますけれども、優先順位で言いますと、当然条例となるわけでございますけれども、その中の不足することについては、また施行に関することについてということで別に施行規則を設けているわけございまして、運用に関することについては施行規則において定めればいいのかというふうに思っております。

それと、先般もございました、運営委員会みたいなものを設けることの必要性について御指摘ございましたけれども、このことにつきま

しては、道の駅で協定書に運営委員会の設置の規定を盛り込んでおりました、規約で定めて運用いたしております。これは4月から運用いたしております。

それと、労働権の問題でございますけど、労働権の問題は運営の実行的なことに関することでございますので、内容的に言いますれば協定書、また事業計画書に盛り込んでいく内容かと思えます。

それと、兼業の禁止につきましては、通則条例の施行規則の第3条の資格申請に関する規定の第5号で、申請時における兼業の禁止の制限が設けられております。

以上でございます。

○持留良一議員 最初の点がちょっと欠落していたんですけども、設置の項目ですね、その中には当然目的も書いてありますよね。そうしちゃうと介護施設のほうは目的及び設置というふうに書かれているんです。

だから、これはやっぱり市民の見る立場から、条例もまたわかりやすく書かなきゃいけないと思うんですが、その文言の設置の中身を見ると目的がちゃんと書いてある。そうしちゃうとやっぱり文言の整理として、そういう目的及び設置というふうに整理されたほうがいいのではないかという提案です。そのことがいわゆる公の施設であるこれらを運営していくために、やっぱり最大そこが眼目になっていくわけですから、そのあたりをきちっと規定することが大事じゃないかなというふうに思って提案をしたと、その点について回答をいただきたいと思えます。

他の点については理解したいと思うんですが、ただ、運営委員会なんですけれども、この運営委員会というのはいわゆる施設利用者、それからあと市民の皆さん、これじゃなかったというふうに理解しているんですけれども、そのあたりでのとらえ方は間違いないのか。それとも、私自身はさっき言ったみたいに、施設利用者、

市民、そういう立場での参加をこの運営委員会という形で作って、そこにいわゆるチェックシステムを作っていくと、市民の声を入れていくというような考え方なんですけれども、その点について認識のずれがあれば指摘してください。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 1点目の設置に関する規定についてでございますけれども、確かに議員御指摘のとおり設置に関する、設置及び目的とかいう規定で設けられている事例もございます。

道の駅につきましては、設置という中で、目的も含めて設置するというふうに規定しているわけでございますが、一般的に答えさせていただきますと、管理に関する条例につきましては、設置ということで統一してもよいというふうな理解をいたしているところでございます。

それと、運営委員会のことにつきましては、運営委員会の主たる目的が、経営でありますとか運営の状況でありますとかいうことを規定する側といいますか、設置者として管理していくということが目的なんですけれども、その中には、問題があった場合には、住民、関係者の出席をさせることができるという規定も設けておりますので、もし市民を含めて協議しなければいけないような問題が生じましたら、そういうような対処ができるものと思っております。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 67号なんです。これは前、否決された案ですよ。それを全部改正することで出たと思うんです。前のときは第一法規が云々で、それでてげてげということでなっただけなんですけれども、今回はやっぱり自分たちつくられて、これで十分と思われましたか。

それと、垂水中学校の名前の名称をなぜ20年の4月1日からでないといけないのか。これが通った日からでもだめなんですか。やっぱり仮称

でいけますか、それとも4月1日からでない
とだめという何か根拠がありますか。

以上、2つ伺います。

○**商工観光課長（倉岡孝昌）** 道の駅条例につ
きましては、今お話がございましたとおり、平
成19年12月に一回提案をいたしておりますけれ
ども、そのときの御指摘をいただきましたこと
も含めまして、今回、全部改正ということを提
案いたして、また今回の改正に当たりましては、
部分的な改正でなくすべての条項をもう一回見
直そうという視点に立って改正に取り組んだも
のでございます。

○**教委総務課長（北迫睦男）** 統合中学校の名
称の件ですけれども、統合が22年の4月1日と
なっておりますので、まだほかの学校も存在す
るわけですので、統合した学校の名前を22年4
月1日からということでございますので、御理
解いただきたいと思えます。

○**宮迫泰倫議員** それではもう一回、71号なん
ですけれども、それまでにはやっぱり仮称で垂
水第一位中学校で通されますね。今、仮称でし
ょう。それでずっと22年の3月31日まではこれ
で通されるということですか。

○**教委総務課長（北迫睦男）** 統合の中学校は
22年4月ですので、今はまだ現在の学校名でい
くということです。

○**議長（徳留邦治）** ほかに質疑はありません
か。

○**森 正勝議員** 今の71号なんですけれども、
第一中学校から垂水中央中学校に名称が変更さ
れるわけですけれども、これはアンケートの結果
なんです。牛根あたりをもう一回再考する
というようなことで垂水中央中学校にされるの
か、アンケートの結果はどうだったのかちよっ
と教えていただきたいんですが。

○**教委総務課長（北迫睦男）** アンケートの結
果でございますが、381点、102通りの校名案が
出されました。主なものをちょっと申し上げま

すと、垂水中学校及び平仮名のたるみず中学校
が合わせて133点、垂水中央中学校が86点、第一
垂水中学校または垂水第一中学校が22点、つ
つじヶ丘中学校または垂水つつじヶ丘中学校が9
点、文行館中学校または垂水文行館中学校が6
点、その他1点、2点のものが125通りございま
した。

その校名案の票数のことも考慮いたしました
けれども、やはり地域的な統合の経過等を含め
まして、委員会でもそういった形で決定してお
ります。

○**議長（徳留邦治）** ほかに質疑はありません
か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（徳留邦治）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第67号から議案第73号までの議案7件に
ついては、いずれも所管の各常任委員会にそれ
ぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（徳留邦治）** 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第73号までの議
案7件については、いずれも所管の各常任委員
会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第74号～議案第76号一括上程

○**議長（徳留邦治）** 日程第13、議案第74号から
日程第15、議案第76号までの議案3件を一括議
題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第74号 垂水市教育委員会委員の任命につ
いて

議案第75号 垂水市教育委員会委員の任命につ
いて

議案第76号 鹿児島県市町村総合事務組合を組
織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島

島縣市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○市長（水迫順一）議案第74号及び議案第75号の垂水市教育委員会委員の任命について、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第74号は、現在、垂水市教育委員会委員であります肥後昌幸氏が平成20年10月15日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする肥後昌幸氏の住所は、垂水市中央町48番地2でございます。生年月日は、昭和16年5月28日でございます。

次に、議案第75号は、同じく垂水市教育委員会委員であります中川原正俊氏が平成20年10月14日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする中川原正俊氏の住所は、垂水市田神1729番地1でございます。生年月日は、昭和11年3月10日でございます。

なお、両議案とも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○総務課長（今井文弘）議案第76号鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島縣市町村総合事務組合同規約の変更について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本市が加入している鹿児島縣市町村総合事務組合から協議依頼がありました。

変更内容につきましては、平成20年11月1日から、大口市伊佐郡菱刈町及び大口伊佐衛生管理組合を組合から脱退させ、新たに伊佐市を加入させ、大口市外4町消防組合を伊佐湧水消防組合に改めるということになっております。

鹿児島縣市町村総合事務組合同規約を改正するためには、同組合を組織する全部の自治体と総合事務組合との協議が必要になることから、本市においても、ほかの自治体同様に議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時56分休憩

午前11時15分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 市長が教育委員会に求める今後の垂水の子供たちをめぐる教育問題について、どういことを強く求めていかれるか。そのことが背景にあつてこの2名の方を任命されたと思うんですが、今の現状から見て、子供たちの教育のあり方、方向をどのような形で強く求めていかれたいのか、どういう教育行政をやってほしいのか、その点についてお聞かせください。

○市長（水迫順一）先ほども申しましたように、お二人ともすばらしい経歴をお持ちでございますので、子供の教育に対する熱意は相当なものがあるというふうに思っております。

教育問題、いろんな問題を今はらんで来ておりますし、少子化の中で学力の問題とか、それから本当にいろんな問題をはらんできておる現状でございますので、子供たちの特に学力、垂水の子たちを一生懸命今までも取り組んでこられた歴代の教育長、それからまたそれに引き続いて現状を把握して、さらに垂水の子供たちの教育に一生懸命取り組んでいただくと、そして

その経歴、識見等もしっかり生かしていただく
ということを期待しておるところです。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第76号について討論を行いま
す。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

最初に、議案第74号について、同意すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第74号は同意することに決定し
ました。

次に、議案第75号について、同意することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第75号は同意することに決定し
ました。

次に、議案第76号を原案のとおり決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決され
ました。

△議案第77号～議案第79号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第16、議案第77号から
日程第18、議案第79号までの議案3件を一括議
題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第77号 大野原辺地に係る総合整備計画の
変更について

議案第78号 過疎地域自立促進市町村計画の変
更について

議案第79号 垂水市土地開発公社定款の一部変
更について

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○企画課長（迫田裕司）議案第77号大野原辺
地に係る総合整備計画の変更について、御説明
いたします。

さきに平成20年6月30日付垂企第156号をもつ
て提出した大野原辺地に係る総合整備計画の内
容を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る
公共的施設の総合整備のための財政上の特別措
置等に関する法律第3条第5項に基づき、議会
の議決を求めようとするものでございます。

なお、総合整備計画の内容変更については土
木課長が説明します。

○土木課長（川畑信一）今回の総合計画の内
容変更は、市道高峠線の舗装改良の計画変更で
ございます。

当初の計画で表層工5センチ、上層路盤工10
センチ、下層路盤工（碎石10センチ、シラス20
センチ）の舗装構成で計画し、5,090万円の事業
費で申請してありましたが、土質試験、CBR
試験を行った結果、当路線の基盤となる路床の
支持力が悪く、極端に軟弱な地質であることが
判明しました。

そこで、路盤の支持力確保のため、新たにシ
ラス35センチ、砂15センチの置換を計画路線す
べてにおいて追加する必要が生じました。この
ため、事業費が当初より1,410万円増額となり、
6,500万円となったため、議会の議決を求めよう
とするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ
ろしくお願いいたします。

○企画課長（迫田裕司）議案第78号過疎地域

自立促進市町村計画の変更について、御説明いたします。

さきに平成16年12月1日付議決第101号をもって議決した過疎地域自立促進市町村計画の内容を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、今回の計画の変更は、新たに市道垂水9号線道路改良事業を追加するものですが、事業計画の内容については土木課長が説明します。

○土木課長（川畑信一）市道垂水9号線道路改良事業について御説明いたします。

本路線は、全長820メートルの市道であり、市立病院、公営住宅、老人ホーム等があるため、本市の基盤となる道路でございます。

しかし、現在は路面の傷みもひどく、舗装面のひび割れや陥没が発生しています。特に終点側の200メートル区間には公営住宅、老人ホーム等の出入り口があり、通行車両等に著しい支障を来している状態であります。また、雨水排水状況が悪く、降雨時には道路が頻繁に冠水する状況でもあります。

そこで、冠水の頻度を少しでも少なくしたいため、道路南側の本城川堤防に設置してある1メートル角の排水口を利用した排水対策の道路側溝敷設がえと道路舗装及び車道と歩道との高低差を小さくするバリアフリーの道路改良工事を行い、地域住民の通行の安全を確保しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○企画課長（迫田裕司）議案第79号垂水市土地開発公社定款の一部変更について、御説明申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、垂水市土地開発公社定款の一部を次のように変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されることに伴い、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されることから、土地開発公社の定款を変更しようとするものであります。

第7条第3項中「民法第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に改めようとするものです。

なお、附則といたしまして、この定款は、平成20年12月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありますか。

○池山節夫議員 済みません、この78号について、土木課長ちょっとお伺いしますけど、私は今度、一般質問でちょっとまた中央地区の排水対策を取り上げようと思っているんですけど、今のこの区間を道路の舗装面をとかいうのは、それはそれできれいになる。ただ、この降水時の冠水の頻度を和らげるためにできるだけとかいうそのことに対しては、これをされることで緩和されますかということ、その点だけ聞かせてください。

○土木課長（川畑信一） 今回のこの冠水対策は、今現在ある道路、本城川南側に1メートル角の排水口がつくってありますが、それを生かすための対策であり、この改良工事によってあの辺のすべての冠水対策がなるとは思っておりません。あくまでも今できる対策だと、今の段階でできる対策、全体的な冠水対策ではないということを御理解いただきたいと思います。

○池山節夫議員 単純に、その頻度がちょっとは緩和されるとはじゃ思っていないということ

でいいですか。

○土木課長（川畑信一）今現在、10分で10ミリとか15ミリとかいうような雨が降ります。そうすると、すぐにあの辺一帯冠水する状態であります。今の今度の計画でいきますと、今現在ある300の側溝の5倍、6倍の排水量のある側溝が敷設される形になりますので、その辺の短い時間での冠水というのがなくなるんじゃないかと考えております。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○池之上 誠議員 77号についてちょっとお伺いいたします。

今回、大野地区なんですけれども、土木課においてはいろいろと市道もありまして結構補修工事をされていると思うんですが、粘性土だというのはもう皆さん御承知だろうと思っております。計画段階において最初、当初は普通の計画でやられたということですが、このC B R試験、これをするにしてもせんにしてもそういう特異な地層の場所であるという認識は最初の契約段階でなかったのか。であれば、あったのであればそういう計画ができなかったのか、変更をする前にですね。そういう周到な計画性を持ったほうがよかったんじゃないかなという意味合いでちょっと聞きたいんですけれども、まず企画課長でもいいし、土木課長でもいいし、お答えください。

○土木課長（川畑信一）今回の当初計画の舗装構成は、一応大型車100台、一日の通行量が100台以上のL交通という形の舗装構成で、これあくまでも標準構成で予算をお願いしておりました。しかし、それまでにその時点でわからなかったかということですが、高峠はそれまで改良しておりますので、ある程度悪いということは認識はしておりましたけれども、そこまでの悪さであるということは思いませんでした。C B R試験を1,680メートルの舗装、今度の

計画区間で8カ所行っております。そのすべてが、C B R試験の数値3以上が舗装の路盤として適当だと思われるのが、すべてが1以下でございました。そのためにこのような変更が生じたと考えております。

以上でございます。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第77号から議案第79号までの議案3件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第79号までの議案3件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第80号上程

○議長（徳留邦治）日程第19、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（岩元 明）議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと納税による基金積み立て及び年金からの天引き徴収するための電算処理委託並びに各施設の修繕や道路改良などに伴う事業経費を追加措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも1億6,529万7,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は87億9,074万6,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページをごらんください。

当初予算等で御承認いただいております道路整備事業及び消防防災施設整備並びに臨時財政対策債の借り入れを右の欄に示す限度額にそれぞれ変更し、本年度の借り入れ総額を8億6,860万円にしようとするものでございます。

14ページからの歳出事項明細は、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

総務管理費のうち市制50周年記念事業費は、このことに役立てるよう新たな指定寄附を賜りましたので、事業内容を充実させようとするものでございます。

同ページのふるさと納税制度事業費は、予定される寄附金を積み立てるとともに、寄附者へ特産品のお礼をしようとするものでございます。

15ページ、徴税費のうち税務総務費の償還金は、税源移譲に伴う市民税の過誤納還付金です。

また、賦課徴収費は、市民税を年金から天引き徴収しようとするシステムへの加入負担金と電算委託料でございます。

16ページ、社会福祉費のうち障害者福祉費は、障害者の自立支援を充実・拡大しようとするものでございます。

18ページ、環境衛生費の補助金は、垂桜と下市木簡易水道組合へ助成しようとするものでございます。

19ページ、し尿処理場費は、石油製品の値上げによる燃料費の不足分の追加や汚泥焼却設備などの修繕をしようとするものでございます。

20ページ、農業費のうち農業振興費の補助金は、原油価格の高騰による影響を受ける施設園芸に対し、保温措置を施す農家に2分の1を助成する緊急対策事業等を実施しようとするものでございます。

また、堆肥センター費は、駆動機器の取りかえ修繕をしようとするものでございます。

21ページ、林業費のうち林道整備事業費は、白山林道の補修や除草などの維持管理を行おうとするものでございます。

22ページ、土木費のうち土木総務費は、建設残土処分場の進入路の舗装をしようとするものでございます。

23ページ、道路橋梁費の道路維持費は、県の避難道路等環境整備事業による2分の1の補助を受けて、市道垂水25号線、水之上6号線、花子線の3カ所の避難道路の整備と、原材料支給とボランティア作業による上ノ宮集落道の整備を行おうとするものでございます。

また、道路新設改良費は、先ほど説明がありましたように、辺地債を活用して、改良中の高峠線は地耐力が軟弱なため強度を上げるための補強経費を追加しますとともに、新たに、過疎債を活用して、錦江町の垂水9号線の整備を排水対策を兼ねて実施しようとするものでございます。

24ページ、都市計画費の街路費の工事請負費は、県から2分の1の補助を受けて、市内46カ所の防空ごうを封鎖する等の安全対策を行おうとするものでございます。

25ページ、住宅費の住宅管理費は、老朽化が進行している市営住宅旭町団地のガス漏れ修繕や柘原団地の漏水修繕、元垂水団地の自転車置き場の新設などを行おうとするものでございます。

同ページ、消防費の非常備消防費は、消防団員の安全装備への助成を受けて団員に防毒マスクを配付しようとするものでございます。

次のページ、消防施設費は、本年度過疎債を充てて消防ポンプ自動車を購入しましたが、入札残額が600万円近くありました。本来ならそのまま減額すべきものですが、来年度購入予定の本部指令車は同様に過疎債を適用できることか

ら、購入予定額を残し、本年度に前倒しで購入しようとするものでございます。

26ページ、教育費のうち事務局費は、学校統合に伴う校章・校名応募への賞品や、校歌の作詞・作曲を委託しようとするものでございます。

27ページ、小学校施設整備費は、市内小学校の耐震診断を実施し、結果を公表しようとするものでございます。

28ページ、社会教育費、公民館費の修繕料は、新城地区公民館の防水修繕を行おうとするものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻りますが、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う使用料、国庫支出金、県支出金、指定寄附金及び市債などの特定財源を充て、一般財源は、介護保険及び老人保健医療特別会計からの前年度精算による繰入金と一般会計の前年度繰越金を充てて、予算の均衡を図ろうとするものでございます。

なお、寄附金は、株式会社玄海宮迫泰郎様より瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールに、それから鹿児島市在住の児玉義人様、市内柘原の岩元静男様、市内田神の東徹二様、市内上町の塩屋大輔様より、市制施行50周年記念事業への指定寄附として賜ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 今回、補正予算の2号が出たわけなんですけれども、今言われたとおり、特定財源という形での歳入が限られているということと、求められる中身というのは特に原油高騰など資材、これに関連しての資材、燃油等が緊急の対策として国も示していますし、今回、県の支出でその分の農業関係の施設園芸関係のものが出てくるんですけれども、私は、先ほど議

論になりましたけれども、排水、いわゆる垂水9号線の問題含めて、やはり今何が求められているのか。そしてやっぱりきちっと精査しながら、限られた予算を配分して投資的な効果、費用対効果も含めて求めていく、それが今、ある意味では補正予算に求められている性格だろうなというふうに思うんですね。

そのことを考えたときに、先ほどの排水問題というのは局面的な対応であると思うんですね、排水の部分に限りますとですね。道路の上の部分の改良は当然必要な部分があるかと思うんですけれども。そうやってきたときに、やっぱりそのあたりというのは慎重に検討していかないと、これまでも多額の予算が投じられてきたというふうに思うんですね。それはやっぱり初期の判断も含めて、その後の修正、対策、検討という中でしっかりと吟味されていくべき中身だったろうというふうに思うんですよ。

というのは、ちょっと課長ともお話ししましたけれども、鹿児島が今回、7本の排水ポンプを設置していくと。当然構造的な違いはあるにしても、市民が求めているのは抜本的な対策をどうしていくかと、早くそれに対して足がかりをつけてほしいというのが、関係する地域住民の皆さんの声だろうというふうに思うんですね。このような形で局所的な対応をしていくと、非常に予算というのは幾らでもつぎ込んでいってしまうという結果になってしまうんじゃないかなと。そうやってきたときに求められるのは、さっき言った原油対策等を含めて本当に必要な対策が市民からも上がっているのに、なかなかそこに対して予算が回らないと。そういう意味での補正予算の性格というか中身というか、そのあたりが非常に大切にされていないんじゃないかなというふうに思うんですね。

やっぱり市民の声が反映したそういう中身であれば私たちも非常に喜ばしいし、そういう中身で市民の生活が、安定が図れるなら、もうそ

れは当然賛成していくんですけども、そのあたりで予算の折衝の中で、補正予算の折衝の中で、そのあたりの議論というのは慎重にされたというふうに思うんですが、そのあたりでの問題点というのは指摘はなかったのか。これは課長、どうだったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○財政課長（岩元 明） 垂水9号線のことについて御質問でございましたけれども、垂水9号線は先ほど土木課長が説明しまして、また池山議員がそれで解決できるのかというような御質問もありましたけれども、私どもが直接財政課のほうで、冠水したときに現場を見に行きましたときに、先ほどの説明ではされませんでしたけれども、側溝そのものが出口側のほうに勾配が高くなっている。それを逆な、側溝そのものを、底盤といいますか、側溝の底盤を向こう、出口側のほうに流れるように傾斜をつけるということで、ある程度解決するというふうな判断を得ております。そこらあたりを土木課と協議したわけございまして、基本的に側溝が側溝の機能を果たしていないという事実が判明しましたので、側溝の機能を果たすように今回改良したいというのが排水対策の1つだというふうに考えております。

そして、中央地区の排水対策そのものがそれで解決するとは私どもも毛頭思っておりませんが、一番のあそこは末端の排水処理のところございまして、その末端の部分がスムーズに流れるように工夫をしたときに、ある程度の解決、排水対策の一助にはなるのではなかろうかというふうに期待をしているところでございます。

○持留良一議員 そうなってくると、確かにあそこは1つの分水路的な役割も果たすという側面を持ってくるというふうに思うんですね。だから、そういうことも含めて、最大これにどれだけのやっぱり、例えば今言われたとおり、斜

面を傾けるんだとしたら、本当にそういうところまで考慮しなければならないのかという逆の疑問も出てくるんです。それだけお金をかけなきゃならないのか。

そういう意味では、あそこでは分水をさせて、定時の満潮でない常時のときの排水として機能させていくんだとかいうところまで含めて徹底した、やっぱりこれだけの限られた予算がある中で、やっぱりそこも含めて調査をして、その結果として出てきたというふうに私たちは認識しているのかどうなのか。そのあたりは、そこまで含めて調査なりデータを見て判断されたのかですね、その点についてはどうだったんでしょうか。

○財政課長（岩元 明） その判断は私がすべきことじゃございません、土木課のほうで判断したと思うんですけども、財政的に申し上げますと、これは一般単独事業でございまして、一般財源をそのまま使うのであれば、財政課としても「もう少し待ってくれ」と言うべきところございましてけれども、先ほど説明がありましたように、過疎債、70%の交付税措置があるというのを利用できないかと県と打ち合わせましたときに、これまでだったら過疎債の枠、制限がございまして、なかなか途中の補正予算等で対処できないものでしたけれども、最近では意外とすんなりそれを認めてくれましたので、この際、過疎債を利用できるのであれば、そういった排水対策、長年の懸案事項でございまして排水対策を一般財源を使わない方法でできるのであれば、この際やってみようというふうに踏み切ったわけでございます。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 25ページの消防費のことについて、先ほど課長の説明によると、何か防毒マスクを購入するんだということですが、これは分団のほうへの配付ですか。それと、どのよう

な機能を持つ防毒マスクなのか。それと、その背景をお願いします。

○消防長（町田昭典）これは、この予算につきましては、昨年から一応このような制度でもって消防団員のためのいわゆる備品の装備ということで、昨年もこれについて分団のほうへ配付をした経緯があります。そして今、御承知のとおり、いろんなガス事故、いろんな案件、事案が発生しておりますので、今回その予算に基づいて、一応有事の際の防毒マスクということで申請をした状況でございます。

以上です。

○議長（徳留邦治）よろしいですか。

○堀添國尚議員 大体わかるんですけど、私たちは消防という煙というふうに連想するんですが、その機能ですね、いろいろ今までもあったじゃないですか、サリンとかそういうガスがあったわけですけど、どの程度の、頻繁、垂水市内で起こり得る、今、有事とおっしゃいましたけど、有事というのはどういうことを指すのか、そこらあたりも含めて、垂水で起こり得るそういうものについて。

○消防長（町田昭典）いろんなガス事故等あるんですけど、ただ、普通に考えた場合に、サリン云々というものまではいかないというふうに考えております。ただ、通常のガス、ガス事故、総体的にいろいろあるんですけども、まず垂水市内の管内で起こり得る、いわゆる有毒ガスによって、災害現場に出てそういう事案が発生した場合の防御というような形でやっております。

今、どの線までという線引きについては、いろんな事案がありますので、今、手元に資料は持っておりませんが、まず通常の場合のガス事故に対する消防団員の出場に対しての、まず今、何もないわけですので、これを整備することによってそういう事案に対応するというところでございます。その詳しい、いろんなガス

事故、案件がありますので、どこまでが、どういう事案までが云々であるというのは手元にございませぬので、必要であれば後ほど回答を差し上げたいと思います。

以上です。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 さっきの錦江町の9号線の排水の問題なんですけど、詳しくは一般質問でやりますけど、土木課長に一言、1点だけお伺いしておきます。

その傾斜が、今、逆だったのを変えるということをおっしゃったんですけど、傾斜が逆だったことについて、ただ逆だったと思っておられるのか、それとも垂水のこれまでの排水政策のためにそうなっていたのか、その辺の認識だけを1点聞かせておいてください。

○財政課長（岩元 明）私の言い方がちょっと悪かったのかもしれないけれども、逆だというのは流れていないと、出口側のほうにスムーズに流れていないという意味で申し上げたわけでございます。設計そのものがあるいは側溝の底辺そのものがそのようになっているかどうかは私は確認はしていない。ただ、現実的には向こうには流れずに逆流しているようなのをそこで見たということでございます。スムーズに流れていないという意味で申し上げたところでございます。

○土木課長（川畑信一）今の側溝の問題ですけども、あそこを造成した当時、あの今ある排水口はつくってありませんでした。これは12～13年前に県のほうでつくってもらった排水口でございます。そのために、あそこの道路側溝の勾配は逆に、港のちょっと手前のあそこのほうに流れるような勾配でつくってあると考えております。（「そうわかっているんですね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第81号～議案第87号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第20、議案第81号から日程第26、議案第87号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第81号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第82号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第83号 平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第84号 平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第85号 平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

議案第86号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第87号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志）議案第81号平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、1点目は、国保

税の医療費分と後期高齢者支援金分の税率改正に伴う、7月1日時点における本賦課による調定額と予算との整合を図るためのものであります。

2点目としましては、国保税の予算との整合を図ったことによる歳入不足を基金繰入金、前年度繰越金で対応し、歳出における今後の保険給付費の所要額分の補正をしようとするものでございます。

3点目は、関係機関からの通知に基づき、返還金と本年度の概算交付額の変更に伴う補正を計上いたしております。

これらの整理を行うため、626万円の補正をしようとしております。

歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

歳出から御説明いたしますので、8ページをお開きください。

2款保険給付費の1項療養諸費並びに2項高額療養費は、このたび4月以降の医療費の動向が判明いたしましたので、それに基づき、本年度の保険給付費額の調整を行い、補正するものであります。

3款1項の後期高齢者支援金等、それから10ページの4款1項前期高齢者納付金等は、本年度の納付額の確定に伴い、補正をいたしております。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、歳入構成の変更に伴う財源更正や、国や社会診療報酬支払基金へ過年度分の返還金を補正いたしております。

これに対する歳入でありますので、5ページをお開きください。

1款1項の国民健康保険税の補正は、7月1日時点における国保税の本賦課に伴い、調定額が判明いたしましたので、減額補正しようとする

るものであります。

6 ページであります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、6 款1 項前期高齢者交付金、7 款県支出金、2 項県補助金につきましては、それぞれ国、社会診療報酬支払基金、それに県からの年間概算交付額が示されたことに伴い、それに見合う額の歳入を補正しております。

7 ページであります。

11 款の繰入金、1 項基金繰入金、それに12 款1 項の繰越金で国保税の歳入減分の財源を補てんし、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ27 億3,236 万円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第82 号平成20 年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1 号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、平成19 年度分の医療費の事業費実績に伴い、社会保険診療報酬支払基金、国・県支出金の精算額が確定したことに伴い、これらの予算整理を行うため、2,861 万7,000 円の補正をしようとするものでございます。

歳入歳出補正予算の事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

7 ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費は、国保連合会へ医療費通知事務委託及び第三者行為損害賠償請求事務委託の委託料に不足が生じるため、補正をするものであります。

4 款諸支出金の1 項償還金、2 項繰出金は、それぞれ平成19 年度実績に伴い、老人保健交付金の超過交付分の返還と一般会計から繰入金と

して歳入で受けていました分を一般会計へ返還するための補正を行っております。

これに対する歳入であります。5 ページをお開きください。

歳入につきましては、1 款の支払基金交付金、2 款の国庫支出金、3 款の県支出金につきましては、補正理由でも御説明いたしました。平成19 年度分の医療費の事業実績に伴い、精算額が確定したことにより、過年度分が追加交付されるものであります。

次に、6 ページの4 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました総務費の委託料の増額補正に対する財源として補正いたしております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3 億7,224 万4,000 円となります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第83 号平成20 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1 号）案について、説明をいたします。

今回の補正の理由は、平成19 年度決算に伴い、国等への返還金と介護給付費基金への積み立てが主なものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出それぞれ7,999 万3,000 円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ18 億5,867 万3,000 円とするものでございます。

まず、歳出について説明いたします。

4 ページでございます。

1 款の総務費は、介護給付費基金への積み立てが主なものでございます。

次に、6 款の諸支出金、これは国・県支払基金等への返還金、それに一般会計への返還金であります。

次に、歳入についてでございますが、3 ページをお開きください。

繰越金の7,999 万3,000 円で歳入歳出の均衡を図っております。

次に、議案第84号平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について、説明をいたします。

今回の補正の理由は、医療機器の購入による建設改良費の追加補正が主なものでございます。

補正内容につきましては、6ページと7ページで説明いたします。

まず、6ページですが、収益的支出でありまして、指定管理者更新に伴い、指定管理者選定委員会の開催に要する経費を委託料から報償費に予算組み替えするものであります。

7ページは、資本的収入及び支出であります。支出は医療機器の購入費用でありまして、お示ししております上から3種が新規購入医療機器、眼底カメラから下の7種は老朽化に伴う更新をしようとするものでございます。

収益的収入につきましては、9,000万円を計上しておりまして、財源は企業債を充てております。

資本的収入及び支出の補正後の予算額は、予算組み替えのため当初予算と同額であります。

資本的収入及び資本的支出の補正後の予算額は、資本的収入額が9,000万円、資本的支出合計が2億177万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（太崎 勤） 議案第85号と議案第86号につきましては生活環境課所管でございますので、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第85号平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案について、御説明を申し上げます。

補正の理由でございますが、当初予算での計上を保留をしておりました施設の整備を実施しようとするものでございます。

3ページの歳出から御説明をいたします。

総務費の一般管理費は、需用費の修繕料を追加補正をしようとするものでございます。

次に、同ページ上段の歳入につきましては、

4款繰入金、1項基金繰入金といたしまして、と畜場施設整備基金を充てて収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,883万9,000円になります。

引き続きまして、議案第86号平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明を申し上げます。

補正の理由でございますが、今回、潮彩町排水処理施設の修繕が必要となったことから、追加補正しようとするものでございます。

3ページの歳出から御説明をいたします。

総務費の一般管理費は、排水処理施設の破碎機等の修繕に不足を生じるため増額補正しようとするものでございます。

歳入につきましては、同ページでございますが、前年度繰越金を充てて収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ760万円になります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（迫田義明） 議案第87号平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正理由でございますが、平成19年度繰越金の確定に伴い、前年度繰越金を施設等の維持管理に要する経費に追加することが主な理由でございます。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ350万3,000円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ3,498万2,000円とするものです。

歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項一般管理費でございますが、牛根境浄水場施設等の故障に対応する修繕として350万3,000円増額補正するものです。

次に、歳入でございますが、4ページでござ

います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料でございますが、19年度簡易水道使用料未納額の確定に伴い、4 万円増額補正するものでございます。

次に、3 款繰越金でございますが、19年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰越金65万7,000円を増額補正するものでございます。

それに伴って、2 款繰入金でございますが、先ほど申しました簡易水道使用料滞納繰り越し及び前年度繰越金の合計額の69万7,000円減額することによりまして均衡を図っております。

次に、4 款諸収入、境地区簡易水道運営協議会精算金でございますが、精算額確定に伴い、350万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第81号から議案第87号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第87号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第11号上程

○議長（徳留邦治）日程第27、陳情第11号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請に関することについてを議題とします。

お諮りします。

陳情第11号を総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治）明3日から8日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、9日及び10日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、4日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（徳留邦治）本日は、これにて散会します。

午後0時8分散会

平成 20 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 20 年 9 月 9 日

本会議第2号(9月9日)(火曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	城ノ下 剛
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市 民 相 談			
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教委総務課長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学校教育課長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年9月9日午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（徳留邦治）日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大藪藤幸議員の質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

○大藪藤幸議員 おはようございます。

9月に入りましたけれども、ことしは台風の上陸もございませんで例年になくよい年ではなかろうかと、そして垂水市の50周年のお祝いをしてきているんじゃないかなというようなふうにも思っております。しかし、つい最近、台風13号が発生したとのことで、我が垂水市にとって大きな被害がないことを望んでいるところでございます。

早速、議長の許可をいただいておりますので、質問に入ってまいりたいと思います。

現在、垂水の市が管理する墓地等は3カ所あるようでございますけれども、ほかに何十カ所も地域で管理運営がなされている共同墓地がございます。この共同墓地に過去、土葬から火葬

に変わりました、たくさんの納骨堂が建立されております。以前の不要な墓石、そしてお寺等に移動をされた不要な納骨堂等がたくさん見受けられます。しかしながら、市営の行政が管理していない墓地でございますので、なかなか指導ができないのではないかと考えております。

現状では、ひどいところでは通路に左から半分、右から半分納骨堂を建立されまして、今や使っていない、使われていない納骨堂もそのまま残っております。土葬時代の墓石も踏み台にしたり、土どめ等に使ってあるところはまだよしといたしましょう。しかし、高さの低い、使われていない納骨堂等は通路に左から半分、右から半分出ているところもたくさんございますので、非常に危険性がございます。お寺等に移動された家族の方々はほとんどその墓に、その墓地に二度と行かれることはないような気がいたします。

自分の知ることではないというようなことになっているんじゃないかと思えますけれども、行政で例えば墓石の置き場を確保する。そして1年に1回でも、それなりのものですから、お坊さんをお呼びいただいて供養をしていただく。どこにでも捨てられるものではないかと思われまます。そして時期を待って産業廃棄物等に処分する方法を考えていただくことはできないか。

2番目に、給食センターが統合されまして浜平にありますけれども、垂水小学校の給食の搬入でございますが、今、垂水25号線から左に入りまして学校のほうに搬入をされていらっしゃる。しかし、入って左側の道路には落ちぶたで側溝のふたがかぶっております。右側は電柱が立ち並び、ふたができない状況であろうかと思えます。

当時5年前に進入路に関して協議はなされなかったのか。左側の手前の垂水高校の体育館、小学校の体育館の裏通りから入りますと、25号線から100メートル前後で垂水小学校の体育館の

入り口に着きます。そしてスロープがありますが、体育館の裏を通って搬入する方法は検討ができないのか、この2点に対して質問を終わります。

これで、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（太崎 勤）おはようございます。

大藪議員の1番目の質問にお答えをいたします。

議員が先ほど言われましたとおり、市では垂水中央地区にある中之平墓地、海潟墓地、元垂水地区にある市木墓地の3カ所を市営墓地として管理をしております。

これらの墓地で不要となった墓地は、使用者から返納届を提出後、更地にして返納となっております。市内には各集落に共同墓地が多数ございますが、不要となった墓地等につきましては、新しい墓地や納骨堂に移転されるときに必要な改葬許可申請手続以外は、市営墓地のような返納の届け出は必要がなく、大半の共同墓地は墓地管理者のいない、昔から個々にお墓の承継者として管理されていることが多いのではないかと思います。

墓地の中には、承継者のいないお墓である無縁墓や移転後放置された墓石もあるものと思われます。建てかえや移転によって不要となって除去し、廃棄する墓石や納骨堂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で産業廃棄物の瓦れき類として定められております。

したがって、通常墓石の所有者は、墓石の撤去を石材業者に依頼をし、墓石とコンクリートに分別された後、県の許可を受けたそれぞれの産業廃棄物処理業者が適正に処理を行っており、かなりの費用がかかります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物は県及び市町村が単独に、または共同して処理することが必要であると認める場合は、その事務を行うことができます。将来、承継者のいない墓石がふえ

ることも考えられますが、廃棄物処理法や民法など法令上の問題や産業廃棄物の処理等に要する莫大な経費などいろいろな問題が予想されますことから、現段階での市独自の処分地の確保は難しいものと考えております。

○学校教育課長（押川和成）学校給食配送車の垂水小学校への進入路の変更についてお答えいたします。

大藪議員御指摘のとおり、垂水小学校への給食配送車の進入路は道幅も狭く、電柱が両側に立っている場所もあることから、非常に離合のしづらい道路でございます。垂水小学校及び市教育委員会総務課と協議をして、子供たちの安全も考慮しながら、どのような進入路が考えられるか、現在検討をしているところでございます。

以上です。

○大藪藤幸議員 それではお墓の問題から、ちょっと納得がいきませんので。

処理費等に莫大なお金が必要になるという御答弁でございますが、これは将来必ずやらなければならないこと、いつの時期にやるか。

処理費等に関しましては、まず処理費の問題もでございますけれども、まず、不要な墓石、納骨堂の瓦れき等を仮置きをする場を行政のほうで準備をしていただけないか。そして、実際納骨堂等を使っていらっしゃった方々もどうかしなければならないということは、心の片隅にあらうかと思えます。しかし、処理をする場所が提供されなければ行政で強制することもできませんので、できれば処理をする場所を探していただく、それは現在で既に困っているわけですが、今後、核家族化が進みますと、どんどんその比率は高まってくるのではないかと思います。

よって、現段階で処理費等に莫大なお金がかかるという考え方はすべきじゃないのではないかと。とりあえず仮置きをする場を提供していた

だきたい。そして、不要な墓に関するものは、この場所に持ってきていただければ受け付けますというような内容を広報等でしっかり流していただければ、10人に1人はそのような方がいらっしゃるんじゃないか。そして1人が2人になり、隣が片づければ自分もしなければならぬというふうに市民は気づくのではないのでしょうかと、そういうふうに思っておりますので、再度御回答をお願いいたします。

次に、給食センターの進入路の件でございますが、給食車の進入路の問題でございますけれども、給食車だけじゃなくて、きのうたまたま近くを通りかかりましたら、朝8時半、9時前でしたか、牛乳を配送されていらっしゃいました。非常に不便だと。

ですから、そう大きな費用がかからないのであれば、側溝のふたがついていないところにふたを設置する方法、もしくはその手前の垂水高校の体育館側から進入する方法を給食センターの係の方、小学校の関係の方と協議をなされて、ぜひどちらかの方法をとっていただきたい。

今、教職員の車も全部同じ道路を通っております。非常に大きなクランクのカーブもございます。我々とは違いまして婦女子も通られます。高齢者の車も通られます。一日でも早く結論を見出せるようにしていただきたいと思っておりますので、そのことを少し検討されるということとはよく理解いたしますが、何らかの方向を見出せるのか、そのことについてひとつもう1回御答弁をお願いいたします。

○生活環境課長（太崎 勤） 大菌議員の2回目の質問にお答えいたします。

お墓の処分につきましては、基本的には個人の問題でございますけれども、先ほど言われました、もう承継者がいらっしゃらないというお墓も今後ふえてくるんじゃないかというような考え方にに基づきまして、仮置きとかいろいろ法的な問題もクリアできるかどうか検討をさせて

いただきたいと思います。

ただ、現在個人で、20万から30万ぐらいと言われてはいますけれども、これを処理をされても既にいらっしゃる方も相当いらっしゃいますので、今後のそういった私ども廃棄物行政の懸案事項として、今後、関係課ともまた検討をさせていただきたいと思っております。

○学校教育課長（押川和成） 小学校の体育館裏を通る道もあるかと思っておりますが、子供たちの安全が一番でございますので、その点も含めて検討をしてみたいと思っております。

教材園の使用というのもございますので、その辺も見ながら必ず変更をしたいと考えております。

○大菌藤幸議員 答弁は必要ございませんが、この給食車の進入路に関しましては、スクールゾーン等の兼ね合いもございます。よくわかっております。ということで、今後、他機関と協議をされて、一番いい方法、最善の方法をとっていただきたいと思っております。

そのお墓の問題でございますけれども、これは垂水市だけの問題ではないんじゃないかならうかと思っております。ほかの地域に行きますと、隼人あたりにも私は縁があってよく参りますが、共同墓地でもそれなりに区画をされた、当初から区画をされた墓地の造成をされ、しっかりとした通路も確保されております。しかし、坊津とか、港町ですけれども、古いお墓がたくさんございまして、特に我々の垂水市よりも過疎化が進んでいるかと思われませんが、やはり我が垂水市と似通ったような状況であることも目にしております。

よって、我が垂水市だけで片づけるのではなく、県のほうにも調査をしていただいて、何らかの経費等に関しましても助成等が県全体で考えられないかということも再度御検討願ひまして、質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）次に、1番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。

今回の福田首相の辞任劇は解せないの一言に尽きます。年齢を重ねてしっかりしている福田氏なら、突然辞任した安倍前首相のような無責任なことはしないということで首相になりましたが、出处進退としては安倍氏と似たようなものです。首相の地位が物すごく軽くなっていると感じます。

また、北京オリンピックの代表選手に対して「せいぜい頑張ってください」との発言、入場行進に当たっては、各国首脳が起立して敬意をあらわしているのに対し、福田首相は着席されたままでした。文言の一言一句の大切さを痛感するとともに、福田首相には国民への忠誠心、敬愛の心はあるのかと疑問に感じた次第です。

私も、議席を与えていただいてから1年半が過ぎました。今回の辞任劇を受け、改めて議員としての職責の重さを感じるとともに、市民の皆様への負託にこたえるべく頑張っていかなばと身を律した次第です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、気持ちを込めて、また言葉を大切にしながら質問をさせていただきます。

まず、食育の推進について伺います。

平成17年7月施行の食育基本法の施行を受け、平成18年3月31日に食育推進基本計画が決定されました。国の食育推進の目標に関する事項では、事業計画を作成、実施している都道府県及び市町村の割合を、目標年度平成22年度には都道府県で100%、市町村では50%と定めています。今のところ、残念なことに我が垂水市においては推進計画策定は行われておりませんが、現在、各課で行っている食育の推進の活動と今後の展開について、各担当課長に伺います。

また、市長の食育についての考え方と食育推進計画策定についての考えはないのか、あわせて伺います。

次に、学校支援地域本部事業について伺います。

地域の教育力の低下や教員一人一人の勤務負担の増加に対応するため、平成20年度から新たに、地域ぐるみで学校を支援する学校支援地域本部事業が始まりました。事業の内容と今後の取り組みについて、担当課長に伺います。

また、学校地域支援事業本部設置の考えはないのか、教育長に伺います。

次に、学校評議員制度について伺います。

平成12年1月の学校教育法施行規則改正を受けて、地域住民の学校運営参画の仕組みを制度化するものとして、学校評議員制度が導入されました。本市でも各小・中学校で取り組まれているわけですが、評議員の選定方法と具体的な外部評価の方法、それを踏まえた改善策の策定方法はどうなっているのか、担当課長に伺います。

次に、「魅力ある観光地づくり事業」について伺います。

今回、同事業で宮脇公園約1.1キロメートルが整備される予定となったとの県回答を得られたとのことですが、事業内容と今後のタイムスケジュールはどうなっているのか。

また、県むらづくり事業を契機としてつくられた地元の産直施設「おたけどんの郷」との競合は起こらないのか。また、既存の道の駅への農産物出荷が減っていくおそれはないのか、担当課長に伺います。

次に、市長に伺います。この事業の南部地区開発での位置づけは。また、南中跡地利用は今後この事業と関連した開発を行っていくのかお示しく下さい。

最後に、「大隅少年自然の家」への市有地貸し付けと周辺整備について伺います。

まず、貸し付け面積と貸付料はどうなっているのか。

大隅少年自然の家が本市に与える経済的効果はいかほどか。キャンプファイヤーで使うまき、食材、備品、消耗品等、市内の業者が納入している事例はあるのか。また、施設管理のためのやぶ払い等の臨時雇用は発生しているのか。また、固定資産税、市歳入が発生しているのか、担当課長に伺います。

次に、貸付地区の貸付地内の松くい虫防除、市道など周辺整備については、市と「自然の家」、どちらで担保していくのか伺います。

昭和62年畜産基地建設事業によりまして、市道高塚線の幹線道路部分につきましては、総事業費1億3,402万4,000円をかけて整備されております。この折の市の負担率は20%で、2,993万5,000円の市の負担でございます。10トン車の通行を想定した立派な道路で、地域住民は大変感謝しております。

この畜産整備事業と時を同じくしまして、「自然の家」の建設も行われており、昭和63年3月には、キャンプ管理棟、野外炊飯棟、新城海の家が完成しております。この時期、幹線道路は市が畜産基地建設事業を使って整備するから、高塚集落入り口からキャンプ棟へ続く取りつけ道路の整備は「自然の家」で担保していく。また、松くい虫防除についても同様とするの取り決めがあったと聞いておりますが、協定書等残っていないのか。また、これまでの経緯も含めて、担当課長の詳しい説明をお願いいたします。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○学校教育課長（押川和成） それでは、食育の推進に学校教育課で行っている活動についてお答えいたします。

まず、各小・中学校では、給食の時間や特別活動において、望ましい食習慣の形成等のため

に食に関する指導を行うとともに、各教科、道徳、総合的な学習の時間等で食に関する指導を行っております。

目標といたしましては、食事の重要性、食事の喜びや楽しさの理解、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方の理解と、みずから食事を管理していく能力の育成、食事を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝の心の醸成などが挙げられます。

これらの目標を達成するために、各学校において、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成し、栄養教諭を講師に授業を実施、あるいは鹿大水産学部の先生を講師にした水産学習、地域の生産者の指導による農業体験学習、生産者の方々や給食センター職員との交流給食などを実施をしています。

また、給食センターでは、地産地消をさらに推し進め、子供たちに安心して安全なおいしい給食の提供に努めております。

また、市教育委員会としては、本年度文部科学省の委託を受け、「子どもの健康を育む総合食育推進事業」に取り組んでおります。これまで、5月に、市内小学校2年生、5年生と中学校2年生の食生活に関するアンケート調査の実施をいたしました。協和小学校では、垂水市漁協と連携した漁業体験活動や調理教室を行っております。

それから、県保健体育課、市保健福祉課、農林課、百笑倶楽部、市漁協、PTAの母親代表、学校保健会、食生活改善推進連絡協議会等をメンバーにした食育推進委員会を実施をしています。

また、食育推進委員や給食センター職員での加治木町や霧島市への先進地視察などを実施をしてまいりました。また、栄養教諭の各学校への食育の授業参加も数多く行っております。

この後も、協和小・中PTA合同食育講演会や各小・中学校での地域の方々を講師にした農

業・漁業体験学習、家庭教育学級や児童生徒を対象に、食生活改善推進員と連携した郷土料理調理教室の実施等を計画しております。

また、市長さんにもできるだけ早い時期に学校給食を子供たちとともに食べていただく機会をつくりたいと考えております。

今後も、各学校と家庭や生産者、関係機関との連携を充実させ、学校における食に関する指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○社会教育課長（橋口正徳） 社会教育課で取り組んでおります食育関係の事業についてお答えいたします。

食育に関します事業といたしましては、「錦江湾子ども環境調査隊」事業がございます。この事業は、ことしで3年目の事業となりますが、目的といたしましては、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供を育成するために、身近にある自然豊かな錦江湾を舞台に、魚の生態や環境、流通と食の大切さを学ぶこと、また、自然と直接触れ合う機会の少なくなった子供たちが、漁業体験を通して自然を理解し、自然と自分のかかわり合いを知ることにより、健全で心豊かな子供を育成することなどです。

活動の内容といたしましては、水産業を学習する観点から、カンパチ養殖場の見学やカンパチ料理を食べること、漁船に乗り込み、とんとこ網漁を体験することや、生物の生態と環境を学ぶ観点から、とれたエビや魚について、「錦江湾の環境と流通」といった内容で鹿児島大学水産学部の大富教授の御指導を受けております。

また、地産地消と食育の観点から、魚の栄養と食の大切さについて、とれた魚やエビを使った料理体験、「献立表をつくろう」「つくった料理を食べてみよう」などの内容で、垂水小学校の栄養教諭の講義や給食調理員の皆さんと実際に調理を行い、またこれを食べるといった内容で実施しているところでございます。

以上です。

○農林課長（山口親志） 農林課での食育推進の活動についてですが、安心・安全な地産地消の考え方をもとに、有志の農家の方々の集まりでありますたるみず楽農・百笑倶楽部から学校給食へ、例えばインゲン、ジャガイモ、キュウリなどの地元産の食材の提供をしていただき、農家と学校の児童生徒との給食を通じた交流を図っております。

また、小・中学校で地元農家の指導のもと、共同作業による田植えから稲刈りまでの米づくり、またタマネギづくり等が行われておりますが、そのような農業体験や農家との触れ合い等の中に農林課もバックアップしていき、農業及び食育に対する意識を高めていきたいと思っており、事業を推進しております。

○水産課長（塚田光春） 次に、水産業の食育についての産業活動についてお答えをいたします。

水産業は農業と並びます垂水市の基幹産業であることから、水産物の県外消費者へのPR活動や地産地消の取り組みも積極的に取り組んでいるところでございます。ブランドカンパチ、ブリを安心・安全でおいしい魚としてキャンペーンをするために、関東・関西垂水会でのPR活動、またイオン九州福岡店で開催される「鹿児島うまいもんフェア」などを利用し、直接消費者へ安全・安心、おいしい魚を売りにPR活動に取り組んでいます。

次に、地産地消の取り組みとしましては、漁協、道の駅、朝市、とんとこ館、産業祭などを利用したところの、地元の魚で新鮮でおいしい魚としてのPR活動を行い、販売しております。また、市内の小・中学校への学校給食用に年に数回ずつ、カンパチ、ブリ、ナミクダヒゲエビ、ジンケンエビを使った料理を利用してもらっているところでございます。

また、垂水市の市民へ地元の魚をもっと知っ

てもらうために、今年度4月より毎月連載で市報の1ページをお借りし、「垂水の水産事情と身近な錦江湾の話」と題しまして、カンパチ、ブリ、エビ等の紹介をしております。

次に、つくり育てる漁業の一環として、豊かな海づくりパイロット事業により、ヒラメ、マダイを牛根及び垂水市漁協管内に放流しておりますが、今年度も市内の4小学校の生徒の参加をいただきまして、放流体験を実施したところです。子供たちは、稚魚が大きく育つように願いながら砂浜や船上から放流し、つくり育てる漁業の趣旨を学んでくれたと思っております。

以上が水産業における食育への取り組みでございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 食育推進活動について、保健福祉課所管の取り組み状況についてお答えいたします。

食育につきましては、保健師、管理栄養士、食生活改善推進員によって事業を進めております。

まず、研修等ではありますが、健康づくり推進協議会での食育についての研修、協議の実施、それから食生活改善推進員養成講座の実施、これは2年間で養成するもので、栄養教室を月1回するものでございます。

それから食生活改善推進員定例会での指導、公民館講座等での調理実習や栄養指導の実施、次に保健師、管理栄養士、食生活改善推進員が協力しての事業は、妊婦健診、乳幼児健診等として、調理実習、離乳食の試食、おやつの見本提示や栄養指導をいたしております。

介護予防栄養教室としては、高齢者の低栄養予防の目的で調理実習や講話を実施いたしております。

次に、管理栄養士、食生活改善推進員が協力して保育園、小中学校等で取り組んでいる内容は、子育て講座で食育講話やおやつを試食実施、家庭教育学級での調理実習や講話の実施、学校

保健委員会での食育講話の実施、教育委員会総合食育委員会の委員として小・中学校での食育事業等に取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 感王寺議員にお答えをいたします。

食育推進計画についてでございますが、平成17年に食育基本法が制定されまして、その18条におきまして、市町村は5カ年で食育推進計画の作成に努めなければならないとされております。平成19年12月現在で県内に10市町が作成済みでございます。また、作成予定のところも多くございます。

今、各課からそれぞれの取り組みにつきまして報告がありましたとおり、いろんな各課において努力はしておりますが、推進計画自体をつくっておりません。これは今説明しましたように、作成に努力をしなければならないということになっておりますので、今後の食育、非常に大事な部門でございますから、その辺を慎重に各課、それから関係機関とも十分連携をとりながら、これからの子供たちの食育、それからまた産業、福祉その他にもかかわってきますので、推進をする方向でやっていきたいというふうに思います。策定する方向です。

○社会教育課長（橋口正徳） 学校支援地域本部事業についてお答えいたします。

学校支援地域本部事業の趣旨と目的は、近年、青少年をめぐるさまざまな問題が発生しており、その背景として、いわゆる地域の教育力の低下が指摘されております。また、教員と子供が向き合う時間を拡充し、教員が子供一人一人に対するきめ細やかな指導をするためには多忙な教員を支援することが重要であり、さらに、地域住民等が社会教育などにおいて学んだ成果を子供の教育に生かしていくことが望まれております。

このため、原則として中学校区を単位に地域

全体で学校を支援する体制の構築を図るため、学校支援地域本部事業が平成20年度から22年度までの3カ年にわたり実施されるものでございます。地域全体で学校教育を支援する本事業により、教員の子供と向き合う時間の増加や住民の知識、経験や学習成果の活用機会の充実、ひいては地域の連帯感の醸成、地域の教育力の向上などが期待されております。

この事業の取り組みにつきましては、鹿児島県では鹿児島市、指宿市、いちき串木野市、天城町、瀬戸内町の3市2町で実施されておりますが、本市においては実施いたしておりません。

理由といたしましては、この事業を実施するに当たり必要となる地域コーディネーターや学校支援ボランティアなどの人員確保の問題、喫緊の課題として中学校統合を控えていることにより教育環境が大きく変化するであろうこと、また、社会教育課で現在実施しております青少年育成事業やPTA活動事業、また垂水市の特徴的な事業でございますボランティア少年団の活動強化に努めるとともに、各地区公民館で実施している事業、例えば柘原地区公民館が行っております伝統のとんとこ網漁の漁業体験事業、牛根の3地区公民館の牛根っ子文化財探検隊、新城地区公民館の文化財少年団など、これらを充実させることにより地域と子供の連携が確保できるのではないかと考えております。

この事業は20年からの事業実施が基本となります。来年度以降の実施につきましては流動的な部分がございます。ですので、事業実施が今後可能かどうかはまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

○教育長（肥後昌幸） お答えする前に、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

私は、昨年4月に前川井田教育長の後を受けまして教育長に就任いたしました。その残任期間がもうすぐ切れようとしておりますけれども、先日の本会議におきまして再任を認めてい

ただきました。まことにありがとうございました。この1年半、私なりに、微力ではございますけれども、一生懸命やってみりましたけれども、また新たな気持ちで教育行政に取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、先ほど学校支援地域本部の設置は考えていないかというようなことでございました。

この地域本部事業につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりでございますけれども、設置を本年度しなかった理由は先ほど言ったとおりでございますけれども、内容的に非常にいい事業であるというふうに私も思っております。ですので、来年度の事業にこれが組み入れられるのか、これから県とも協議いたしまして、あるいはまた教育委員会でも十分検討してみたいというふうに思っております。

○学校教育課長（押川和成） 次に、学校評議員制度についてお答えをいたします。

学校評議員は、各小・中学校長が、学校教育活動の計画や実施、学校と地域社会、家庭との連携の促進、その他学校運営に関する事項について意見を聴取するために設けられた制度でございます。

各学校長から推薦された方々を教育委員会が委嘱するという形をとっており、市内全校で1校当たり3人から5人委嘱をしております。

学校における学校評価につきましては、本年度管理規則の改正をして、自己評価の実施と外部評価としての学校関係者評価を義務づけました。各学校では、学校評議員を含めて、PTA代表、公民館代表の方々等にこの評価をお願いしているようでございます。

学校関係者評価は、学校経営や教育活動等を項目ごとに3段階もしくは4段階で評価をしてもらう形をとっている学校が多いようでございます。各学校では、教員による内部評価とこれ

らの学校関係者評価をもとに学校経営及び教育活動を反省し、改善に生かしております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 3点目の魅力ある観光地づくり事業についてお答えいたします。

まず、魅力ある観光地づくり事業についての経緯でございますが、この事業は、観光の振興に重点を置く鹿児島県独自の事業で、市町村からの実施箇所の提案などをもとにした事業展開でありまして、平成18年度から事業が始まっております。

本市においても、道の駅のボードウォーク整備を平成19年度事業として実施していただいておりますことは御承知のとおりでございます。

今回の宮脇公園の整備に関しましては、平成20年度事業として5月末に実施箇所提案したものであります。宮脇公園の整備について、本市の提案で申し上げますと、当該地域を軽スポーツゾーン、駐車・休憩ゾーン、親水ゾーン、交流施設ゾーンにそれぞれゾーニングし、整備する案としており、整備に当たっては、県の魅力ある観光地づくり事業を活用して散策路や緑陰ベンチ、休憩所などの整備をお願いするため、今回提案したところであります。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、この事業はこれから始まることであり、魅力ある観光地づくり事業の動向を見ながらということになります。事業を進めるための具体的なタイムスケジュールは、関係機関と協議しながら今後検討することになります。

次に、おたけどんとの競合や道の駅の出荷に関することについてお答えします。

今回の事業箇所提案の中で、交流施設ゾーンに物産館の配置をしておりますが、あくまで地理的条件から考えて適地ではないかと思っておりますことや、これまでの道の駅の建設予定地の議論などを参考に配置したものでございます。

例えば、当地域の国道の交通量は1日1万2、

000台で本市随一でありますことから、その往來を見込んで物産館などの施設が設置できれば、地域の活性化に向けた施策として活用できるものではないかとの考え方でございます。また、以前に、当該地に農水産物を販売する施設を設けることはできないかとの相談を受けましたことからしましても、設置できる可能性はあるのではないかと考えております。

いずれにいたしても、計画案ができましたら、農林課とも連携しながら、地元の皆さんと意見交換させていただくことになると考えております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 感王寺議員の私に対しまして、この宮脇公園を含む南部地域の観光開発についての位置づけということをお聞きになったと思っておりますが、おかげさまで牛根方面、北部のほうは道の駅が順調に発展してきました。いろんな関係者の努力が実を結んだものというふうに思っております。

そしてまた中央地区につきましては、猿ヶ城開発、あと1年半ぐらいかかると思いますが、これも17年度から実施計画を立てまして、着々といい、癒しの場所としての、そしてまた滞在型もひっくるめた観光地としての開発をしておるのはもう御存じのとおりでございます。中央地区はこの猿ヶ城と、それから高峠が今のままでいいのかこの辺もあわせて考えていけば、中央地区に大きな魅力のある観光地づくりができると、そのように思っております。

もう1つ、かねてより南部地域に何か1つ欲しいなということを考えておりまして、そうすることによって本当に垂水全体の観光浮揚に大きく寄与するというふうにも思っておったわけございまして、これは今、課長が経緯を説明しましたように、こちらのほうから、垂水のほうから提案をして、5月に手を挙げて県のほうにお願いをしたわけでございます。

いろいろな陳情もやってまいりましたし、それからこの地域を考えますに、南中学校があと2年後に合併します。統合しますので、この跡地利用というのもやはり新城、柗原の発展にはいい形で使わなければいけないと、そういうふうに思っておりますし、跡地利用については、地域の方々と意見を交わしながら、地域の方々の意見も入れながら跡地利用についての開発についての進め方をやっていきたいと、そういうふうに思って説明もしてきたわけですが、そういうやさきにこの事業ができましたので、かなりあそこの場合は、アコウの木があれだけ並木として整っておるのは県内にもございません。

その魅力を県のほうも感じていただいたことだというふうに思っておりますし、本当に今、課長のほうからの説明にありますように、1日1万2,000台ぐらいの交通量となりますと、道の駅の3倍ぐらいの交通量なんですね。そうしますと、道の駅があれだけ4億も5億も取るわけですから、これはやり方によっては本当に新城、柗原地域の発展にも大きく寄与できる方法があるんじゃないかと、これもあわせて今後考えていかなければいけない。ですから、南部の観光開発としての位置づけであるということを申し上げたいと思います。

観光は御存じのように1市だけで完結するものじゃありません。大隅全体をにらんで今後やっていかなければいけません。その中で垂水市が本当に果たさなければいけないのは、大隅半島の玄関口ですから、本当に大隅方面にもどんどん観光客が行っていただく、連携をとりながら発展させていく、それぞれの施設をですね、いくためにはまず玄関口がしっかりとしなければいけません。そのためにもこの南部の開発は大きな役割を果たすと、そういうふうに思っております。

○農林課長（山口親志）最後の感王寺議員の大隅少年自然の家の関係の質問にお答えいたし

ます。

まず、貸付面積と借地料ですが、山林3万3,461平米、雑種地2,615平米で、合計3万6,076平米であります。貸付金額は年間18万3,503円でございます。

また、固定資産税について質問がありましたので、調べてまいりましたので報告いたします。

固定資産税については、地方税法第384条第6項の独立行政法人の所有する固定資産に対しての条例に基づき、非課税であります。同じように、隣接する鹿屋市も非課税となっております。

次に、経済的波及効果の質問であります、食材等の垂水市内からの購入等についてであります。

国立大隅少年自然の家に問い合わせをしましたところ、食材等については総合フードサービス会社と入札契約により購入しているとのこと、垂水市の業者の納入はないとのこととです。

次に、松くい虫防除、周辺整備についての負担ですが、松くい虫防除については、ヘリによる空散事業があった時期は貸付地周辺も対応できましたが、空散事業が終了してから行っておりませんでしたので、4年前ぐらいだと思いますが、少年自然の家の予算で松くい虫対策としまして樹幹注入事業を行っております。

周辺の松くい虫対策としまして、今回の補正で、市で実施のために予算を57万円計上しております。本市での実施の理由としましては、枯れ松の倒木による利用者の安全確保及び景観保護のために予算計上をいたしました。

次に、議員指摘の負担の割合の取り決め事項ですが、畜産基地についての取り決め事項も調査いたしました、はっきりしませんでした。あわせまして、少年自然の家との取り決め事項ですが、建設前の書類等も調査し、少年自然の家とも協議しましたが、建設当時の取り決め事項についてお互いがはっきりしていませんことから、早急に協議することで話をしております。

議員指摘の部分がありましたら、その協議の中で十分協議、検討を行ってまいりたいと思います。

以上で終わります。

○土木課長（川畑信一） 議員お尋ねの少年自然の家周辺の市道整備についてお答えいたします。

国立少年自然の家周辺の道路は、高塚集落までが市道高塚線で昭和37年3月に、高塚集落から鹿屋市花里までが市道高塚花里線として平成6年12月に市道として認定されておりますので、これらの路線の管理作業や整備等につきましては、市が対応するものと考えます。

○感王寺耕造議員 丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、食育の推進についてなんですけれども、各担当課ともそれぞれ立派な取り組みをされて、安心いたしました。

ただ、やはり各課ばらばらにやっておられても効果は上がらないと思うんですよね。やはり食育推進計画を、市長も前向きな答弁をいただきましたけれども、策定して、市民の皆さんと食育基本の理念、その部分をまずわかっていたくと、理解していただくと、市民の方々に、そういった体制づけて、体系づけて各担当課の役割をやっていくんだという部分が必要だと思います。

また、やっぱり霧島市の部分を私ちょっと勉強をさせていただいたんですけれども、57ページぐらいある資料ですね、まず市民の皆様アンケートをとって、現状の把握ですね、その部分を数値化していると。そして22年度の部分、目標年度の部分でどういう結果を出すのかという目標設定をやっていると、こういう作業がやっぱり必要だと思うんですよね。だから、個々の事業評価を行っていくことが大事だと思いますので、ぜひとも推進計画の策定を急いでいただきたいと思います。

1点だけちょっとお願いしたい部分が、お聞きしたい部分が、鹿児島県の場合は「かごしまの“食”交流推進計画」ということで策定されているわけですが、これは平成14年に農政課のほうでまずつくったと。それから17年の食育基本法を受けて、また改訂して、これを食育推進計画と置きかえたわけですね。だから、担当部署は農政課です。霧島市さんもやっぱり農政部局が持っているらしいです、担当課。この部分を市長にお尋ねしますけれども、所管課はどこに置かれるのか、1点だけ伺います。

あと食育推進計画、教育長の答弁をいただきたいと思うんですが、食育基本法にもうたってありますように、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体と培い、豊かな人間性をはぐくんでいく重要なものだと感じております。

そこで、現在の状態ですね、朝食を欠食する児童生徒の割合をつかんでいらっしゃるのか。

また、現在、孤食の問題等が取り上げられておりますけれども、先ほど学校教育課長、社会教育課長、いろいろ担当課長の話を伺ったんですが、なかなか児童生徒の指導だけという部分ですね、学校教育課、社会教育課、そういう部分が何か強いような感じがしまして、家庭教育、地域社会、この部分をやっぱり取り込んだ食育推進、この部分が大事だと思うんですけれども、簡単に結構ですので、思いの部分をお願いいたします。

また、国の基本計画の部分、ここの部分では地場産の活用、この部分は先ほど農林課長からも説明がありましたように、楽農・百笑倶楽部の部分で納入という部分でありますので、前の議会でも、さきの議会でもこの部分は目標値は達成しているというお話を聞いたんですけれども、もう1回その数字と、あとまた米飯給食の

普及ですね、普及活動、普及定着、この部分も国の計画ではうたわれているんですが、現在はどうなのか、現在の実施状況は。また、ふやしていく方向性はあるのかお伺いいたします。

それから学校支援地域本部事業に入らせていただきますけれども、現在、この事業自体は私も、中学校区を対象として、また小学校という部分で事業の中身は理解いたしております。小学校の現状を考えてみますと、今、複式化も進んで、複式化が進むということは先生が1人減るということでありまして、本当に仕事量が物すごく多いわけです。

また、社会教育課長は中学校統合も控えているからやらなかったという部分もちょっとお伺いしたんですけれども、私は逆だと思えます。統合自体がもう決まっているわけですから、もう先が見えているわけですよ。そうしますと、私もPTAを小中高とやってまいりましたけれども、そうすると、やはり年齢が進むほど参加率というのは悪くなるわけですね。また、地元にある中学であれば愛着がありますので、地域の方々も積極的に来られるわけです。これが中学校が統合になって中央部分で1つということであれば、私、新城に住んでいますけれども、その部分から積極的に地域の方々に参加していただけるのか、活動にですね、その部分が一番問題だと思うんです。だから、ここの部分を早急にやっていただきたいと思えます。

また、地域コーディネーターの部分ですね、この部分でも予算措置はしてあるわけですから、概算で二百二十何万でしたかね、地域コーディネーターの給料も96万程度あったかと思うんですけれども、やっぱり地域コーディネーターを雇うお金は国のほうで担保してくれるわけですから、やっていただきたいと。

中身についても若干紹介させていただきますけれども、地域コーディネーターの部分で学校支援ボランティア、これは無償ですね、この分

の取り組みの中でも、例えば学習支援活動、こういう部分も出ています。それぞれの事業において担当教員の補助として支援するという活動もうたわれていますし、またスポーツ指導、文化教育指導ですね、こういう部分もありますし、環境整備ですね、この部分、登下校の安全確保の部分、合同行事の開催等、幅広い部分で取り組めますので、この部分もぜひとも頑張ってくださいと思います。

時間がないんでありますけれども、学校評議員制度ですね、この部分1点だけです。担当課長にお伺いしますけれども、これは評価の方法というやつは聞いたんですけれども、学校側の出席者、この部分は管理職のみなのか、校長、教頭先生だけなのか、校長、教頭先生だけ学校評議員会に出席されるのか。それとも普通の教員の先生方という部分も参加されるのか、この部分、1点お伺いいたします。

次に、魅力ある観光地づくり事業ですけれども、市長も答弁いただきましたけれども、思いを。本当に地域住民等にとっても南部地区の経済、農業振興ですね、またスポーツ振興、この部分に重大な役割を果たしてくれるんじゃないかと期待しております。

担当課長の説明にもありましたように、事業内容ですね、その部分、まだこれからだという部分なんですけれども、私は反対はしていないんです。反対はしていないんですけど、ただ1点だけちょっとひっかかっている部分がありまして、予定地の部分ですね、海岸線に沿って細長いんですね、ずっと幅がないと。そういう部分がありまして、ウナギの寝床のような状態になるんじゃないかと考えております。

また、駐車場についても、大型バスが果たして入れるのか、収容できるのか。この部分もちょっと心配でありまして、大きいバスが入らんことには集客力は低下するわけですから、この部分もちょっと心配しております。

そういう部分で、平成22年中学校統合を待ってですね、待って、やはり広い部分、南中の部分にこの事業を持ってくると、もうちょっと大規模化してですね。そういう考えは担当課、市長の部分になかったのか。また、庁議でその部分は議論されなかったのかお伺いいたします。

また、この宮脇の部分ですけれども、担当課長、宮脇公園のアコウの木、ちょうど東スタンドのあたりなんですけれども、あれを2本、道の駅がつくられるとき、市民の方々には何も説明もなく道の駅のほうに移設されているんですよ。これは山本係長からも言質を得ましたので、やっぱり地域住民に一言は説明せよという部分を私は市民の方々から御意見賜りました。というのが、アコウの木自体が防潮対策、潮の部分ですね、この部分の防潮の役目を果たしてくれているものですから、その部分でやっぱり、ないごとも持っていとよという御意見が出たんだと思います。

開発に当たっては、これからどうなるかということなんですけれども、アコウの木ですね、計画策定に当たって具体的にアコウの木、防潮対策として、また自然保護区の観点からも、できるだけ残す形で施設の配置を考えていただきたいということと、あと交流施設ゾーンですね、物産館の計画されている部分のゾーンですけれども、この部分が緩やかなカーブなんですよね。緩やかなカーブで非常に危険じゃないかなと。建物、駐車場の配置、この部分にちょっと配慮をいただかないと事故等が心配されますので、よろしくお伺いいたします。

また、物産館の配置についてはこれからということだったんですけれども、全員協議会でいただいた資料では人家と隣接しているんですよ。この部分を前もって、すぐ隣の部分には前もってやっぱり協議する必要があると思うんですよ。その部分をお願いいたしておきます。

あと物産館の運営方法なんですけれども、先

ほど質問しましたけれども、おたけどんの部分、余り答えていただけなかったわけですが、商工観光課長ですね。物産館の運営方法については、道の駅と同じような指定管理者制度を活用して運営していくのか。その中でおたけどんの郷との位置づけ、この部分をどう考えておられるのか。一応おたけどんの郷、61名の会員で845万円ほどの売り上げを上げておまして、この部分も、お互いにどうやって競合がないのかという部分も心配されるわけですが、お互いにいい部分で、また物産館の部分もおたけどんも入れるような形での計画というやつがやっぱり必要だと思うんですが、この部分をお願いいたします。担当課長お願いいたします。

あと自然の家の部分ですけれども、ここは固定資産税の発生もないと、市の経済効果も全くないということですね。貸付料の18万3,503円、そして松くい虫防除、樹幹注入の予算ということで57万円、今回の補正で組んでであるということなんですけれども、これは何で市が払わないのかと。それは独立行政法人になって、自然の家の経営というやつも苦しいとそれはわかっておりますし、また、自然の家自体が我が市にとっての社会教育、学校教育、多大な貢献をいただいていることはわかるんですけれども、ただ、別の団体なんですよね。市長は共生・協働という部分をうたわれていますけれども、これは市民に説明がつくのかなと私は疑問に思うわけです。

一応話を聞いてみますと、600本の松があって、20センチ以上の木が300本あるそうです。その部分、樹幹注入をしなきゃいけないと。また300本の部分、経費としては今度の57万円というのは100本分だという部分で理解しております。そうしますと、また薬の効果も3～4年で切れるということで、毎年57万円の部分を市が負担していくのかと。これは全くおかしな話でして、この部分の支出が果たして妥当なものなのか、こ

これは大事な問題ですので市長にお願いいたします。

自然の家との協議ですね、道路の部分はもうこれは市で担保せんないかんという部分の担当課長の見解だと思っておりますので、あそこの部分はもともと道路がなかったわけですね、取りつけ道路、高塚線の終点からですね。自然の家ができたことによってつくられました。あそこは物すごく今、荒れておりまして、また取りつけ道路ができたことによって水がまとまって人家のほうに行くという部分がありますので、すぐには言いませんけれども、一応道路整備の部分、そこの部分は市のほうでしっかり排水対策まで含めてお願いいたします。これは答弁は要りませんので。

済みません、以上よろしくお願いいたします。

○教育長（肥後昌幸） 食育につきまして、子供に対する食育の重要性の認識はどうかということだと思っておりますが、子供の食に関しましては、朝食の欠食、外食や調理済み食品の増加などの食生活の乱れや肥満、過度の痩身などから、望ましい食習慣の形成が国民的課題となっております。小・中学校における食育の重要性が増していることは御承知のとおりでございます。

私もこのことについては十分認識しております。教育委員会の重点施策に食育の推進を掲げるとともに、学校教育課の基本方針には、「食育をベースとして、知育・徳育・体育のバランスのとれた教育の充実」の文言を入れさせております。本年度文部科学省の委託の「こどもの健康を育む総合食育推進事業」を受けましたのも、このことをさらに推進したいとの思いからでございます。

重点課題である学力の向上や健康の増進、さらに心の教育とも密接なつながりがあると思っておりますので、その充実に努めてまいりたいと思っております。

数値的なものにつきましては、学校教育課長

に答えさせます。

以上です。

○学校教育課長（押川和成） それではまず、朝食の欠食の件についてでございますが、本年5月の調査における児童生徒の朝食欠食率は、小学校2年生が11人で9.4%、5年生が12人で10.3%、中学校2年生が12人で11.9%という実態でございました。

次に、食育の進め方でございますが、子供たちの食の中心はあくまでも家庭でございます。保護者の理解と実践に結びつくことを念頭にこの食育を進めておりますが、この事業の成果が今後、市全体に広がっていくよう充実にまいりたいと思っております。

次に、給食センターにおける食材の地場産物の割合でございますが、19年度は38%になっております。

次に、学校給食における米飯の割合でございますが、現在、週5日のうち3日が米飯、2日がパンとなっております。

米飯をふやすことにつきましては、給食費の値上げも関係してまいりますので、このことも含めて検討しなければならないと考えております。

以上です。

○農林課長（山口親志） 2回目の質問の食育推進計画の所管課はということですが、県の流れやいろいろな関係で、所管課は農林課と考えて、農林課で推進していきます。

○学校教育課長（押川和成） 学校評議員会の持ち方ということでございますけれども、学校評議員から意見を聴取する方法としては、学校評議員会そのものは規定はしておりません。

各学校では、この学校評議員会をしているところは多いと思われそうですが、現在、学校関係者がどのような形で参加しているかは現在つかんでおりません。また調べてみたいと思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 宮脇公園の整備

について幾つか御質問いただきましたけれども、まず、予定地が海岸線で幅がないということでございましたけれども、ここの評価につきましては、「かごしま よかところ100選」にも選ばれた景観のよいところでございます、そういうことも評価されて、県のほうも「魅力ある観光地づくり事業」の導入を検討していただいているところでございます、これはこれで進めていただければ本当にありがたいことだと思っております。

また、南中跡地の活用につきましては、議員御指摘のとおり、あそこは広い面積もございますので、含めて検討していく必要があると思います。

それと、アコウの木を大事にしなければという御指摘でありまして、これはもう御指摘のとおりで、アコウの木を道の駅に移植したという話は聞いております。1つのここの宮脇公園の魅力というのは、アコウの木があそこに並木をつくっているという、県内でも珍しい場所ということの考えもございまして、それは大事にしていかなきゃいけないと思います。

次に、物産館といえますか、交流施設ゾーンのところの物産館についての位置が場所的かどうかということでございましたけれども、これは配置的に考えたときに、一番南側になりますけれども、そこが適当ではないかというふうなところで提案したところでございますけれども、これにつきましても全体的な中でこれからどうしていくかということを考えなきゃいけません。その中で検討していくことになります。

そして、そういう地元の方というか、隣接の方についても、こういうことを検討した上で、こういう形で進めたいというような御説明できる内容が詰まりませんと、また話がいろいろ先行して違った方向へ展開することにもなりかねませんので、そこのことについてはある程度煮詰まった段階というふうに考えます。

それと、物産館の運営につきましては、道の駅の運営を参考にいたしまして、運営方法等、今後検討してまいりたいと思います。

また、おたけどんのことにつきましては、おたけどんも参入するという御提案いただきました。これは本当に前向きに御検討いただきたいことだと考えています。

以上でございます。（「自然の家だけお願いします」と呼ぶ者あり）

○市長（水迫順一）大隅少年自然の家は昭和62年の9月にオープン式をしております。もう20数年たっておるわけですね。ですから、当時の契約がどうだったのか、細部にわたってやっぱりちょっと検証しなければいけないでしょう。

いろんな問題を提起されました。垂水に効果があることはもちろん大事なことだし、周辺の管理を市がいつまでも本当にしているのか。ただ、独立行政法人が非常に厳しい財政状況だということは御案内のとおりなんです、垂水市も非常に厳しいわけですから、その辺話し合いをして、どういうところをどういう形でできるのか話し合いをしていかなければいけない。

それと、経済効果だけじゃなくて、子供の教育に対する本当に今まで果たしてきた役割、非常に大きいものがある。それから、今度南部開発をしますけど、そこの関連というのが今後出てきます。ですから、そういう方面もやはり加味しながら、いい関係をつくっていかなければいけないと、そういうふうにも思っております。（感王寺耕造議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時から再開します。

午前10時52分休憩

午前11時 開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を

開きます。

9番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。

9月1日夜、福田首相は記者会見し、辞任する考えを表明されました。なぜぼろぼろになるまでやらないのかという人もおられました。「新しい布陣のもとに政策の実現を図らなければならないと判断し、辞任することを決意した。国会の実質審議を前にしたタイミングで国民にも迷惑がかからないと判断した」と申されました。最後は中国新聞の記者に、「他人事のようにとあなたはおっしゃるけれどもね、私は自分自身を客観的に見ることができるんです。あなたとは違うんです」で締められております。

最大の原因はやはり公明党との不協和音にあるようです。国会のねじれもあります。公明党との路線対立が引き金のような気がします。公明党は麻生氏でないと次の選挙が戦えないとの思いがあったようです。それにしても唐突で、党利党略と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

国民は、原油の高騰、物価高で苦しんでいる中、やはり無責任過ぎるのではないのでしょうか。確かに中国との関係の改善、道路特定財源の一般財源化等や洞爺湖サミットの開催、総合経済対策の取りまとめ等、実績も残されましたが、国民不在の辞任発表であったと思います。

前置きが長くなりましたので、本論に入ります。

道の駅温泉施設についてでございますが、6月18日から8月12日まで営業停止となったわけでございますけれども、これまで合計2回トラブルが発生しております。当然、道の駅全体の集客力も落ち、売り上げも減少するわけでございますけれども、これについてはどのように考えておられますか。

また、トラブルの原因は何だったのか教えて

いただきたいと思います。

次に、旧保養センターについてでございますが、旧保養センターが垂水ベイサイドホテル「アザレア」として10月1日に仮オープンに向けて準備中でございますが、仮オープンに至った経緯を説明してください。

次に、第8消防分団の車庫及び詰所についてでございますけれども、第8消防分団の車庫及び詰所は昭和48年8月20日に建設され、現在に至っております。老朽化が激しく、建てかえの必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） まず、1点目の御質問の道の駅の温泉施設についてにお答えいたします。

今回の道の駅の温泉施設のトラブルにより、道の駅の売り上げが落ちたのではないかと御質問ですが、温浴施設を休館しておりました56日間の売り上げは、対前年比96%で若干落ちており、休館したことによる減収はありますものの、温泉の平均的な売り上げが売上総額に占める割合が4から5%程度でありますことなどを考慮しますと、物販施設やレストランの売り上げに大きく影響したようには思えないところでございます。

なお、収益で考えますと、休館している間の温浴施設への支出が減っておりますので、収益的には余り影響はなかったと思うと報告を受けております。しかしながら、温泉がとまったことにより、足湯を初め、道の駅全体のイメージを下げたのではないかと心配はございます。

また、トラブルの原因についてであります。これにつきましては、市報への掲載などをしておりますが、原因として考えられるのは、スケールの付着により揚湯管の固着と揚湯管と空気圧送管の絡み合いなどではないかと考えております。

スケールの発生は平成17年4月の開設当初から見られており、当時の水中ポンプ故障の原因となっております。現在はエアリフト方式に変えておりますが、やはりスケールは付着しておりますので、時期を見て点検しているところでございます。

次に、2点目の旧保養センターについての御質問にお答えいたします。

これまでの経緯につきましては、平成19年9月議会の旧国民年金保養センター施設についての御質問に、「自主営業を断念され、委託やホテル関係者への譲渡の道など検討しておられるようです」とお答えしておりました。その後の経過として、ホテル関係者へ譲渡の方向で動かれ、市としても情報の提供など行ってきたところでありますが、幾つかの交渉はあったように聞きますが、譲渡にまでは至らなかったようです。

そのような中、本市からの引き続いての再開要請などあっていろいろと検討されたようでありますが、事業資金の調達めどが立ったことで今回の自主営業に踏み切られたようであります。現在、館内の清掃や備品の準備など進められており、従業員の確保などをあわせて、10月1日の仮オープンに向けた準備を急ぎ行われているような状況でございます。

○消防長（町田昭典） 森議員の質問にお答えします。

消防団第8分団車庫及び詰所の建てかえについてでございますが、第8分団車庫、詰所につきましては、昭和48年8月に鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積49.5平米を新築し、二川地区の消防防災の拠点として活用してまいりましたが、外壁モルタルの崩落、鉄筋の腐食等が生じてきております。

平成8年7月に、隣接しておりました垂水幹部派出所、牛根駐在所の移転に伴い、建物が鹿児島県から垂水市に移管をされ、9月には消防

行政財産に移管をいたしました。消防行政財産に移管とともに、詰所をこの移管建物に変更し、平成12年に屋根修繕等を行い、現在に至っております。

議員御指摘のとおり、昭和48年建築の鉄筋コンクリート造の建物につきましては老朽化が激しく、危険性があることから、2階部分の詰所につきましては隣接の木造建物を使用しております。

消防ポンプ自動車の車庫につきましては、シャッター、電気配線等の一部を改修し、現在も使用しているところでございます。しかしながら、やはり危険性の排除は完全とは言えないところから、第4次垂水市総合計画、事業計画といたしまして、平成25年度に現在の建物を解体撤去し、新築を行う計画を作成をしているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 再質問をいたします。

まず、道の駅の温泉施設についてでございますけれども、スケールの付着が原因ということも皆さんも御存じだろうと思えます。スケールについては、一般的に酸に溶ければ炭酸カルシウムだと、溶けなければ硫酸化物ではないかと言われておるんですが、道の駅のスケールはどっちだったのか。それから、スケールの分析はどの程度されているのか。

それから、温泉のくみ上げ方式として水中ポンプでくみ上げる方法とエアリフト方式があるそうですけれども、1回目のトラブルの後、エアリフト方式に変更されました。専門家に言わせると、どちらかというエアリフトのほうが詰まりやすいということなんですけれども、最初のトラブルのときにこのことは知っていらっしやったのかどうかお聞きいたします。

それから、今回のメンテナンスの費用はどれだけだったのか。一般会計からの持ち出しはないのかお聞きいたします。

それから旧保養センターについてですけれども、垂水市としてもホテルが順調に経営維持されることが望ましいわけですが、市民の方々が納得して御理解いただけるような支援策が必要だと思っておりますが、支援策としてはどのようなことが考えられるのか教えていただきたいと思っております。

それから第8消防分団の車庫でございますけれども、総合計画に基づいて平成25年度に建てかえたいということでございますが、平成25年といいますと、あと5年ぐらいあるわけですよ。ですから、私としてはもう少し、1年でも繰り上げることはできないのかお聞きいたします。

これで、再質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅の温泉施設についての2回目の御質問にお答えいたします。

まず、スケールの分析につきましては、平成17年9月議会の御質問に対する答弁を引用いたしますが、「鹿児島大学に成分分析を依頼し、スケールの主成分は炭酸カルシウムで、スケール付着の原因については海水の混入も否定できず、揚水することによって地下水脈に変化があったことも考えられ、スケール付着の原因の特定にまでは至らなかった」とお答えしております。

次に、エアリフトにつきましては、当初の水ポンプがスケールの付着によって吸入孔がふさがれるなどして使用できなくなりましたことから、考えられます方法として、以前から使用例のあったエアリフト方式に変更したものでございます。

次に、今回のトラブルの復旧費用についてでございますが、復旧の費用は、故障の原因が今回の点検作業中に起きたトラブルに起因するもので、復旧するには管の引き上げをする必要がありますことから、請負業者で責任を持って全

額負担の上、復旧することを、市も打ち合わせに立ち会いし、確認しております。

なお、費用は相当額になったようでございますが、詳細には承知いたしておりません。

次に、旧保養センターについての御質問でございますけれども、市としての支援策についてでございますが、これまでも御説明いたしておりますとおり、宿泊施設として再開された場合には、独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構が民間に売却するときに、宿泊施設としての利用を目的に購入し、営業が再開された場合は固定資産の減免や、関係団体、機関と協力して利用率の向上に努めることを入札条件に提示しておりましたので、このようなことを軸に支援策を検討いたしたいと考えております。

○消防長（町田昭典） 森議員の2回目の質問にお答えをいたします。

第8分団本部の新築について、平成22年度または23年度に計画できないかという質問でございますが、整備計画には、消防本部、消防団の消防ポンプ自動車、車両等の更新等、経年に応じた計画、また消防本部の平成24年度広域化を踏まえた整備計画に過疎債を財源として事業計画を作成しているところでございます。

第8分団本部新庁舎建設につきましては、移転整備の形で進めようと考えておりますが、まず、現在の庁舎場所についてでございますが、国道220号と県道72号との交差点前にあり、信号もあることから出入りが容易でないこと、次に、国土交通省所管の国道220号環境整備事業により、現在の詰所を含めた地籍の減少が考えられます。

このようなことから、国土交通省の動向等を見きわめた中で事業を実施する計画でありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○森 正勝議員 再々質問をいたします。

道の駅の温泉施設については、定期的にメン

メンテナンスを施すことでトラブルを未然に防ぎ、安定した温泉の供給をする必要があるわけですが、1回目のトラブルが起きたのが平成17年12月の後、点検を19年2月に行っているようです。この間1年2カ月ございます。そして今回のトラブルまで1年4カ月あるようです。こういった意味でも、定期的なメンテナンスが行われていなかったのではないかと思うんですが、最低でも年1回はメンテナンスが必要ではないのかと思うんですが、その辺のところをお聞きいたします。

それから、事故の報告が、議会にいたしましても、市民の皆さんにしても少しおくらせているのではないかと思うんですが、その辺のところもお答えいただきたいと思います。

それから、もう少し道の駅の情報がある程度、公表できないものもあると思うんですけれども、やはり、すべてとは言いませんが、情報の公開をしていただきたいと思うんです。その辺についてお答えをいただきます。

それから旧保養センターについては、今現在6人のスタッフと大坪不動産の専務の方が時々見えているようでございますけれども、ホテルのほうとしても、地元雇用とそれから地元商店の活用を考えておられるようです。ぜひ、市も固定資産の一部減免ということを行うということでございますので、市長さん初め、職員の皆さん、そしてまた市民の皆さん、我々議員の皆さんも御協力をいただいて、ホテルの経営が維持できるようにできればなというふうに思いますので、これは答えは要りません。

それから第8消防分団の車庫についてでございますけれども、確かに220号の歩道の整備というのはございまして、あそこの今の車庫の前の防火水槽ですか、これとそれから駐在所の一部もどうもこれにひっかかりそうなので、大体今の予想では平成24年度ごろにそこも行われる、歩道の設置が大体24年度ごろになるんじゃない

かと思いますので、消防の移転もですね、移転と申しますか、新築のほうもそのところに一緒にあわせて検討していただければというふうに思いますんですが、私はそういうふうに理解しているんですけれども、そういう理解でよろしいですね。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅の温泉施設についての3回目の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、早目にメンテナンスを行うほうがトラブルを未然に防げるのではないかというふうに思います。ただ、費用の面もありまして、時期を見ながら点検してきたつもりではあったようですが、今後同じようなトラブルを起こさないためにも、定期点検の時期を早めることも含めて、点検時期の検討をしてみたいと思います。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

また、今後は、費用はかかりますが、温泉井戸本体のケーシング管の内面に付着するスケールの研磨洗浄も数年置きに実施したいと考えております。

次に、今回のトラブルで温浴施設の休館したことの周知がおくれたのではないかということでございますが、このことにつきましては、市報9月号でも触れておりますとおり、確かに反省点でございます。

それともう1点、道の駅の情報をもっと開示すべきではないかということでございますけれども、道の駅の運営につきましては、指定管理者に運営を管理代行させており、自主的な運営の部分もございまして、営業とかそういう面については道の駅の自主的な判断というところもある。ただ、利用者、市民の皆様にかかわる部分の情報については今後も情報提供ということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○消防長（町田昭典）森議員の3回目の質問にお答えいたします。

2回目の質問で答弁いたしましたとおり、国土交通省の国道環境整備事業が計画されているところではありますが、新城地区から始まった工事は現在、終原を工事中、協和地区につきましては今後、脇登に入ろうとしております。

牛根地区については、現在、国土交通省の委託したコンサル業者が支障物件等の調査中であるところから、平成24年度までには現第8分団本部庁舎の地区が工事を終了するのではということから、平成25年度を計画したところではありますが、今後、進捗状況を見ながら対応することは可能であると考えております。

以上でございます。（森正勝議員「これで終わります。ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

お昼前の時間を少しだけ拝借いたします。

感王寺議員、森議員が福田総理辞任について述べられました。私も一言話をさせていただきたいと思います。

臨時国会召集を前に、何の前ぶれもなく福田総理が辞任されました。安倍前総理に次ぐこの退陣劇を、国民不在の無責任きわまりない政局として国民の多くは辟易しているのではないのでしょうか。

衆参逆転のねじれ国会では、民主党を初めとする野党は、政府案に対しオール反対の姿勢を貫き、全くの国民無視で、政権争い丸出しの国会に見受けられました。

昨日9月8日、小沢一郎氏が民主党代表選に無投票で三選され、政権奪取への意欲を強く述べられておりました。民主党政権が誕生して、マニフェストどおり国民の生活を第一に考え、

中央官庁の無駄を徹底的になくし、官主導から政治主導への転換も一国民としては期待もするところでございます。

あす9月10日、自民党総裁選挙の立候補が締め切られ、麻生太郎、与謝野馨、石原伸晃、小池百合子、石破茂氏が立候補され、論戦を展開される予定だろうと思います。自民党の活発な総裁選挙と正反対の民主党代表選無投票の展開は、大きく政局に影響を及ぼすことは確実であり、福田総理を犠牲にしてまで自民党政権生き残りにかける政党政治のしたたかな戦略が見え隠れしているようです。総裁選の余勢を駆って衆議院解散、総選挙の段取りになるかと思いますが、忙しい実りの秋を迎える今日、日本国にとっても実りある政局の秋になってほしいと思います。

さて、議長より許可をいただいておりますので、通告に従い、順次質問していきます。市長並びに関係課長の明確な御答弁をよろしく願いいたします。

最初に、平成20年度施政方針の中間評価についてお伺いいたします。

20年第1回定例市議会において、市長は、平成19年度同様に、「改革」「協働」「前進」という3つの視点で市政運営に全力で取り組まれる所信を述べられておりますが、20年度も折り返し地点に向かおうとしている今、市長として当然これまでの市政運営についてみずから評価をされておられるはずです。そこで、これまで実施されてきました評価を伺い、さらに今後の課題や方策についてお伺いいたします。

1つ目は、改革について伺います。

行財政改革を着実に実行しながら、厳しい財政状況のもとで市長が目標とされている市民生活、福祉の向上、産業の振興や発展という分野で、市長が思われている目標値に対し何割が達成されたと判断されているのか。また、その評価される実行された具体的内容について御説明

をお願いいたします。

また、今後、その目標値の達成に向けての課題あるいは方策について伺います。

2つ目は、協働について伺います。

自分たちのまちは自分たちでつくるという意識向上を図るため、地域担当職員制度により地域力の向上につなげたいと述べられておりますが、これまでの制度の評価とあわせ、各地域公民館からの意見等があればお示ししたいと思えます。

また、地域においても、担当職員の取り組み姿勢についても温度差があると思えますが、現状で地域格差が見られるのかどうか、あわせて伺いたいと思えます。

3つ目は、前進について伺います。

農・畜・水産品の流通の強化やブランド化、それらのPRに努め、猿ヶ城や高峠、錦江湾の自然を生かした体験観光型の観光垂水づくりや人口減対策の空き家バンク制度、定住促進住宅のUターンやIターン、さらに若者の定住促進が必要と述べられております。これまでの評価と今後進める方策や課題についてお示ししたいと思えます。

2番目に、継続している主要施策について伺います。

これらについては事務事業担当課もはっきりしておりますので、各所管課長の答弁をお願いいたします。

平成18年度より数多くの質問がなされてきております農業公社設立について伺います。

最終的段階で大きなハードルを越せないままに、宙に浮いたような農業公社の設立問題ですが、これまでの事務事業の評価と今後の実現に向けた課題と方策について、改めてお聞かせ願いたいと思えます。

次に、資源リサイクル畜産環境整備事業について伺います。

環境保全の観点から家畜排泄物法が制度化さ

れ、そのコンプライアンスを促進するため、資源リサイクル畜産環境整備事業が導入され、私も過去2回ほど質問をした経緯がございます。当初の事業年度は3年間ぐらいだったと記憶しておりますが、これまでの事業導入の実績と評価、今後の課題と方策について、以上2点について農林課長からの答弁を求めます。

次に、ごみ分別とリサイクルについて伺います。

ごみの26品目分別は垂水市の誇れる施策の1つでもあり、それに伴う資源ごみのリサイクル率も全国9位という名誉をいただいていることはうれしいことと思えます。本年4月より肝属一般廃棄物処理組合のごみ処理が開始されております。肝属一廃との関連において、過去の議会でもごみ分別に対し、数名の同僚議員が質問に立たれております。

そこで質問いたしますが、肝属一廃稼働後のごみ分別の整合性についての評価と、分別当初より近年のほう分別が徹底されていない傾向にあると聞きますが、26品目分別の評価、さらに資源ごみのリサイクルに際し、プラスチック類の分別の現状評価と今後の課題、方策についてお聞かせ願いたいと思えます。

最後に、合併処理浄化槽の普及促進について伺います。

これも長年の継続事業で、河川、海洋の水質汚染防止のために家庭用の合併浄化槽に補助金が出る制度ですが、これまでの事業導入の実績と評価、今後の課題、方策について、以上2点について生活環境課からの答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一）池之上議員にお答えをしたいと思います。

3つの視点、「改革」「協働」「前進」は、市長選挙の公約でもあり、また平成19年度から市政運営の基本方針でありますので、平成20年度分だけ区切って分析、総括するには無理があ

と思われる。そのために平成19年度から今日までを総合的に総括いたしますと、当初の目標を大きく上回り、大きな成果を生み出していると認識をしております。

それぞれお答えをしたいと思います。まず、改革の視点につきましては、平成15年1月市長就任以来、私に課せられた任務は、まず第一にこの垂水市財政の再建であり、それに続きまして、21世紀に充実と発展が約束される垂水市の再構築でありました。「改革なくして発展なし」を基本理念としまして、さらなる行財政改革を着実に実行し、持続可能な財政づくりに取り組んでいます。

まず、歳入では、市税の課税客体の把握、使用料・手数料では受益者負担の適正化等により自主財源の確保に努力し、交付税、国県支出金等の依存財源につきましては、少しでも効率的で適正な財源を確保するよう最大限の努力を傾注してまいりました。

歳出におきましては、庁内経費の再点検及び公債費の削減並びに補助金の見直しと扶助費の適正な運営を行っております。また人件費につきましては、平成17年11月に策定されました垂水市新定員適正化計画では、平成17年度から平成26年度までの10年間で職員を50名削減することを目的にしていますが、平成17年度285名から平成20年度4月1日現在で259名と、この3年間で既に26名削減してきました。

人員を削減をしてもサービスが低下しないように工夫しなければなりません。その点につきましては、職員の皆さんに「市役所が変われば垂水が変わる」といつも申し上げ、市内で一番の頭脳集団になるように、市内で一番の働き者の集団になるように、市内で一番活気があって親切な窓口になるように、衆知を集め、持続可能なまちづくりに努めてまいりました。

そのほか、職員給与の削減、各課マニフェストの作成、点検及び内容の充実、市役所窓口の

時間延長などに取り組んでまいりました。

今後も、行財政改革を着実に実行し、持続可能な財政づくりに努め、厳しさを増す財源状況の中で、より効率的な、効果的な施策の目的を達成できるように創意工夫しながら、市政運営を行ってまいりたいと思っております。

次に、協働の視点につきましてはお答えをいたします。

具体的な対策といたしましては、地域担当職員制度の配置を始めましたが、これにつきましてはまだ始まったばかりで評価のできる状態ではありません。

この制度は、全職員を対象とし、活動は原則ボランティアとし、公民館単位で地域を区切って、その区切った地域を職員が通常の業務とは別に、地域の担当者として行政の立場から地域にかかわっていくものでございます。

活動内容といたしましては、地域との話し合いにより地域担当職員と地域が活動し、地域の振興を図るものでございます。当分の間は地域の会合や行事等に参加し、地域の活性化に協力しようとするものでございます。

担当課によりますと、各地域の担当職員は会合や行事等に参加しているとのことですが、公民館や地区住民の皆さんからの意見等は特に寄せられていないようでございます。また、地域間での格差は見られていないとの報告を受けております。

そのほかに、自主防災組織づくり、大規模な総合防災訓練の実施、災害時の応急対策、対応協定の締結、危機管理監の任命、防犯パトロール隊の組織化、総合計画の策定などに取り組んでまいりました。

今後も、市民と一体となってまちづくりに努め、元気な垂水、災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

最後に、前進の視点につきましては、農・畜・水産関係では、垂水市漁協の「海の桜勘」並び

に牛根漁協の「ぶり大将」のブランド認定、学校給食での地産地消、朝市や道の駅での地産地消の推進、積極的なセールス活動を進めてまいりました。

観光垂水づくりでは、キャンプ場や刀剣山登山道の整備、道の駅たるみずの充実、島津墓地の整備などに取り組んできました。今後は、道の駅のレストランの拡張やサイクリングロードや遊歩道などの護岸道の整備も検討していきたいと思っております。

福祉政策では、妊婦の健康診査の公費負担増、AEDの設置、生活習慣病対策の推進、学童保育の充実に取り組んでまいりました。

人材育成では、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールの充実、市民講座、公民館講座の充実、鹿児島大学との連携、垂水高校の存続、垂水中学校統合などに取り組んでまいりました。

まちづくり、組織の強化・発展には、人材の掘り起こし、人材育成が不可欠でございます。今後は、公民館活動の活性化や振興会組織の強化、NPO、ボランティアの組織づくりや育成にも一層力を入れていきたいと思っております。

そのほかに、バイオマス熱利用フィールドテスト事業、朝市の開設や市職員による商品券やカンパチ、ブリの購入、国道拡幅や県道、市道の整備、牛根大橋の開通など取り組んできました。

今後は、桜島架橋の建設、大隅横断道路の建設と東九州自動車道路への接続の要望にも力を入れていきたいと考えております。

人口減対策としましては、平成17年度より空き家バンク制度を始めましたが、平成20年度8月末現在で30世帯、70の方が本市に転入してきておられます。

空き家バンク制度につきましては、全国各自治体で取り組んでおりますが、実態としましては、普通年に2～3世帯転入するぐらいが平均だそうで、それからしますと本市のこの制度の

実績は高く評価できると思っております。本市の場合は、これまで新聞やテレビ等のマスコミで何回も取り上げられたことが原因だろうと思っております。

さらに、平成19年7月に雇用促進住宅を購入しましたが、購入当時の入居世帯が57世帯でしたが、現在は28世帯増加し、85世帯となっております。そのうち17世帯、36人は市外からの転入となっております。

また、空き家バンク制度や雇用促進住宅については、先進地として県内外から市議会議員や役所職員の研修視察も多く、既に10件を超しております。引き続き今後も空き家バンク制度と定住促進住宅を活用し、人口減対策を進めていきたいと思っております。

このように多くの成果を生み出した要因は、提起した方針の内容と時期が市民の皆さんの目線と合致し、市民の皆さんの感覚と思いが一体となった結果だと判断しております。今進めている方針、施策をより一層追求していくことが「住んでよかったと思えるまちづくり」に直結するものと考えております。

○農林課長（山口親志）池之上議員の農業公社について、まずお答えします。

設立に向けまして、計画から3年目に入ってまいりました。経緯としまして、鹿児島県農業開発センター果樹部いわゆる果樹試験場が移転するということにより、跡地の有効利用並びに農家の高齢者対策、後継者不足等の対策として、垂水市農業振興の推進のためにも垂水市に合った農業公社との観点から、専門部会二十数回、幹事会6回、設立準備委員会7回を開催し、検討してきております。本年度は管理運営の試算も提示しました。また、本年12月に予定されております公益法人制度改正により、市単独の公社設立認可が難しくなると思われることから、鹿児島きもつき農業協同組合等の参入が必須であります。

現状としましては厳しい状況であります。県内の公社の運営等を調査し、引き続き検討をしてみたいと思います。

次に、資源リサイクル畜産環境整備事業の計画及び実績につきましては、平成18年度から22年度までの5カ年計画で、平成19年度までの実績は5カ所の5億8,100万円で、本年度から22年度までの計画としましては、8カ所の事業費は4億1,900万円の計画であります。国が50%、県が25%補助で、事業主には約25%の負担がある上に、直接収益につながる事業ではないのですが、今後の畜産の現状を考えると、環境面の整備は必須であることから、今後もこの事業を推進してみたいと思います。

○生活環境課長（太崎 勤） ごみ分別とリサイクルに対するこれまでの取り組みに対する評価にお答えをいたします。

本市は、「環境にやさしいまちにしよう」を目標に、ごみの減量化、資源化、ごみ出しルールの徹底等に取り組み、市民のごみ問題に対する意識改革を行い、平成14年11月からごみの26分別など、循環型社会形成に向けて市民と行政が協働で取り組んでまいりました。

循環型社会の指標でもありますリサイクル率、いわゆる総ごみ量のうち再生利用されたごみ量の割合も、分別開始年度の33.2%から、先ほど議員が言われました18年度56.9%、全国第9位と、着実に市民に周知され、実行していただき、成果としてあらわれております。

20年4月から8月までの5カ月間、資源ごみとして収集したいわゆる青袋の有効活用率でございますが、81%でございます。したがって、残り19%、約25トンでございますが、肝属地区清掃センターで燃やせるごみとして処理しております。

本来、青袋は有効資源物として、分別表どおりの中身であれば100%が活用できるわけですが、残念ながら良好とは言えない状況です。そこで、

リサイクル品としてのランクづけの評価もあることなどから、ステーションからの収集後に人力による分別を行っております。また、分別後の有効資源物以外の不良品につきましては、肝属地区清掃センターで処理をいたしております。

今後の方策と課題でございますが、本年度4月より肝属地区清掃センターが稼働し、高峠最終処分場を閉鎖しております。新施設の稼働、施設の閉鎖等で従来の体系ではなくなり、その処理にさまざまな課題を抱えております。

本市はこれまで、循環型社会の構築という観点からほかの自治体に先駆けて26分別を推進し、市民の方々に協力をいただいております。今後も、「環境にやさしいまちにしよう」を目標に掲げ、市民のごみ処理意識の高揚を図るとともに、リサイクルのさらなる徹底を図りたいと考えております。

引き続きまして、合併浄化槽の普及促進に対するこれまでの取り組みに対する評価にお答えをいたします。

合併浄化槽の普及に係ることは、平成17年3月策定の生活排水処理基本計画の中で普及目標値等を定めております。中間目標年度を平成23年と定め、浄化槽普及率を47.9%、最終目標を72.1%と定めてございます。平成19年度末で生活排水処理基本計画目標値33.5%に対しまして35.1%となっており、着実に推移しております。合併浄化槽の設置基数につきましては、平成17年度154基、平成18年度115基、平成19年度103基となっております。

今後の方策と課題につきましては、市民の方々の高齢化、道路拡幅に伴う新築など不透明な要素はございますが、生活排水処理基本計画の計画達成のための施策のとおり、環境問題、生活改善等の啓発活動を引き続き行いたいと思っております。また、合併浄化槽設置時に設置者に対する循環型社会形成交付金は、平成17年度から平成21年度までの5年間の内示となっております。

ます。現在、国・県よりこのような廃止の情報
はございません。

以上でございます。

○池之上 誠議員 2回目に移りたいと思いま
す。

最初の市長への質問ですが、評価ということ
で、途中ということで無理な質問もあったんじ
ゃないかと反省はしております。

市長のほうから、当初を大きく上回って大分
成果が上がっているという評価をされておるよ
うでございます。それはそれでいいんじゃないか
と、本当に一体となって、市役所一体、市民
一体となって頑張っていけばいいんじゃないか
とっております。

その中で、市長がいろいろ言われましたけれ
ども、何で質問をしたかといいますと、3つの
視点なんです、すべて公約についてなんです
けれども、第4次総合計画、その中で基本構想
とか基本計画、いろいろありました。その中で
も具体的な内容というのはまた実施計画です
るんだというような話でございまして、まだ我々
が見える具体的な目標というのがないものです
から、それをずっと今言っているところなんです
けれども、19年、20年度の実行された事業につ
いての評価をされておりましたけれども、どう
いうことをするんだという市長の意思が各課に
つながっておけば、ある程度の目標というのは、
1年目であろう、そして市長の任期中にするの
か、2年かかるのか、そういうのもいろんなこ
とも我々の目にもとまるんじゃないかなという
思いで質問をしたんですけれども、その中で各
課マニフェスト、市長もおっしゃいましたけれ
ども、平成20年度から一般にも公表されました。

その中で、これなんですけれども、その表、
各課マニフェストの作成の目的、活用について
という表に四角で囲ってあります。この各課マ
ニフェストは一般の選挙公約ではないと、「所
属長が市長に対して行う年度内の目標設定及び

その目標を達成するための取り組み策の公約と
して位置づけます」と書いてあります。

この文言なんですけれどもね、市長がもう6
年目です。3つの視点で持続可能な市政を運営
されている。この3つの視点というのも全部、
各課課長あるいは職員、全員に浸透しておれば、
この選挙公約というこの文言を入れる必要がど
こにあったのかなと思うわけですね。この各課
マニフェストを見て、これは市長が公約と違
うと、そういうことを言う人もいるかもしれ
ないけれども、ある程度市長の思いが皆さんに
通じておけば、この文言というのは本当に必要
だったんだろうかという思いでいるわけです。

この各課マニフェストについては、20年の1
回ですか、尾脇議員が質問されておりますし、
また今回もされておりますけれども、市長の今、
市の行政を運営される中で3つの視点あるいは
すべての施政方針について、皆さんが本当に共
通認識として持っておられれば、私はここで断
る必要があるかなというふうに思うわけですね。

実施計画についても、市長の公約、意思、市
政運営の意思が入るんだということも言われま
した。そういうところでやっぱり各課のマニフ
ェストもやっぱり市長の思いを受けてやって
いるんじゃないんだろうかというふうに思うん
ですけれども、これは皆さんに、各課長に聞く
わけにもいきませんので、多分市長はその思い
を皆さんに伝えられて、皆さんもそれにこた
えてやっておられるだろうと思っております。

その点について市長、一言です、各課マニ
フェストもそうなんですけど、すべての選挙
公約、それを実行するにはやっぱり市長の思
い、そしてそれが皆さんに伝わるその共通認
識が必要だということで、その思いは全員に
通じていると思います。市長の判断もそう
だろうと思いますが、一言あえて見解を聞
きたいと思いますが、その点について一言、
市長お願いいたします。

あと農業公社。これは今言われましたように果樹試験場の跡地問題とか、あと農家の高齢者問題、後継者問題、いろいろあります。端的に言えば農家の収入増を、どうにかして農家を守り立てないかんということで収入増を図るためにつくられたんだろうとっております。

今、食料危機が盛んに言われております。中国、インド、いっぱい大量消費国が台頭してきて、日本に輸入作物が入ってこないという危機があります。これは本当にピンチなんですけれども、ひとつチャンスに変えられる時期に来ているんじゃないかと思っております。

そういう観点から、今、流通の見直しが盛んにテレビとか新聞とか雑誌とか、そういうところで言われております。流通改革ですね。生産者が販売者になってそのまま販売価格を決めてお金を得られると、収入増になると。消費者はその分また安く買えるというような流通改革が起こっていると思っておりますが、その辺について、農業公社もなんですけれども、その辺について、流通改革について農林課長、わかっている範囲で説明、そしてまた市として何かそういうところに支援ができるのかできないのかですね、その辺まで含めてちょっと答弁をお願いいたします。

そしてあと資源リサイクル畜産環境整備事業ですけれども、これは当初、公害防止基本法、それから家畜排泄物法、いずれも高度成長時代に行け行けどんどんで経済が優先されたときに、環境あるいはすべてのものが犠牲になったことを反省するためにできてきた法律なんですけれども、環境保全が根本にあるんだろうと私は思っております。そのためにこういう整備事業で補助金を出して、ちゃんとしてくださいよという国の方針だろうと思っております。

これを言ったのは、私も二、三回この件で質問はしたんですけれども、ことし、井川水系、そして私の家の前を通っておりますよめじょ川、

用水路です。これが結構きれいになっているわけですね、底が見えているわけです。これもこの資源リサイクルの畜産整備事業のおかげだろうと私は思っております。

私はこの事業については当初から推進の立場で応援しておりますけれども、その中で、これができる前、公害防止協定書とかいろいろ市のほうと事業者と地域とつくられているということを知っております。今回どういうふうな、資源リサイクル整備事業を行うに当たってどういう、そういう公害防止協定書みたいな観点でつくられているのかですね、その辺があればお聞きしたいと思えますし、もしなければ、もしそういう公害等のクレームが来たときにどう対応されるのか。これは、この整備事業を行った農林課が所管だろうと思えますけれども、公害とかそういうのになると生活環境課にも多分担当ですので来るだろうと思えます。その辺をどういう連携をされるかということでお答えをいただきたいと思えます。

ごみ分別とリサイクル、これは赤袋の問題もあるんですけれども、これは結構、後の人たちが一生懸命質問をされますので譲るといたしますが、言われましたように、青袋は81%ですね、リサイクル率の中で大きな比重を占めております。その中で正規ルートに乗せるために青袋の選別をしていると、それで正規ルートに乗せられないプラスチックは選別して燃えるごみのほうにやっているということと言われました。

その中で、選別をするのは公社の人や臨時の人が多分やられているだろうと思えますが、その中で費用対効果といいますか、リサイクル率を上げるためにそういう人たちを使って分けていくというその費用対効果はどうなのか。それはリサイクル率の順位にこだわるがゆえの方策じゃないかというふうにも思うわけですが、その辺、答えられる範囲で、リサイクルに一生懸命やりますということでそれ以上突っ込

みたくはないんですけれども、その辺がちょっとわかれば教えていただきたいというふうに思います。

ごみになる割合がどのぐらいあるのか。そしてそれがリサイクル9位に与える影響というのはどのぐらいになるのか。わかる範囲でよろしくお願いいたします。

2回目を終わります。

○市長（水迫順一） 文言の是非から、各課マニフェストが本当にその担当職員に浸透しているのかというような質問をされたというふうに思います。

実は各課マニフェストをつくった背景は、平成19年度から尾脇議員の提案によってこれは始めたわけでございまして、これをさらに充実していこうということで、19年度は市報にも発表をしませんでした。そして段階を踏んでこれを進化させていこうということで20年度は市民にも、この課はこの1年間こういうものに取り組みますよということを知らしめて、理解をいただこうということが大きな目的で始まったんですね。

ですから、総合計画の実施計画、これには足りない部分もあるわけで、それを全部フォローしておるわけじゃございませんし、各課がことし本当に効率よく、本当に少ない財源の中でこういうことをやっていこうと、そしてしかも今までほとんど1年間の見直しもしなかつた中で、中間で見直しを求めて、これはどうだったのか。民間手法といいますと、途中で悪ければすぐ方向を変えたりあるいは考え方を換えたりして、変えていくわけですから、そういうものを取り入れようというのが大きな目的です。

ですから、もちろんマニフェストにもかかわったことがたくさん入ってきますし、そのことの実施計画とも重複する部分も出てくると思うんですね。ですが、本当に今まで市役所では大体1つの事業をやるには1年かかってやって、

そして1年が終わった時点でこれはどうだったのかという反省すらなかなかない事業が結構あったんじゃないかと、民間では考えられない。ですから、そういうことを途中の反省もひっくるめてしっかりと年度末にそれを検証して、次はこういうことを改革していけば次年度の事業には生かしていけるということが大きな目的です。

ですから、職員がその認識が云々というお話がありました。私は職員が非常に認識をしてくれておると。いつも申し上げるんですが、行財政改革をひっくるめて、うちの職員はほかの市町村よりも進んでおるといふふうに思っておりますし、このことも本当に一体、市として取り組んでいこうと、それで市民を取り組んでいこうという考え方に本当に随分変わってきましたから、そういう認識はあるというふうに思っております。

○農林課長（山口親志） 池之上議員の2回目の質問に、公社と畜産リサイクル事業の件についてお答えいたします。

議員指摘のとおり、農林行政は農家の収入増のために行政を進めていることではありますが、指摘のとおり、安心・安全、地産地消、それから先ほど言われました輸入等、それと本市の流通体系が共販とそれから転送業者中心と、そういったさまざまな中で苦慮しながら、農家収入増のために努めていることが重要であると認識はしております。

そうした中で、指摘のとおり、消費者のニーズに対応した流通を展開するために、意欲ある優秀な生産農家の中間マージンを省くということが実質農家収入の増になってくるという観点から、本来ある垂水の流通体系ではなくて別流通体系を模索している状況にもあります。

そういった中で、どういったことをしているかといいますと、量販店等の取引、それから物産展等にできるだけ参加したり、それからそう

いった農協の共販やら転送業者の流通に乗らない作物の導入とかいろいろ検討しながら、一番重要である農家の収入のために流通まで検討しているところでもあります。

それから公害防止協定についての取り組みと考え方ですが、まず今回、今説明しました資源リサイクル畜産環境整備事業では、公害防止協定の締結については必須条件ではありません。ただ、先ほども申し上げましたとおり、畜産業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、地域の理解を得るということが必要であるということは公団のほうも説明しております。地域より相談、要望があれば対応をしていきたいと思えます。事実、垂桜の大隅養豚生産組合の場合は地域の方々から相談がありましたから、公害防止協定を結ぶために、必須条件ではありませんが、そのような手順を今、踏んでいるところです。

対応としましては、農林課が窓口になりまして、県並びに生活環境課と協議しながら、地域住民とそれから事業主との協議がスムーズにいくように協定締結のために対応しているところでもあります。

それから、クレームというか苦情等の対応についてはということですが、畜産関係ですのでほとんど生活環境課じゃなくて農林課のほうに、におい等の苦情等が入ってまいります。そのときには担当、それから生活環境課の担当とあわせましてすぐ現場に行きまして、県のほうの指導も仰ぎながら、クレーム、苦情等に生活環境課と一緒に対応をしているところです。

以上で終わります。

○生活環境課長（太崎 勤） 先ほど農林課長のほうからも話がございました畜産環境整備事業に対する公害対策でございますが、従来から私ども生活環境課におきましては、公害対策の苦情処理につきましては、県の保健所あるいは他の関係機関とともに苦情の処理をやってきて

おります。

今回の公害防止協定につきましても、事業者とのいろんな調整とか農林課との協議をしながら、あるいは地区民との協議を終えて協定を進めることを私どもも関与しているわけでございます。

それと、次のリサイクルの問題でございますが、対費用効果はどうかということでございます。リサイクル率の順位がどうこうという、こだわるわけではございませんけれども、環境省が進めております循環型社会の構築、これを本市も進めておるわけでございますので、結果としてこういうふうな順位がなっているというようなことで、さらに推進をしてみたいと考えているところでございます。

○市長（水迫順一） 私のほうから最後のところを申し上げようと思ったんですが、議員の質問、資源化率の全国の順位を上げるための施策じゃないかというような御質問でした。

全くそれはございませんし、誤解されるわけじゃないのではつきり申し上げておきます。私からすればうがった質問かなというふうに思っておりますし、これまで26分別をしっかりとやってきて、市民がそういう最大限の努力をしてこられました。そしてその陰には、生活環境課も、歴代の関係者が大変な努力をしまして、また振興会長さんも大変な努力をされて、結果としてこの全国9位が出たわけで、これをさらに伸ばすことは時代の要請には合っております。だけど、順位が先にあるわけじゃないんです。結果として順位がついてくると、その辺をしっかりと御認識をいただきたい。

○池之上 誠議員 まだ時間もたっぷりございますが、12時を過ぎました。3回目、もう要望になると思います。

市長も、自分の姿勢というのはすべてつながっていると、市役所職員にもう浸透しているという力強いお言葉をいただきました。それでい

いのじゃないかと本当に安心しております。

そして農業公社、資源リサイクル畜産環境整備事業、あと肝属一廃ですね、前向きな答弁をいただきまして、市民のために今後とも頑張っていたきたいというふうに思います。

そして一番最後、市長が認識をそういうふうにしてくださいと、順位のためではないというふうに言われました。それもちろんと認識したいと思いますが、第2回の定例会ですかね、池山議員がおっしゃいましたが、プラスチックの汚い部分、現場に行けば青い袋の中にコンビニの袋、そして弁当箱が包んである、もうそれをあけたらカビだらけということもある。そしてまた中には使用済みもいろいろと入っているという話も聞いております。

それであればですね、本当に肝属一廃もできて分別方法も変わってきているわけですから、リサイクルもいいんでしょうけれども、あと環境問題でいけば、家庭で処理をする、洗剤で洗う、水を使う、本当に大きな手間が、ある一部ですよ、にはかかってくる。ちゃんとしたプラスチックはもうそのまま分別をすればいいわけですから、そういう汚い、もう何とか手間がかかるやつはもう燃えるごみでもいいんじゃないかと、そういうふうに池山さんも言われたわけですけど、私もそう思います。そして近くの人たちもそう言うております。

26分別はいいんですけれども、そういうごみ分別の仕方も流れが変わってきているんじゃないかなということで、今この肝属一廃ができたこの時期に再考をされるいい機会ではないかということを最後に申し上げまして、まだ時間が残っておりますが、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時20分から再開します。

午後0時10分休憩

午後1時20分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

6番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、お疲れさまです。昼食後の一番眠い時間になりまして、少しおつき合ください。

今、短時間に集中的に降る猛烈な雨、いわゆるゲリラ豪雨で至るところで大きな被害が発生したりしております。幸い垂水市は今のところこのような被害などもないようです。今後も大雨や台風などが来ないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、新城宮脇公園の開発についてですが、先ほど感王寺議員からも質問があり、重複する点もあると思いますが、通告に従い質問いたしますので御了承ください。

今、新城校区にはむらづくり事業において、県や市の補助金などの支援や協力を受けて、おたけどんの郷を開設いたしております。当初四十数名の会員も現在は61名の会員になっております。内容は、会員がつくった農産物などを午前中だけ販売しており、売り上げも年々伸びております。そうして新城地区民の活性化になっていると思っております。

そのような中、「新城宮脇海岸公園のところに新たに道の駅みたいなミニの施設ができる」と聞くが、どうなのか」と、よく質問をされておりました。そして、9月2日の全員協議会で宮脇公園の整備が鹿児島県の魅力ある観光地づくりの事業で整備される予定とのことで説明を受けましたが、再度お聞きいたします。

まず、どのような開発なのか。南中学校跡地

を含めた開発なのか。事業費はすべて鹿児島県なのか、本市の負担はあるのか。また、工事の期間などをお伺いいたします。

次に、給食センターについてですが、行財政改革を進める中、給食センターについては17年12月議会の答弁で、市民代表の委員会の意見が民間委託をすべきであるとのことであり、また行財政改革による効果をなるべく早く上げるため、18年度及び19年度の2年間で民間委託の移行に向けて努力するように市長も指示されているとのことでございました。その後の経過はどのようなになっているのかお伺いいたします。

次に、今後も行財政改革を進めていかなければならないと思いますが、現在、市が管理している施設の中に堆肥センター、と畜場などがありますが、今後、民間委託や民営化などに可能な施設はこれだけなのか。このような施設やほかの施設の中から行革に取り組む考えなどが今後はあるのか、伺います。

次に、市道・農道・林道・集落道について伺います。

一般的に見て、農道でありそうなところが市道であったりするようですが、私どもには区分がどのようにしてされているのかわかりません。市道・農道・林道・集落道などの判断はどのようにして区分されるのか、まずお聞きいたします。

本市の市道・農道・林道・集落道の延長と面積はそれぞれ幾らぐらいなのか、お伺いします。

また、これらの道路に対して、交付税など国からの財政措置はどのような基礎数値と基準で交付されるのか。また、金額は幾らぐらいなのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌）1点目の新城宮脇海岸公園開発についての御質問にお答えいたします。

このことに関しましては、さきの感王寺議員

の御質問にもお答えしたところでございますが、宮脇公園の整備のために県が実施する魅力ある観光地づくり事業の平成20年度事業分として実施箇所提案したところでございます。

整備内容につきましては、具体的な事業への取り組みはこれからのことでございますので、市が提案した内容で簡単に申し上げますと、現在の宮脇公園の全区間を対象に、軽スポーツゾーンなどのゾーニングを行い、国道整備で一部面積の減る部分がありますが、既存のアコウの木などを生かしながら、散策路やベンチ、トイレなどの施設整備並びに物産館、駐車場などを配置した提案をしたところでございます。

次に、南中学校跡地を含めた計画なのかという御質問にお答えいたします。

今回市が実施箇所提案した中には南中学校跡地の利活用は含まれておりませんが、今後はこのことも検討材料に加え、地元の意見をお聞きしながら検討できますよう調整してまいりたいと考えております。

次に、事業費と工事期間に関する御質問にお答えします。

実際の事業費は調査検討に入らないとわかりませんし、工事範囲もこれからの協議によることとなりますが、先ほどお答えしましたように、県には、魅力ある観光地づくり事業を活用しての散策路や緑陰ベンチ、休憩所などの整備をお願いするための提案をしておりますので、大ざっぱな言い方をいたしますと、それ以外は市の事業分になるものと思います。

また、工事の期間につきましては、基本的には年度内完成を目指すことになると思います。ただ、市が事業主体となります交流施設ゾーンは、物産館など実際に設置するとなると、運営方法や施設の規模によっては施設や設備の考え方が変わってまいりますので、今後十分な検討が必要になりますことから、感王寺議員の御質問にありましたように地元との調整も必要にな

り、単年度の完成は難しく、もう少し期間が必要になると考えております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 田平議員の給食センターについての御質問にお答えいたします。

給食センターの民営化についてでございますが、平成17年度策定の集中改革プランでは、平成19年度までの業務委託の施設として位置づけられ、新行政改革大綱の中でも、職員の処遇等の諸課題を解決し、業務委託することがうたわれておりますことから、これまで組合との団体交渉も重ねながら、民営化への推進を図ってきたところでございますが、なかなか思うようにいっていないのが現状でございます。

これまでの経過でございますが、平成8年度から、技能労務職、給食調理員、用務員、自動車運転手、衛生員等の採用試験につきましては実施してきておらず、退職者があっても後は補充せず、臨時職員で対応してきているところであります。また、組合との団体交渉の中では、給食の安全性、食育、地産地消とあわせまして、給食調理員から用務員や一般職への職種変更についても議論をしてきておりますが、解決策を見出せないまま現在も継続協議となっているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 3番目の民間委託、民営化等について、農林課の回答をいたします。

まず、堆肥センターの民間委託、民営化についての質問であります。市の堆肥センターは、平成11年度から平成13年度の3カ年事業で、平成14年4月より本格稼働しております。運営につきましては市の直営であることから、所長を農林課長が兼務し、次長及び担当職員も兼務で携わっておりますが、堆肥センターの職員は垂水市施設管理公社からの派遣で、現在、公社職員5名、臨時職員1名の6名で行っております。

垂水市新行政改革大綱では指定管理者制度の

活用を掲げておりますが、堆肥センターは稼働してから7年目を迎え、今後、処理施設等の修繕や更新も考えられます。このような状況の中で民間委託した場合、高額な原料処理手数料の徴収や製品単価の引き上げも考えられ、また原料の見直し等も懸念され、本来導入した趣旨が根本から覆されるおそれがあるため、民間委託は難しいのではないかと考えております。

以上であります。

○生活環境課長（太崎 勤） 同じく3番目の行財政改革についてお答えをいたします。

垂水市新行政改革大綱では、生活環境課の推進項目として垂水市食肉センターの民営化を掲げており、その計画年度を平成21年度としております。しかしながら、施設の老朽化や食肉流通の現状等を踏まえますと、計画年度の達成は厳しいものと思われませんが、平成17年に設置されております、と畜場の適正かつ円滑な運営を図るための市、民間業者、市食肉生活衛生同業組合の代表者による垂水市と畜場運営委員会で協議をしまいたいと考えております。

そのほかに、同推進項目として、垂水市潮彩町排水処理施設の維持管理について、平成21年度を計画年度として指定管理者制度導入に取り組むよう掲げております。

以上でございます。

○土木課長（川畑信一） 田平議員の、一般的に見て農道でありそうところが市道であったりするようですが、市道・農道・林道・集落道などの判断はどのようにして区分されるのかの御質問にお答えいたします。

道路の管理を区分する中で市道に認定するには、道路法による市道認定基準要綱がございます。垂水市では、基準に従い、道路の起点・終点が国道・県道及び市道のいずれかに連絡する道路、公共施設の相互間を連絡する道路、国道・県道及び市道のいずれかの道路から公共施設に連絡する道路で、幅4メートル以上の道路を市

道と認定いたします。また4メートル以下の道路でも、公共的・公益的見地から市長が特に認める道路は市道として認定されております。

以上の条件に該当しても、土地改良事業や農林関係の補助事業としてつくられた道路は農道となります。

林道は、林道規定による林道台帳に登載されてある道路であり、森林の整備や管理をするために利用されるものでございます。

これらの道路に該当しない里道の中で、一般的に集落内にあるものを集落道、耕地にあるものを農道としております。

続きまして、2点目の本市の市道の延長等についてお答えいたします。

垂水市の認定路線は362路線、路線延長が214,884キロメートル、路線面積が117万731平米となっております。

○農林課長（山口親志） 続きまして、農道・林道の延長面積についてお答えいたします。

まず、農道・林道につきましては、補助事業等で整備した道路以外は台帳整備しておりませんので、公共施設状況調査の延長と、一定要件を満たした台帳整備のしてある数字の二通りの報告をさせていただきます。

まず農道ですが、公共施設状況調査の延長が11万3,461メートル、交付税対象の一定要件を満たした延長が9,750メートルで、面積が4万5,421平米です。

林道については、事業で整備しました延長が3万1,567メートルで、面積が13万1,320平米であります。

以上であります。

○財政課長（岩元 明） 道路に対する交付税等の財政措置はどのような基準で交付され、どれくらいの額になるのか、お尋ねに御答弁いたします。

まず、地方交付税のうち普通交付税は、基準となる財政需要額に算入する際に道路橋梁費と

して、市道は、路面の幅員に応じて延長と面積が基礎数値になります。また農道は、農業行政費として道路延長のみが基礎数値になります。林道は、直接的には道路としての基礎数値は算入されませんが、林野行政費として以前に活用した特定の地方債の償還分が基礎数値になります。集落道につきましては、何らの算入基準はございません。

これらの基礎数値や基準により、本市の道路維持管理にどれほど経費が必要なのかの算定はされますが、それに対して幾ら交付されるかは、普通交付税の複雑な算定の仕組み上なかなか特定できておりません。ただ、普通交付税以外にも、市道の延長、面積に応じて国から交付されるものがありますので、その額はお示しいたします。

地方道路譲与税が2,416万円、自動車重量譲与税が6,995万円、自動車取得税交付金が2,504万円となっております。

○田平輝也議員 それでは、2回目に移ります。

新城宮脇公園の開発につきましては、先ほどいろいろお聞きしました。今回、鹿児島県の事業である魅力ある観光地づくり事業で整備されるということでもあります。宮脇海岸公園は国道沿いに、けさほどもありましたけれども、大きなアコウの木が三十数本並んでおります。また、「薩摩富士」と言われる開聞岳なども見えまして景色も非常にすばらしい、いいところだと思っております。

新城の宮脇公園を県が開発されることはうれしいことなんですけど、ただ、地元では情報がいろいろと交錯し、いろいろなうわさが流れております。そして、当初私ども新城の方々が予想していた以上の大きな事業のようでございます。事業が決定したなら、まず地元の方々によく説明をされると思いますが、その際には地元の意向を十分取り入れた整備計画を作成していただきたいと思っております。これらのことをあわせて、

今後の見通しを市長にお伺いいたします。

次に、給食センターについてですが、行財政改革を進める中、給食センターの民間委託に向けて努力すると18年6月議会でも言われて、もう既に3年目になります。職員の配置の問題などで継続協議とのことですが、今後はどういう方向性で進められるのか、現状のままでいくのかどうか、具体的にお伺いいたします。

今後の行財政改革についてですが、私も垂水市は4年前、平成16年度に垂水市の財政状況の立て直しなどを言われて、大隅中央法定合併協議会をやむなく離脱し、単独の道を決定いたしました。そして、行財政改革に早急に取り組み、今はそれなりの成果が出ていると思っております。今後もさらに行財政改革を進める中、今、市が管理しているいろいろの施設の中で今後も民営化や民間委託などの検討をされるかと考えますが、民間などより委託や民営化などの申し出などは今までも全くないのか伺います。

次に、市道・農道・林道・集落道についてですが、先ほどいろいろお聞きしました。

単純に考えた場合、今の市道以外の道路も早く市道に昇格させたほうが、国からの交付金など得られることになるのではないかと思います。そうしていないあるいはそうできないことの理由と問題点は何かあるのか伺います。

また、9月4日の新聞に、市町村の農道が市町村道など一般道に変更されているという新聞記事が出ておりました。今後、農道・林道・市道などの規格の適正化見直しの動きなどがあるかと聞きますが、どうなのか伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 田平議員にお答えをしたいと思います。

宮脇公園の開発問題、午前中に感王寺議員にもいろいろとお答えをしましたので大体おわかりいただいたと思うんですが、あの並木道の魅力、それからまた37キロの海岸線を持っておる

本市が海を生かすという意味からも、非常に大事な場所であろうというふうに思っております。

今までもあそこで子供たちのいろんな海にかかわる催し物もやってきておりますし、今回、親水ゾーンというようなことで県にも一応提案はしておりますが、いずれにしましてもこれからの開発でございますので、具体的なことは今後、市民にも、地域の方々にも説明できるような資料をまずつくること、それと、これは当然県と連携をしていかなければなりませんので、そういうようなことが、そういう資料等ができましたら当然地域の皆さんとの協議に入っていくと、そういうふうにも思っております。

ウォークボードもそうでしたが、県のほうで進める事業ではございますが、市の意見も十分取り入れていただいておりますので、この辺はしっかりとお願いをしまいたい、そういうふうにも思っております。

物産館その他につきましても、午前中も出ましたように、非常にいい場所であるという意味から、地元のお考え等も考慮しながらいろんなことを検討していきたいと、そういうことをあわせてもう1回申し上げておきたい。

いずれにしましても、これから県との連携をとりながら、地域の意見も組み入れながら、南中学校の跡地問題も、本当に市単独ではとてもこのような事業はできないと思っておりますので、またとない機会だというところからやっていきたい。そういう意味では、議員の皆さんの御協力、地域の皆さんの御協力もぜひお願いをしたいと思います、そういうふうにも思っております。

○総務課長（今井文弘） 田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今後の方向性ということでございますが、1回目でも御答弁申し上げました退職不補充につきましては継続実施するとともに、職種変更ということでは、給食調理員から用務員や一般職へ、給食調理員を含む技能労務職員を少しずつ減ら

していくことにしております。

ただ、一般職への職種変更となりますと、事前研修をしたとしても、技能労務職の方々は、これまで経験のない分野でコンピューターの操作や行政事務の仕組みなど全く初めてでございます。また、高齢となつてからの一般事務職への職種変更には給食調理員の方々は難色を示しており、そうした中で、仮に強制的に実施した場合、本人の精神的な負担は大きく、健康を害するおそれがあり、配属先の組織機能にも悪影響を及ぼすことが予想されますことから、行政サービスの低下にもつながるといった大きな問題があることも事実であります。

そのようなことで、全面的な民間委託につきましては今すぐには難しく、今後、給食調理員が退職や用務員等への職種変更により減っていくことで、民営化の方向へ徐々に進んでいくものと考えております。

今後も、民営化を視野に置きまして、技能労務職の退職不補充及び職種変更等について引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 市が管理する堆肥センターへの民間からの委託や民営化などの申し出はなかったかとの質問であります。正式な申し出はありませんでしたが、過去に1件だけ民営化について問い合わせがございました。

以上です。

○生活環境課長（太崎 勤） 3番目の行財政改革の2回目の質問にお答えいたします。

過去にも食肉センター民営化の陳情が出された経緯がございますが、現時点におきましては、委託や民営化等の申し出はございません。

○農林課長（山口親志） 4番目の市道への昇格への問題及び理由、何か問題点はないかという質問にお答えします。市道への昇格ということですので、ほとんど農道と林道の関係でありますので、農林課のほうで答えさせていただきます。

ます。

まず、今回は、市道への昇格ということで、林道は林野庁の関係がありましたので、林道の昇格は非常に厳しいようですので、農道についてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど指摘のとおり、新聞記事でも農道の52%の市道への昇格というのも新聞記事には載っておりましたが、そこあたりを踏まえて、市道への昇格の問題を県のほうに問い合わせましたので、御報告させていただきます。

県営事業等で整備された農道については、垂水市に移管された時点で、「道路としての機能を損なうことがなく目的外に使用しなければ」ということで、目的外というのは例えばそこを宅地にするとかそういうことですので、道路として使う分にはいいということですので、「市道への移管は可能であると思われまます」という回答をいただいておりますので、移管できるような農道については土木課と協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○田平輝也議員 それでは、3回目はもう要望をして終わりたいと思っております。

新城宮脇公園の開発につきましては、ごらんのとおり国道沿いであり、本市にとっては牛根の道の駅たるみずに次ぐ観光地にひよっとすればなるのかなと思ったりもしております。今後、新城の地区民の方々の意見を十分取り入れた開発をされるよう再度お願いします。そしてまた、事業が決まったなら少しでも早く工事を完成させていただきたいと思っております。

給食センターについてはまた継続協議と、いろいろ難しいようですが、今後の方向性を十分検討させていただきたいと思っております。

今後の行財政改革については、地方財政健全化法が制定されまして、ますます地方自治体への査定などが厳しくなると考えますが、今後も、将来を見据えた行財政改革をさらに取り組みさ

れるよう要望いたします。

先ほど、市道などへの昇格をするにはいろいろ問題もあるかと思いますが、交付税が少しでも入るようにさらに努力をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 お疲れさまです。

それでは、質問をしていきます。

私は6月議会で、地域再生を考える上で、医療、保健や社会福祉、教育による住民生活の安定が重要だと訴えました。それは、地域で暮らす人々の間で格差と貧困が拡大し、生活条件が後退するような事態の施策は足元から、内発的な維持可能な社会の構築を壊すことになるからです。

地域再生でもう1つの視点は、地域経済や地域産業のあり方が重要だということです。これらは、市民の定住、生活の継続の土台になるからであります。

そこで、私は今回も、地域、生活、再生産構築のために何が必要かを問い、建設的な提案も行いながら、ともに考え、よりよい方向と施策を検討してみたいというふうに思います。

それでは最初に、原油価格高騰から農業をどのように守っていくのか、その支援策の必要性について質問いたします。これは、漁業や他の産業にも関係することですが、今回は農業に絞りました。

今、原油と穀物の価格高騰、それと連動した燃油、飼料などの価格高騰は、農畜産農家の経営を圧迫しています。農家を回っても、「肥料代が1.5倍近くにも上がり困っている。経費がかからないような省エネも対策として検討しているが、限界に近い」と、切実な声を寄せられていました。政府も緊急対策を打ち出しています

が、法人やグループという制約があります。さらにもっと要望されている直接補てんについては、国民の理解が得られていないと述べています。こういう問題点からも、持続可能な農業の発展のために行政の果たす役割が求められています。

そこで伺いますが、1つは、対策のためにどのような取り組みをされてきたか。また、農家の声や要望などを実態調査されたのか。

2点目は、この対策について、県下の取り組み状況はどうなっているか、独自の負担はあるのか、お聞かせください。

3番目に、原油高がこのまま続くと農家へ与える影響はどのようになっていくか、そのあたりをどのように認識されているか、お聞かせいただきたいと思います。

4点目は、補正予算案の効果と市独自の支援策の必要性と検討をどう考えておられるのか、お聞かせください。

次に、国保制度の医療費自己負担の軽減対策について伺います。

医療費支払いに困ったときに救済される措置制度があります。そのことで暮らしと命を守ることができます。私はこの間何回か質問もしてきましたが、改めて制度の充実等を求め、伺います。

国保法第44条の基準はどうなっているか。

また、現段階で失業、倒産及び解雇など医療費負担に困り、窓口相談があったときどのように対応されるのか、お聞かせください。

次に、住宅耐震改修対策についてです。

質問の要点は、垂水市が置かれている災害対策の点からと仕事おこしの点から、制度の具体化を求めることにあります。

そこで伺います。

1つは、4月から住宅耐震改修に対する国の助成制度が見直されました。その見直しされた点について。

2点目は、全国では、国の制度を緩和して独自の支援策で取り組んでいる自治体があります。その中で四日市市や神戸市などはどうなっているか、お聞かせください。

3番目に、この取り組みが仕事おこしの点からも景気対策として重要な取り組みになると考えますが、どのように認識されているか。

4点目は、この助成制度を活用するためには、法に基づく耐震化改修促進計画の策定が必要です。また、助成制度利用のためには条例化、要綱化が必要です。垂水市は防災対策等から考えても早急に取り組まなければならない環境にあると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、教育行政で読書環境整備の問題について伺います。

学校図書の目的は、「教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養の育成」とうたわれています。その教育力として、知的好奇心を刺激する多様な学習資源が選択可能な場所になります。また、全国学力テストでのアンケートでもあったように、7割前後が「読書が好き」と回答しています。無理やり成績と結びつけるのは疑問ですが、子供たちは本来読書好きということが理解できます。

一方、OECDが行った15歳の子供を対象とした調査では、「趣味で読書をすることがない」と回答した数値は全体で最も高く、55%を示しています。このことは、読書の楽しさ、調べる楽しさ、知る喜びを保障する環境整備がされていないことを明らかにしているのではないのでしょうか。

また、文部科学省は、昨年1月に学校図書館図書整備に関する通知を出しました。図書基準を達成するための図書整備計画を策定するなどして計画的に整備が図られることを求めています。そして、財政的にも増加冊数や廃棄図書を更新するための必要な経費を盛り込んだ地方財政措置をもとっています。

ここで、以下の点について伺います。

1つは、県下で乳幼児期から読書の習慣や親子が本に触れ合う事業として、平成12年度から県下ではブックスタート事業が取り組まれています。県下の状況と、必要な事業と考えますが、取り組みの状況について伺います。

2点目は、小・中学校の学校図書基準の状況はどうなっているか。

3番目は、計画の内容と予算措置と基準財政需要額との割合、県平均との比較、この結果に対する課題、認識について伺います。

4点目は、読書の楽しさ、調べる楽しさ、知る喜びを保障する環境の整備が求められていますが、教育長の取り組む姿勢と、市長には予算の面からどのように対応していくか考え方をお聞かせください。

次に、住宅用火災警報器の整備対策についてです。

消防法の改正に伴い、火災報知器の設置が義務化されました。当然個人の責任で設置しなければなりません。行政として求められている役割があると考えます。

そこでお伺いいたします。

種類の情報の提供や設置に向けての周知徹底、悪質な訪問販売対策、費用の問題など考えられますが、懸念される問題とその対策についてどのように考えられているのか、お聞かせください。

また、費用面では高齢者は大変かと思いますが、全国で助成している自治体があれば教えていただきたいと思います。

火災、防災上からもすべての世帯が設置しなければなりません。高齢者など一定の生活困難な世帯への助成対策が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、環境基本条例制定の必要性と方向について認識を伺います。

今、全国では、温暖化対策などの取り組みで

環境にやさしいまちづくりが積極的に行われています。特に注目なのが温暖化対策条例制定の動きです。数値設定など課題はありますが、国の政策にも大きな影響を与え始めていると言われています。

そこで、私たちは、住民参加・協働の新しい地域づくりの中で、地球環境や地域環境の問題とどう向き合っていくかが問われています。そして、それにふさわしい環境行政を構築していくのだと考えます。しかし、本市には地域で抱える足元の環境問題に対応できる環境基本条例がありません。私たちは、環境再生を通じて、地域再生という地域づくりのためにも、その柱となる基本条例を早急に検討すべきだと考えます。

そこで伺いますが、公害防止条例から環境条例づくりへの流れについての認識をお聞かせください。

2番目には、公害問題、自然環境対策、温暖化対策など、従来の延長線の環境政策ではない対応が求められると思いますが、条例制定への認識と方向性についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

再質問は保留をいたします。

○農林課長（山口親志）原油価格高騰に対する支援策の検討について、持留議員の質問にお答えいたします。

まず、取り組み対策ですが、施設園芸農家に対しましては、県が本年度実施します施設園芸原油価格高騰緊急対策事業に取り組みまして、1組合4人の事業参加がありました。この事業は、施設ハウスの二重、三重被覆による原油高騰に対する対策であります。また、畜産農家の飼料高騰等については、飼料価格補てん制度の有効利用で対応していただいております。実態調査等については、本市の施設園芸の主でありますインゲンの作付が始まりまして、今から施設の維持のため燃料が必要になってまいります

ので、農家の方々の意見、要望等を聞きまして実態把握に努めてまいります。

次に、各市の取り組みであります。鹿屋市が、施設園芸農家の重油価格の差額の5%補助、反当当たり4万円から5万円、家畜飼料特別支援資金の利子補給0.5%上乗せ、それから、出水市が、同じく家畜飼料特別支援資金の利子補給及び経営安定のための園芸農家のための資金「農業チャレンジ資金」に対しまして、利子補給を行う予定であるようです。

次に、このままの状況での農業に対する影響ですが、当然のことながら、本市の農業は高齢化、後継者不足等、厳しい状況にある中、農業施策を担う農家の方々の経営に影響が出てくると思われまます。

最後に、支援策についてですが、財政的支援としましては、農家の方々の意見を十分に聞き、国・県への要望、また本市の財政状況等も考慮し、協議してまいります。技術指導としましては、県とも連携をとり、施設内の開閉時間による地温管理など、あわせまして、国が示しております施設園芸省エネルギー生産管理マニュアルによる啓発と指導を行い、肥料対策としましては施肥設計の検証を行ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○市民課長（三浦敬志）持留議員の国保医療費自己負担の減免制度の充実の必要性についてにお答えいたします。

まず、国民健康保険法第44条とは何かのお尋ねであります。議員御承知のとおり、この規定は、特別な理由のある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減額、免除及び徴収の猶予ができることと定めております。

この第44条に関する国の減免基準に関するお尋ねについてお答えいたします。

昭和34年3月30日付で当時の厚生省保険局長

通知として、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保健医療機関等の一部負担金の取り扱いについて」の中で示されております。示された基準の概要について述べてみます。

まず、1点目として、震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、身体障害となり、また資産に重大な損害を受けたとき、2点目として、干ばつ、冷害、凍霜害、霜の害であります、等による農作物の不作、それから不漁、その他これに類する理由により収入が減少したとき、3点目として、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき、4点目として、今まで述べた事由に類する事由があったときとし、生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施、配慮することとしております。

最後に、失業及び解雇などにより医療費の負担に困り、窓口で相談があった場合、どのような対応をするのかとのお尋ねにお答えいたします。

今までのところ、このような御質問のような相談は受けておりません。平成17年の第4回定例会時の持留議員の法第44条の要綱の具体化をとの質問に対しまして、自然災害に関しましては、医療費の一部負担金の減免をうたった、災害に伴う国民健康保険一部負担金の減免に関する事務処理要領を平成18年3月2日に制定いたしました。失業、解雇に関する一部負担金の減免規定は作成しておりません。失業及び解雇等による相談があった場合、法第44条の趣旨、この条文に関する、先ほど説明いたしました昭和34年の通知、それに昭和35年2月24日付の「国民健康保険における一部負担金の取り扱いに関する通知」等を参考に対応してまいりたいと考えております。

○土木課長（川畑信一）議員質問の2点目、住宅耐震改修対策に関する質問にお答えいたします。

平成20年4月に改正施行されました住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱の見直しの主な内容は、地域要件の撤廃と補助率の引き上げでございます。地域要件の改正では、これまでありました補助要件の「密集市街地内にある住宅」との条項がなくなったことで、垂水市も補助の対象地域となることができるようになったものでございます。また、補助率の引き上げは、比較的所得の少ない世帯、収入分位40%以下に対し、補助金の加算があるようになったものです。

それから、四日市市と神戸市の補助制度であります。両市の補助制度とも、耐震診断から補強工事までの補助制度となっているようでございます。両市とも、補強工事の補助額の限度は30万円で、県の補助と合わせて受けることができるようになっております。

次に、景気対策としてどのように考えるかとのことではございますが、垂水市内の建築工事は、最盛期の4分の1の工事量となっております。この補助制度ができて活用されれば景気対策になると思っておりますが、鹿児島県は県としての補助制度を設けておりません。市単独の補助だけでは個人負担も大きくなることから、効果がどれほどあるかは判断しかねるところでございます。

補助制度の条例か要綱をつくり、活用すべきではないかということですが、補助制度を活用する要綱をつくるには耐震促進計画の策定が必要であること、策定には地震防災マップ等の作成が必要なことから、これらの作成費用や補助要綱を制定した場合の市の歳出や他市の状況等を見ながら検討していく必要があると考えます。現在、補助要綱を定めているのは鹿児島市だけと承知しております。

○社会教育課長（橋口正徳）3番目の「読書環境の整備を」の中のブックスタート事業を取り組むべきではないかという内容について、御答弁いたします。

ブックスタート事業の県下の取り組み状況については、ことしの7月末現在で、鹿児島市を初め15市町で取り組みがなされております。事業の内容といたしましては、ほとんどの市町が絵本、絵本ガイド、図書館利用案内といったものを出生届時あるいは健康診断時に絵本セットを配布しているようでございます。

垂水市の現状といたしましては、平成17年度まで3歳児健診時に絵本の読み聞かせやエプロンシアターを実施し、絵本に親しみ、保護者と子供がゆっくり触れ合う時間を持つように指導いたしてきました。現在では月2回、第1・第3火曜日の午前中でございますが、生後6カ月児から2歳児を対象に「おはなし会」を実施いたしております。このほか図書館では、未就園児、0歳から3歳児でございますが、を対象に「ちっちなおはなし会」や市内の各保育園への出前読み聞かせなどを実施しております。

したがって、本市におきましては、これらの内容を充実するとともに、図書館利用案内や絵本ガイドなどを配布する形で取り組みを進めてまいりたいと考えております。したがって、絵本の配布までは現在のところ考えておりません。

○学校教育課長（押川和成）次に、市内小・中学校の学校図書館の環境整備についてお答えをいたします。

各学校の蔵書の充足率につきましては、昨年度末の調査で、小学校が平均約89%、中学校が91%でございます。100%を超えているのは3校で、協和小、境小、牛根中でございます。

次に、新学校図書館図書整備5か年計画とは、子どもの読書活動の推進に関する法律や文字・活字文化振興法の中で、読書活動推進のために学校図書館の充実が求められていること、国際的な学力調査で児童生徒の読解力の得点が低下したことなどから、文部科学省が、平成14年から18年までの学校図書館図書整備5か年計画に

続き、平成19年から23年まで新学校図書館図書整備5か年計画を毎年200億円、5年間で1,000億円の地方交付税措置をして、蔵書の充実を図ろうというものでございます。

19年度のおおよその基準財政需要額に対する図書購入予算額の割合は約45%でございましたが、20年度は小・中学校総額で239万円、約55%になっております。鹿児島県全体は19年度102.8%であったようです。

各校の蔵書の充実を図ることの重要性は十分認識しておりまして、20年度予算から図書購入費を増額するとともに、蔵書率の低い学校に対しての増額もしております。今後もこのことに関しては重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○教育長（肥後昌幸）子供たちの読書環境の整備について、教育長の取り組む姿勢はということについてお答えいたします。

学校図書館は、多くの読み物や辞典や図鑑などの資料のそろった場所でございますが、子供たちの夢や探求心をはぐくむ場所でございます。したがって、読書環境の整備、とりわけ蔵書の充実は、子供たちの心の教育のためにも、読解力を含む学力向上のためにも必要なことであると認識しております。子供たちの身近にいつでも読んでみたいと思うような本があることが重要でございます。各小・中学校では、市立図書館との連携も図りながら、このことについて配慮してもらっております。

読書活動については、各学校で朝の読書や読み聞かせなど取り組んでおりまして、本年4月には、垂水小学校がその実績を認められ、文部科学大臣賞を受賞しております。また協和小学校は、平成19年度、20年度全国学校図書館協議会の委嘱を受け、読書活動の充実に向けた研究を進めております。昨年は約250万円の補助を受け、1,848冊の本を購入し、充足率も100%を超

えました。これらの学校の読書活動を支えるためにも学校図書館の蔵書の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 予算面からの御質問にお答えをします。

市内各小・中学校の学校図書館の蔵書の充実につきましても、子供たちの教育を支える上で大変重要であることは十分認識をしております。昨年度も、学校教育課長に直接図書充足率を確認し、その改善をお願いいたしました。また、財政の担当にもこのことにつきましても直接指示をいたしたところでございます。垂水市のあすを支える子供たちの育成のために、今後も充足率の改善に向けて財政の状況も見ながら努力をしてみたいと考えております。

○消防長（町田昭典） 持留議員の質問にお答えいたします。

消防法の改正に伴う住宅用火災警報器設置義務化への対策についてでございますが、1点目の住宅用火災警報器の設置に係る費用、認識、不適正販売等についての懸念される問題についてどのように考えるか。また、その対策の必要性はということでございますが、費用の問題につきましても、住宅防火の推進という観点から、所有者、管理者、占有者等、個々の責任において個々の住宅の防火安全性の向上を図ることが重要であるところから、個々において設置する義務を有すると考えております。

認識につきましては、平成17年6月に市火災予防条例を一部改正して以降、市報、チラシ、ポスター等を通じて、住民への設置義務についての周知、啓蒙を実施しており、今後も、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する機器・設備の普及促進に努めなければならないと考えております。

不適正販売等につきましては、住宅用火災警

報器等に関する各種情報、販売店、取扱店の情報、普及活動の事例等の情報収集を行い、不適正販売の防止に努めたいと考えております。

2点目の住宅用火災警報器設置費用の助成についての全国自治体の状況及び内容についてでございますが、総務省消防庁及び鹿児島県においても把握がなされておられません。県内において、日置市が福祉対策の観点から一部助成をしております。ひとり暮らしの高齢者火災警報器設置費助成事業として、日置市居住者であり、65歳以上のひとり暮らし高齢者で、かつ賃貸住宅以外の住宅に居住する者の対象世帯1件につき2,000円を助成し、助成期限を火災予防条例で定めます、既存住宅における設置義務が生ずる前日の平成23年5月31日までと定めております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 防災上の対策から、本市での設置助成の取り組みはということでございますが、住宅火災の出火防止、早期避難等による人災防止を図る必要性は十分理解できますが、今日の財政再建の状況から、助成は考えておりません。

○生活環境課長（太崎 勤） 5番目の環境政策についての1点目、公害防止条例から環境条例づくりへの流れについてでございますが、国は、戦後の高度経済成長期に各地で産業活動に伴う環境汚染や自然破壊が生じ、深刻な社会問題となったために、昭和42年公害対策基本法などの法制度を整備推進し、地方公共団体や企業においても公害対策等に取り組み、産業活動に伴う環境問題は大きく改善されてきました。

その後、経済は成長を続け、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済の活動や生活様式が定着し、人口や経済活動の都市への集中などが進んだ結果、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大、都市部の緑など身近な自然の減少、石油など化石燃料の大量消費に伴う二酸化炭素排出量増大によ

る地球温暖化等の地球規模の問題等が、人類の生存基盤である地球環境に影響を及ぼすおそれがあることから、その早急な対策として平成5年に環境基本法が制定され、同年に公害対策基本法は廃止とされております。

2点目の環境基本条例制定の認識と方向についてでございますが、本市はこれまで、廃棄物に関する条例、排水処理に関する条例や地球温暖化対策の要綱等は制定されておりますが、一般的な環境に関することにつきましては、環境基本法と県環境基本条例を準用しているものと思われまふ。県内においても、平成11年度県環境基本条例制定後、既に制定、施行している市町、また制定に向けて取り組んでいる町もあります。

今日、環境問題が叫ばれる中、本市区域の自然環境等にちじた環境保全や地球環境保全の施策等の基本条例制定は、広く各課に関連し、また環境基本計画の策定、パブリックコメント制度の手続など、条例制定までには長期間を要することが予想されますが、庁内での関係課との協議、検討をしまりたいと考えております。

○持留良一議員 では、不十分な点について再度質問をしまりたいと思ひます。

これからは市長と教育長にお願いをしまたいと思ひます。

まず、市長との関係では、まず1点、原油対策の問題なんですけれども、これから実態調査もやっていくというふうなことであります。もう鹿屋市は早くて、7月29日から8月5日にかけて聞き取り調査をひ、その後、対策協議会を8月8日に持って、農家に対する支援を、またこれは漁業関係もそうでしたけれども、含めてやってひると。

そういう意味では、先ほど最後のところで言われた、今後影響が出てくるだろうと、非常に大きな問題という認識をされたというふうには私自身は認識をしまっているんですが、そうなっ

ると、やはり私は持続可能な地域を市長はつくってひくと、当然その大きな柱である農業が今こういう原油価格高騰の中で非常に厳しい状況に置かれてひるとなると、やっぱりそこあたりの危機管理認識というのは非常に私は後手後手の状況じゃないかなというふうには思ひます。そのように認識をしまふ。

また、国自体も先ほど言ひましたとおり直接補てんはなかなかできないと。その中で、きのう枕崎市議会でも市長が、国や県の動向にあわせて市独自の支援策も検討してひくというふうなことで、今の今日の状況の中で国や県の動向を見てひてもなかなか大変と、やはり直接的な補てんをしまひかないと今日のこの危機状況には対応できないと、そのためのやっぱり市の責任が大きいんだということをこの議会でも述べられたと思ひますが、私は、先ほど市長が言われた、財政状況も考慮しながら協議してひくということと言ひましたが、この中に当然、市としての独自施策も聞き取り調査をやる中でやってひくんだという含みがあるというふうには受け取ってひいのかどうなのか、まず認識をお聞かせしまきたいと思ひます。

というのは、今回の支援策でも非常に厳しい、4人だけが対象ということと、私が聞いた調査の中では、もう皆さんビニールを買ったり、それぞれ独自に支援策も自分たちでやろうとしてひらっしやひます。そうしちゃうと、やっぱり農家に対する負担というのは今後ますます大きくなってくるというふうには思ひますね。そうなってきたときに、やはり行政の責任、役割をどうしてひくのかというのが問われてひてひし、先ほど言ひましたとおり、県下のさまざま状況もあります。その中で、先ほど言ひましたとおり、その中に市長として独自策も含んでひるんだという認識なのか、この点について考えをお聞かせください。

それから国保の問題ですが、この問題は単純

に減免だけじゃなくて、猶予問題もあるんですね。減免、猶予に関する云々という要綱が県下でもできているわけですがけれども、この問題の大事な点は、やはり市長が、市民の命を守るんだという中で、この制度がもう早期からあって、なかなかそれが条例化されない。このことを私はこの間、問題にしてきたと私自身は思っています。私のところにも相談が何件かありました。しかし、条例がないということで、私自身はそれを何とかつくってもらうように頑張るということを表明しながら、今回改めて議会でも取り上げたわけなんですけれども。

この中で大きな問題は、厚生労働省が06年度の調査をしているんですけれども、医療機関への医療費の未払いが最近目立ってきていると。そういう中で、この問題の減免制度の実態はどうなっているのかということでやって、鹿児島県では4市町村で588件もあるということなんです。非常にこの問題というのは、今日の状況の中でも貧困の格差が広がり、失業、倒産、さまざまな状況の中で、やはり命と暮らしを守る観点からも早急に、災害だけではなくて、減免だけじゃなくて猶予という、支払いの猶予という問題もあるわけなんですから、これは早急に要綱をつくれればいいという問題なんですよね。そのことをぜひ市長にも認識していただいて、この点について早急に、法律ではもうそんなふうにできているわけです。

まして、この問題で私がよく指摘したいのは、一方では法律はどんどんつくって、市民には負担を求めて、税の負担なんかを求めていきますけれども、この点についてはなかなか前へ進まない、いろいろな理由を言われてきていると。ここにやっぱり行政としての私は市民に対する公平、平等という観点からも、こういう点からもきちっと市民の命を守るという対策をぜひとってほしいというふうに思うんですが、あとは市長の考え一つだと思うんですが、この点につ

いて市長、再度、市民の命を守るという市長の責任としてこのことをぜひ、猶予も含めて要綱をつくらせると、条例をつくらせるというふうにぜひ御決断いただきたいというふうに思います。

それと、住宅の耐震対策の問題で、先ほど非常にいろんな問題点があるというふうに言われましたし、鹿児島市が今年4月からスタートし、霧島、曾於市、志布志市では計画の策定を今、進行中というような状況です。私はこの問題を考えるときに、2つの点を考えなきゃならないというふうに思うんですね。

1つは、私たちのこの垂水が置かれている状況です。いわゆる防災上の状況です。ここに「大正3年桜島噴火に先立って発生した地震の規模の推定」ということで学会で発表されているものがありますけれども、2003年なんです。この中にもやっぱり地震の問題は書かれています。しかし、詳細なこちらの垂水市の状況は書かれていませんけれども、やはりその影響というのはいろんな形で書かれています。そういう意味でのこういう防災上の問題もあるということと。

もう1つは、活断層ですね。ここに今、市長も御存じだと思いますけれども、鹿児島湾奥と牛根のこのところにあるという問題ですね。活断層があるという問題から見ても、地震対策上、この問題というのは早急に私は取り組むべき垂水の状況があるというふうに思うんです。このことをやはり考えたときに、この問題というのは本当に時間的な問題から見ても早急に取り組まなきゃならない課題だというふうに思います。

もう1つは、経済効果の観点で、先ほど午前中皆さんのお手元に議長の許可を得て資料を配っていますけれども、見ていただければ、これは住宅改修、その後、この中に耐震改修も入れたのがありますけれども、非常に経済効果として大きな影響を与えているということが認識し

ていただけると思います。これはもう見ていただければいいと思います。そして、この制度ができたそのことによって、今までちゅうちょしてきた方々もこの制度ができたことで私もやろうと、私も計画しようということで、産業委員会が視察で訪問された京田辺市なんですけれども、その後、制度、実態の調査をしたら、制度ができたことで時期を早めたというのが48%、予定していなかったけど、この制度ができたということで決めたという方が11%、合わせて60%の方々がこの制度の関係で住宅改修に進んだというようなことです。

そういうことをかんがみましても、そういう先ほど言いました垂水の置かれている防災上の問題、そして経済効果の問題、当然、住宅改修によって地震に備えるという市民の命を守るというこういう観点からも、早急に着手をしていくべきだというふうに思うんですが、市長、こういう関係から見てどのように認識されるのかですね、策定を急がなきゃならないと認識されるのか、この点について市長にお聞かせいただきたいと思います。

それと、読書環境の整備の問題です。

先ほど、るる状況をお話ししていただきましたけれども、結果として一定の前進は図られているということと、協和小においても大きな成果を得たというようなことを言われました。

しかし、問題は、一般財源化になったということで、基準財政需要額の本年度でも55%、昨年は45%ですかね、そういう中身です。本来であれば438万円、しかし、実際上は188万円の予算しかついていないという大きなここに差があるんですね。これは、県下の各自治体ともやっぱり大きくかけ離れた実態の中身です。

そして、もう1つ大きな問題は、先ほど協和小のことも言われましたが、充実することによってどうなるかという問題です。これは、協和小の図書館の新しくつくられた中でこれだけ冊

数がふえたという状況です。このことによってどんな変化が起きたかというのと、ことしの4月から8月あたりで1人当たり63冊、本を読んだということです。もう一方、ある小学校にお聞きをしたら29冊と。やっぱりこれだけ本が充実をする、環境が整うということによって子供たちの読書意欲もわくと、新しい本がふえてきて私も読もうということが出てきたということをはこれうかがえると思います。それと、これが別の小学校です。結構棚があいています。こういう差が結果として子供たちの読書環境の整備の問題でも重要だということです。

先ほど市長はその回答で、充足率を確認し、財政にも指示されたと言われますけれども、その充足率というのは何なのかということなんです。これを見ていただいてわかるかなと思いますけれども、破棄しなきゃならない本が上に飾られているんです。しかし、これを破棄すると充足率が下がると、だから、古い本もずっとこうしてとっておかなきゃならないと、だから、どうしても予算をつけてほしいということがこの中身なんです。市長、先ほど充足率を認識されたと言いましたが、もう1点、この問題もあるんですね、破棄できないと、充足率を確保するためには。

そのために国もこのような形で計画をさせて、1,000億円の予算をつけて、増加するのに対して400億円、それから更新冊数分については600億円もお金をかけているんです。そして、垂水にもそれに関する交付税措置がされているわけなんですけれども、先ほど言いましたとおり、一般財源化されてなかなかそれが回っていないと。その理由として、財政的な理由だということが文科省の資料にも書いてありましたけれども、しかし、これはやはりこういう実態を見ながら、また子供たちの先ほどの読書の状況を見ながら、当然来年はさらに一層この財政需要額に近い予算を確保していくということが求められている

と思うんですが、市長、この点について、これに近い形で、財政需要額に近い形で予算を措置していくというそういう決意があるのかどうなのか、こういう実態を踏まえてぜひお聞かせいただきたいと思います。

そして、教育長には、そのためにやっぱり予算を取っていくと。財政権がないわけですから、これはもう本当に教育長の姿勢がない限りはこれは動かないと思うんです。今示した実態なんかも踏まえて、そして子供たちがその結果、協和小ではそういう実績を残したと、ことし1月には研究の発表もあるということですが、これだけ違うんですね。だから、そのところをやっぱり子供たちや将来の投資も含めて、市長は先ほどそういうことを言われましたので、ぜひ子供たちに対してはやはり予算をしっかりと整えていくという立場から、市長と教育長に改めてその点について考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからブックスタート事業なんですけれども、先ほど絵本ガイドなんかをやるということでしたが、私はこの問題を取り上げたのは、生まれたときからこういう形でずっと子供たちが本と触れ合う場をどうつくっていくかということが大事だと思うんですね。鹿児島市がどんなことをしているかということでは、乳幼児期から読書の習慣をつけ、親子が触れ合うきっかけにしようとする。そして図書館側としても、子供の活字離れが言われている中、1冊の本を通して本を読む習慣をはぐくむと。だから、最初から子供たちというのは本にいろいろな形で接し、その段階に応じた絵本もあります、本もあります。だから、そのことを私たちがきっかけとして、やっぱりそこでつくっていくことが非常に重要だと思うんですね。

そのためにも、やはりこのことはさっき言われたようなことじゃなくて、やっぱり絵本を提供して、子供たちにそういう触れ合う場をしっ

かりつくっていくことが大事だと思いますので、ぜひ改めて、こういう状況からも含めて、一貫した取り組みなんだということの認識に立って、再度そういうことはできないのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから火災報知器の問題なんですけれども、県下では日置市が一部助成をやっているということでした。けさのニュースでも高齢者の火災が言われて、亡くなられた方がいるというニュースが流れていまして、この間、本当に高齢者の火災が大変多いなというふうに思います。これは美里町のホームページから引っ張り出したやつなんですけれども、いろんな案内をこんな形でしています。それと、全国の自治体でも、先ほど言いました鹿児島の日置市とか神奈川県とか、それから北海道なんかでもいろいろ取り組みをやっているようです。

この点で大事な点はやはり、先ほど市長が財政的な問題もあってとてもできないと言われましたけれども、市長、市長は一方では、先ほどの開発の問題については財政出動も含めて相当な額で検討していかなくちゃならない課題になりますよね。一方では、そういう形でお金を幾らでも、幾らでもというんじゃないんですけれども、相当な額のお金を出すと。ところが、この命と安全という問題に対しては簡単な形で財政的な出動はできないと。これはちょっとおかしいんじゃないでしょうかね、命の重みをどう考えていらっしゃるのか。そのあたりでも見識が、1つ問題をとっても問われると思うんですが、考えをお聞かせください。

それから環境基本条例の制定については、私は今回は取り組みの方向と認識についてお伺いをしたわけなんですけれども、いつもこういう条例については、やりますと、いろいろ検討しますと言いますが、なかなかその先に進まないのが垂水の現状です。それはなぜかという、基本条例、自治基本条例というのは一体

どこに行ったのか、その跡も形も私たちには見ることができません。薩摩川内市はもう余りにも早くつくったんでびっくりしているんですけども、20年9月、今議会にはもう提案されるというような運びになっています。

先ほど池之上議員からも環境の問題で、地域の公害防止協定の話も出ましたけれども、結局個々に対応しないとならないという非常に不十分な点、対応できないさまざまな環境の問題が起きてきているわけなんですよね。そういう意味では、それにきちっと対応し得るこういう基本条例、もしくはそれに関係するような環境条例ができれば、私たちは今日こんなことで悩まなくてもいいと思うんですよ。

そういう意味では、今一番いいチャンスでもあると思うんですよね、温暖化対策、地球環境の問題を含めてありますので、そういう意味では、先ほど市長が繰り返し言われている持続可能な地域づくりという点でも、こういう立場からそれを保障していく、支援していくということでも早急に着手をしていただきたいというふうに思うんですが、先ほどは長期間を要すとか、関係機関との協議、検討も必要だと言われましたけれども、これこそ最も私は身近に求められている条例だと思いますので、早急な対策を求めていきたいというふうに思います。これについて改めて市長の見解を求めます。

○市長（水迫順一） 幾つか立て続けに振られましたので、後また質問の内容を確認、後でしたいと思いますのですが、まず原油高騰対策の農業部門ですね。これにつきましては、垂水の基幹産業であります農業、この中でも一番やはり進んでおる、中心的になっておるのがハウスの施設園芸と、ハウスを使った施設園芸、また露地も当然その両端のシーズンにはくっつきますが、その中で、やはり議員おっしゃいましたように、石油高騰によりまして、化石燃料高騰によりまして、まず一番今、農家が負担が大きくなった

というのは、おっしゃるように肥料代が1.5倍から、場合によっては1.7倍にはね上がっておるということだろうと思います。これは前からこのことはわかっておりますし、それともう1つは資材がまた上がってきたということ、それからもう1つ言いますと、製品をつくったりあるいは資材を運んだりするもちろん燃費が上がっておると、輸送費が上がっておると、こういうこと等と、それから本市の施設園芸で大事なものはやはり燃料として油をたいて暖房をするということのも大きな要素、大きな費用になると、コストになるというふうに思っておるんですね。

だけど、御案内のとおり、本市は特にインゲン、キヌサヤを中心とした施設園芸でございまして、今やっとなんて植え付けが始まったと、それから秋口から収穫が始まって、冬場が燃料を必要とする大型ハウスの燃料が必要になってくる時期だと、極寒期の11月から翌年の2月までがそういう時期であろうと。その間、トンネルもあるわけですが、トンネルについては燃料はたいておりません。

ですから、そういう環境の中で、この県、国の施策についても、先ほど課長が言いましたように、説明をしたけど、1組合4名が手を挙げたのみだということは、時期がもうちょっとずれておると、収穫が始まって、植え付けが今やっとなんて終わって、これからが収穫だと。ですから、農家のこれから、その他やはりコスト高が懸念される部分が農家の意見として出てくるのはこれからだろうというふうに思っておるわけです。

ですから、そういう意味では、これからいろんな農家の意見を聞きながら、本当に国、県のやっていることで不十分なのか、本市がどれだけできるのか、そういうことは今後、検討はしていきたい、そういうふうに思っております。

それと2番目に、国保の問題でございまして、減免制度の44条を言われました。その後、国のほうでも意見書を出しておりますし、その要綱

をつくるに至っては、ちょっとその辺の問題があるのじゃないかと思しますので、これについてはもう1回、市民課長のほうからその辺を、重複するかもわかりませんが、再度説明をしてもらいます。

それから、土木課のほうの災害関係、土木課長のほうでこれは答えさせます。

それから、子供たちの図書に対します予算の問題ですが、私の認識も問われましたが、まず現にある図書の充足率を80%以上に持っていくのはまずやらなければいけないことだろうと。それからもって、言われる選別があるかもわかりませんし、古い図書があるかもわかりません。それをまず充足率を80%以上に持って行って、それからそういう次の段階ではそれをまたふるいにかけてということも必要だろうというふうに思って、課長にあるいは財政課に指示をしたところでございます。

あとは何がありましたかね。（「住宅耐震改修対策」と呼ぶ者あり）はい、その辺はまた関係課長のほうから答弁させます。

○教育長（肥後昌幸） 学校図書館の蔵書の充実の必要性については、先ほど述べましたとおりでございます。私も学校訪問等に行きましたときには必ず図書室には行きまして、その様子を見ております。議員御指摘のとおり、やはり古い図書もたくさんございます。でも、子供たちは余り古いのは読みたがらないんですね、背表紙がほとんどなくなったりとか、そういうのはなかなか読みたがりませんので、校長にはそのような非常に何十年もたったような図書はもう廃棄しなさいというふうに指示はしているところでございます。

来年度以降の予算化につきましては、先ほど市長のほうも前向きに答えていただきましたし、財政課長も聞いてくれておりますので、粘り強くまたお願いをしていきたいというふうに思っております。

○市民課長（三浦敬志） 先ほどの持留議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたけれども、一部負担金に関しまして、昭和35年については、一部負担金の趣旨と、何で、普通3割の負担を我々がいたしますと、その3割の負担はちゃんと負担はしてくださいよというような趣旨の文書がまた昭和35年に出ております。ですからもう1回、一部負担金についての趣旨は、患者といいますか、受診する者については理解していただいて、本当にこれが必要なのか、垂水市において必要なのか、もう1回検討させていただきたいと思っております。

県内でも、先ほど持留議員がおっしゃったように、何市かつくっておるところもあるというのはちゃんと把握しておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○土木課長（川畑信一） 住宅の耐震改修対策、補助制度要綱なんかを早急につくる必要があるのではないかという再度の御質問ですけれども、垂水市は割かし地震の少ないと言われます南九州に位置しております。ですけれども、垂水市はやはり、先ほど議員おっしゃられたとおり、桜島を抱えていますし、活断層もございます。それらを考えますと、どうしてもこの耐震促進計画の策定は必要ではあると思いますけれども、補助制度になりますと、やはり先ほども言いましたように、市の負担金、それから活用の程度、この辺を考えますと早急につくる必要があるのかどうか、現在つくっております鹿児島市を見てみましても、なかなか手を挙げてくる人がいないというのが現状でございます。

先ほど議員の配付されましたこの一覧表を見ましても、事業費の10%とか5%、これではどうしても個人の負担が大きくなり過ぎるというような感じを受けます。それにかわって市がそれでは市の補助率を大きくするかというと、そ

れもという考えになりますと、十分な検討が必要になっていくのではということ、これからの検討課題として受けとめていきたいと考えております。

○社会教育課長（橋口正徳） ブックスタート事業の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、県内で15市町で取り組まれているわけですが、絵本セットはどこの市町も1セット500円余りのセットを配布しているようでございます。

この事業の趣旨は、ただ単に絵本を配るだけでなく、保護者と一緒に子供のかわいい反応を見ながら絵本を開く時間の楽しさを体験してもらうことや、同じ年代の子供を持つ保護者の知り合うためのきっかけづくり、あるいは情報交換の場の提供といったことも考えられるわけでございます。このようなことから、先ほど答弁いたしましたとおり、絵本ガイドや図書館利用案内などを配布しているところでございます。

また、図書館内の絵本も数をそろえて充実してきておりますので、子連れでの図書館の利用促進を大いに図っていきたく思っております。また、健診時や図書館活動の中での「おはなし会」をさらに活発にしていくことで、よりよい子育て支援ができるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○持留良一議員 もう確認だけさせて終わらせていただきたいと思うんですが、原油高騰に対しては、市の独自の負担も含めながら、実態調査をして検討していくという形で確認をしたいというふうに思います。

それから国保問題については、基本はやはり44条があるわけなんですよね、それに基づいて制定も、要綱等も含めて、減免、猶予等も含まれて制定をされていますので、実際災害との関係ではもうできているわけなんです、これ

は問題は市民の皆さんに情報を知らせるかどうかが非常に重要なかぎだとも言われていますので、そういう点では、ぜひそのあたりも含めながら、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから住宅の耐震改修対策については、問題は、これがあるかどうかじゃなくて、先ほど京田辺市のアンケート調査を言いましたけれども、このつくったことによってそれが誘因して刺激になってどっとふえたということを言いました。だから、問題なのは、こういうことを通じて防災とか制度を知らせていくということが大事だと思いますので、そういう点では、そういう観点を置きながら早急に策定を、耐震化策定計画をぜひ着手していただきたいというふうに思います。

それからあと読書の点については、来年度、財政課長も含めてそのあたりは認識をされたというふうに思いますので、需要額に近い形でぜひとも予算を増額をしていただきたいというふうに思います。

それから環境基本条例については、先ほども言いましたような中身で、ぜひ早急に制定に向けた動きをしていただきたいと思っております。

要は、先ほど言いましたけれども、市長に対しては言いたいのは、市民の命と暮らしにかかわる本当に基本的には大した金額じゃない部分に対しては非常に財政がないと言いつつ、一方、開発についてはやはり相当な検討をしていくという非常に差の開きがありますので、そういう点では、やはり住民の命と暮らしを守るんだと、そういう基本的な立場に立って、そういう点については積極的な対策を今後も投じていただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、3時10分から再開します。

午後2時51分休憩

午後 3 時 10 分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 持留議員が1時間たっぷり質問されました。私の項目は少ないようですので、早目に終わりたいと思います。

9月に入り、朝夕涼しくなり、秋の気配がしてまいりました。鹿児島県の7月の平均気温は29.2度で、7月としては過去最高であったと発表がありました。8月の中旬から日本全土で活発な前線と低気圧の影響で記録的豪雨となり、特に関東・東海地方は8月29日未明の豪雨で死亡や行方不明が発生し、愛知県岡崎市では約14万世帯すべてに避難勧告が出されたと報道されました。時間雨量146.5ミリで、国内観測史上7番目だったようです。その他各地で避難勧告が出されました。御承知のとおり、鹿児島も前線、雨続きで、我が垂水市も雨が多く、垂水特産のキヌサヤの作付ができない地域もあるようです。台風シーズンであり、今後災害のないことを願うものであります。

9月議会も始まりました。先日通告しておりました案件について質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、国道拡幅整備について。

国道の整備も着々と進んでいるようです。柘原地区、海潟地区も見違えるように整備され、大変ありがたいこととあります。海潟地区においては人家のある岡集落までの整備も終わり、今後、早咲大崎までの区間が残るだけです。脇登トンネルも整備されると考えます。今後の整備についてお知らせください。

次に、中学校統合について。

平成22年4月1日に市内中学校が1つに統合

することになりました。議会でも賛否両論ありましたが、統合することに決定いたしました。統合まで1年半余りとなっております。しっかりと統合できるよう準備が進んでいると思いますが、統合に向けての現状をお知らせください。また、跡地についての協議も各地での協議会がつくられ、協議も進んでいると考えます。状況をお知らせください。

農道・市道の整備について。

住民からの要望箇所もたくさんある中で、財政事情で思うように進んでいないのではないかと考えます。その中で、担当課としても要望箇所に足を運んだりされているようであります。住民の身近な箇所の整備など進めるべきと考えます。今後の整備状況についてお知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○土木課長（川畑信一）議員お尋ねの国道220号線海潟地区整備についてお答えいたします。

国道220号線の新城麓より海潟岡集落までを都市計画道路の佐多街道線として指定し、道路の改良を国土交通省にお願いしております。

新城工区と海潟工区に分け、拡幅工事を進めてもらっておりますが、海潟工区においては、当初は岡集落までの工事区間となっておりますが、引き続き鶴田川までを拡幅工事していただくことになり、平成20年度に用地買収を行い、用地買収がスムーズにいけば来年度工事を行い、完成させたいとのこととございます。

なお、本年度の事業費として1億5,000万円の予算があるということとあります。

次に、早崎防災の早咲大崎から脇登の鶴田川までの区間ですが、同じ早崎防災区間でありませ島口から牛根麓間の防災工事として進められておりました牛根大橋の工事も終わり、供用開始となったところとございます。残る早崎防災の区間の未改良部分は、早咲大崎から鶴田川までの区間とあります。この区間については、

国土交通省としましても重要区間として認識しており、改良工事を行うことは決定事項であるとのことでございます。

平成20年度はトンネル部分を除いたところの歩道設置等の実施設計に入るとのことでございます。同時に、トンネル部分の施工方法を検討するため、調査設計も実施するとのこと。調査設計では、トンネルを拡幅する方法、トンネル部分を開削する方法、新たにトンネルをもう1つ掘る方法等の設計を行い、事業費等の検討を行うとのことでございます。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 中学校統合の御質問にお答えします。

まず、統合に向けての現状でございますが、平成22年4月1日の統合に向けまして、垂水市中学校統合準備委員会の5つの部会を中心に、それぞれの調査検討事項について協議を重ねております。

それぞれの現状を御説明申し上げますと、総務部会では、今後の統合関係の事務処理を進める上で校名の決定を急ぐ必要がございましたので、市民への募集を行い、その結果をもとに校名案の絞り込みを行いました。その後、統合推進委員会を経て、教育委員会で「垂水中央中学校」と決定いたしましたので、今議会に垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）を提案させていただいているところでございます。この後、校章、校訓、校歌等の策定について事務を進めてまいります。

次に、教務部会では、各学校の担当の先生方を中心に、行事の調整、交流学习等の協議を行っております。

P T A・生活指導部会では、学校における生徒指導上必要な生徒心得、校則、生徒手帳、生徒会組織等の検討を行っております。また、P T A関係についてもスムーズな引き継ぎ等ができるように協議をいたしてまいります。

次に、制服選定部会でございますが、去る9月1日に制服業者によりまして制服のプレゼンテーションを行いました。業者から提出されましたサンプルを数点に絞り込みまして、現在、市内各中学校区での展示会を行っております。同時にアンケートも実施しておりますので、その結果等を参考にしながら、10月中旬ころには新しい制服・かばん等が決定される予定でございます。そのほか体育服等についても、制服等が決定次第、保健体育部会で検討を始め、本年度中に決定する予定でございます。

各部会の状況は申し上げましたとおりでございますが、数多くの協議事項がある中で、全般的に順調に進んでいるのではと考えております。

次に、跡地の御質問でございますが、統合される学校跡地をどのように活用すべきかにつきましては、第一に地域住民の声を大切にしたいという考え方から、現在、各中学校に設置しております地区別協議会に意見集約をお願いしているところでございます。

教育委員会でも、統合説明会時に実施しましたアンケートによりまして、ある程度地域の声は把握しておりますが、実現可能な具体的な検討を協議会をお願いしておるところでございます。

現状はまだ各協議会とも活発な協議がなされていないようでございますが、一部の地区では閉校記念式典等の行事調整とともに、跡地利用の問題につきましても本格的に協議を始めると伺っております。すべての地区で早目に協議していただくようお願いしてまいりたいと思っております。

○土木課長（川畑信一） 議員の3点目の市道・農道の整備についての質問の市道についてお答えいたします。

現在、垂水市には362路線、約215キロの認定道路があります。これらの道路の維持管理方法としましては、職員及び道路維持班により点検

を行い、異常があった場合にはその内容により、維持班によります作業もしくは業者に依頼し、異常箇所の復旧に努めております。そのほか道路管理作業として、年間約40キロの草払い作業が森林組合に委託してあります。

また、振興会からの道路整備の要望に対しましては、各要望箇所の調査を行い、通行に支障となる場所や危険となるような場所は、維持班の直営作業や重機借り上げ等の業者によります早い対応の復旧を心がけております。他の道路舗装などの要望に対しましては、各要望箇所を点検した中で、路面に直接家庭排水などの流れている排水側溝のない道路や舗装が全然されていない道路等を優先して予算要求し、整備しております。また、災害が発生したときは、災害時における応急対策に関する協定書に基づき、建設業組合との連携を図り、速やかな復旧に努めてまいりたいと思います。

○農林課長（山口親志） 川畑議員の質問の農道整備についてお答えいたします。

農道整備については、共生・協働の理念から、地域の方々の御協力をいただき、中山間地域等直接支払事業や農地・水・環境保全向上支援対策事業等で整備し、また要望箇所を市単独の予算の範囲内で整備しているところであります。

地域の方々の高齢化等により大変な労力となっておりますが、予算の範囲内での対応と、また県の事業の検討、導入を図って整備してまいりたいと思います。特に、現在計画しております平成23年度から導入予定の垂水市だけの中山間地域総合整備事業の採択時においては、農道の整備が可能になってくるかと思われま。

以上で終わります。

○川畑三郎議員 国道拡幅整備について、今、土木課長のほうから、20年度で予算が1億5,000万円、測量は済んでいるということで、後は買収に入るというようなお話でありました。地域の方々もここはどうなっているんだろうかとい

う声がありまして、早い機会に地権者のほうにもお話があればいいかなということがありましたので、今年度で買収ということのようですので、みんなそういうことになれば落ち着くんじやないかと思います。よくわかりました。

それと、トンネルの部分につきましては、今お話を聞きますと、まだトンネルをどうするかというのはまだ決定していないわけですね。ですから、そこら辺が今後の協議の中で進んでいくということのようですので、それは一応、一番いい方向でいけるようになったらまた御報告をしてもらいたいと思います。一応了解いたします。

中学校の統合についてです。

今、課長のほうから説明がありました。教育長に一言ちょっとお聞きしたいんですけども、この統合については教育長の、今回教育長も議会でまた承認されたわけですけども、前に教育長になられたときに一生懸命住民説明会をされて、それで議会で議決できたということで、どうしてもこの統合についてはしっかりとした統合をしていきたいと、私は教育長も思っています。そういうことで、その点をひとつ、思いと。せっかくですから、いい機会ですので、今回教育長に再任されたということですので、これからの教育行政について、思いをひとつお話していただければと思うんですが、いいでしょうか。

それでは、農道・市道についてはよろしく。一番住民のほうから要望の多いいろんな問題があると思います。財政的な面でできない面もありますけれども、対応が私は大変職員がいいのではないかと思います。「ここはどうですか」と言えば、すぐ見に行ったりして対応をしてもらっております。できるものはできる、できないものはというようなことでしていただければ、またお願いされた方々も落ちつくと思いますので、そういう方向でやっぱり住民に密着した行

政をしていただきたいと思います。

両課長が、立派な課長だと思いますので、足を運んで、みんなから信頼される土木課、農林課の職員をつくっていただければなと思いますので、そこでよければ、「ああ、市役所んしも頑張っているな」と思うわけですから、ひとつ頑張ってください。それはもうお願いです。

それと、私はいつも一般質問の中で、海潟の鶴田川の上流の問題、農道に関してなんですけれども、農道のちょっと外れなんですけど、流木がまだとってないですよ。土木課長もいつも県のほうにお願いはしているということですが、どうかまた力を入れてよろしくお願ひいたしたいと思います。これは要望しておきますので。

そういうことで、一応終わります。

○教育長（肥後昌幸）川畑議員の、まず中学校統合に向けての教育長の思いということでございますが、市内の4中学校を1校に統合することにつきましては、前教育長のときからいろいろな議論がなされまして、またいろんな変遷を経て、昨年12月議会において議決していただきました。統合に向けての現状につきましては、先ほど課長からあったとおりでございます。

中学校がなくなる牛根地区、協和地区、柘原、新城地区の皆さんにとりましては、本当に寂しいことであるということは痛いほどわかります。それだけに、平成22年4月に開校する新中学校につきましては、市民の皆さんから「いい中学校ができた」と言われるように全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

統合の準備を進めるに当たりまして私が最も気がかりといいますか、心苦しく思うことは、新中学校は現垂水中学校の校舎をそのまま使わなければならないということでございます。もちろん、ある程度の修理、補修というのはやりますけれども、古い校舎を使うということが非常にある意味では残念だなというふうに思っております。しかし、統合後、22年の4月ですけ

れども、できるだけ早い時期に新校舎をつくっていただきたいというふうに思っておりますけれども、市長もできるだけ早い時期につくろうというような考えを持っていただいているようございまして、大変心強く思っております。1年でも早く建設していただきますようお願いをしまいたいというふうに思っております。

それから、新しく再任してもらって、思いはどうかということでございますけれども、午前中のときにもちょこっとお話ししたけれども、あした堀添議員の質問の中にも、それが質問の中に入っているようございまして、詳しくはそのときにお話をしたいというふうに思います。

私は、垂水の子供たちがある意味で、「ああ、あいさつがよくなったな」とか、服装がよくなったな、あるいは学力もある程度上ったとか、何か目に見える形で輝いていくように何とかしていかなければいけないというふうに思います。そういうのは、ここで簡単に言うことはなかなか難しいですけれども、垂水の子供たちが市民の皆さんから、「ああ、こうして変わってきたな」と、そういうのが目に見えるように何とか努力をしまいたいというふうに思っております。詳しくはあした申し上げます。

○川畑三郎議員 教育長には突然の私の質問でしたけれども、あした堀添議員がまた質問されるそうなので、思いを語っていただければと思います。

項目が少ないでしたけれども、立派な答弁をいただきました。ありがとうございます。これで終わりたいと思います。

○議長（徳留邦治）次に、7番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、早速質問に入ります。

道の駅温泉トラブルについて。

道の駅たるみずは、足湯を初め温泉を備えた交流施設であります。大変な魅力であります。市民はもとより県内外の多くの方々から利用していただいております。しかしながら、今回温泉設備が故障し、約2カ月間の温泉施設の休館はやむを得なかったです。多くの方々に迷惑をかけています。設立者である市当局、そして管理運営を任されている指定管理者は、それぞれ大変反省されていると思います。二度とこのような事態が発生しないよう、対策あるいは今後の管理体制について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、今回温泉が故障に至った経緯と対策について。

故障の原因は。また、今回定期検査の期間は適切であったのか。

約2カ月の休館の間、市当局、指定管理者、メーカーの対応と対策はどうだったのか。

管理者と協定を結ばれていると思うが、協定書の中の管理区分、故障や設備・部品交換など、どのように決められているのか。

復旧までの費用の総額は幾らであったか。どこが持つのか。

市長は、このトラブルの発生をいつ聞かれたか。

次に、ごみ分別について。

けさ方の池之上議員とダブるところがありますけれども、よろしく願いいたします。

ごみ分別26分別になって5年が過ぎています。この間、市民の協力により、平成18年度人口10万人未満で全国第9位のリサイクル率56.9%は大変喜ばしいことと思っています。

しかしながら、一方では、燃やせないごみ、赤袋の中身のリサイクル品、また燃やせるごみが約80%混入している現状でもあります。この80%の中には、廃プラ類の汚れたトレー、ラップ、レジ袋などで肝属地区清掃センターでは可

燃物とし、燃やせるごみとし、燃料などに使用されておると聞いております。同じ清掃センターを利用している本市でも、廃プラ類の汚れたものは燃やせるごみとして出せないのか、今後どのような指導を市民にしていくのか、市長にお伺いいたします。

次に、身代湾整備について。

私は、これまで何回も身代湾整備について質問してまいりました。この間、歴代の課長を初め、職員の方々も前向きに取り組んでいただき、湾内の調査、海図の作成、また浅瀬の撤去作業など、確実に整備が進んでおります。大変ありがたいと思っています。

次は、係留施設の整備と考えられるが、聞くところによると、最近、漁協側と係留施設について協議なされたと聞くが、どのような内容であったのかお聞かせください。

以上で終わります。

○市長（水迫順一） 道の駅の温泉のトラブルについて私に振られた質問の中で、いつ知ったのかというお話だったと思いますが、多分翌日には聞いたというふうに記憶しております。

それから、ごみの分別問題ですね。

ごみ分別につきまして、燃やせないごみ、赤袋の中の80%は燃やせるごみ、なぜ燃やせるごみとして出せないのか、今後どのような指導をしていくのかということだろうと思いますが、まず、ごみ分別については、担当課であります生活環境課でお答えをいたします。

まず、燃やせないごみ、いわゆる赤袋の処理についてでございますが、この件もひっくるめて担当課のほうで説明をさせます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅温泉トラブルについてお答えいたします。

まず、1点目の故障の原因についてでございますが、先ほどの森議員の御質問にもお答えしましたとおり、スケールの付着による揚湯管の固着や、揚湯管と空気圧送管の絡み合いなどが

原因として考えられます。

また、定期点検の時期が適当であったかという御質問でございますが、揚湯管の引き揚げ期の期間はスケール付着によるくみ上げ量の減少ぐあいや、以前の引き上げ時のスケールの付着の状況がどうであったかなどを参考に点検時期を定めてきたところでございます。

今回も、前回の点検期日を参考に、湯量の減少はまだ大きくありませんでしたが、前回の点検期間より2カ月ほど経過しており、適当な時期と判断し、引き上げを実施したと聞いております。引き上げ点検回数もまだ少なく、十分なデータはございませんが、今後は早目の安全側の点検に努めさせたいと思っております。

次に、今回の故障に関する対応でございますが、復旧工事には施工業者と道の駅が連携しながら復旧に努めてきたところでございます。引き上げは何段階かに分けて行われましたが、事例はあっても、その場面に応じた道具の準備など手探りをしながらの作業で大変苦心をされておりました。

なお、今回の事故の報告についてでございますが、故障の発生したことの報告は施工業者から道の駅へ、道の駅から市へ、事故の発生したその日に報告がございまして、先ほど市長が答弁いたしました、翌日には市長のほうへ報告いたしております。

次に、管理区分についてでございますが、協定書において細かく明示はしておりませんが、管理施設の改造、増築、改築、大規模修繕は市の負担で実施するものとしておりまして、それ以外の修繕等は指定管理者である道の駅の負担としており、今回の点検費用は道の駅の負担としております。

次に、今回の故障の復旧に関する費用でございますが、先ほどの森議員の御質問にお答えしたとおりで、点検作業中に発生した故障でございますので、請負業者が責任を持って費用負担

の上、復旧するという協議を交わしております。

以上でございます。

○生活環境課長（太崎 勤） 2番目のごみ分別についてお答えをいたします。

まず燃やせないごみ、いわゆる赤袋のごみ処理でございますが、この4月からの正式稼働に伴う肝属地区清掃センターへの試験搬入時に他市町から搬入された燃やせないごみの中に、センターとしては燃やせるごみとして処理するのが相当混入しており、この処理工程の中で、破砕機による火花発生での火災の危険性があることから、燃やせないごみとしては受け付けないとされました。

そこで、本市の燃やせないごみを分析しましたところ、議員の言われるとおり、その約8割が汚れたプラスチック系ごみであり、肝属地区清掃センターの処理では燃やせるごみでございました。

本来、循環型社会構築のためにごみ分別も国民の重要な義務と言えます。しかしながら、分別が徹底されないごみも、行政の責務として適正に処理しなければなりません。このことから、本市の清掃センターで分別が徹底されていない赤袋を、人力により分別作業を行っています。分別した約8割のプラ系はその汚れがひどく、場合によっては腐敗しているものもあることなどから、肝属地区清掃センターで燃やせるごみとして処理をしております。

しかしながら、先ほども述べましたとおり、分別そのものの理念は循環型社会構築のための排出抑制、再使用、再利用の意識を向上させることであることから、本市の26品目分別は今後も推進していかなければならないと思っております。

そして、市民へのごみ分別の指導でございますが、本市の26分別は、ほかの自治体に先駆けて取り組んでから既に6年を経過しようとしており、批判的な意見もありながら、一方、定着

しつつあることも現実です。燃えるから燃やせるごみとして分別することは安易な行動であり、また、現施設へ移行してから日も浅く、時期早尚であり、行えるべき指導や啓発をまだまだ努力すべきであると考えます。このために、さらなる出前講座や市報、チラシなどによる広報、あるいはステーションでの直接指導などを図ってまいりたいと考えております。

○水産課長（塚田光春） 次に、身代湾の整備についてお答えいたします。

桜島の入り江の身代湾整備につきましては、平成18年7月に垂水市漁協より、台風時の漁船避難先として漁船係留の利便性と安全性を確保するために身代湾整備の要望が出されております。その要望につきまして市水産課では、漁協より要望内容のヒアリングを行い、整備内容をまとめた結果、湾内に浅瀬があることから、浅瀬のしゅんせつ、漁船を係留するための係船柱の設置、海底への方塊ブロックの沈設と、それに係るフロート及び係留ロープの設置等の要望を受けたところでございます。

ただし、取りつけ道路の整備については、漁船機器の盗難や遊漁船の係留のことを考慮すると、むしろ道路はないほうが日常の管理がしやすいとのことでした。

身代湾の係留施設の整備についての問題点ですが、土地が鹿児島市の普通財産であることと、桜島が霧島屋久国立公園に指定されていることから自然公園法の適用を受けるため、許認可の関係で簡単に整備ができないのが現状でございます。

そこで、まずは法律の規制がさほど難しくない干潮時の海面以下の浅瀬のしゅんせつからすることにしまして、昨年度このしゅんせつについては完了させたところでございます。今年度は、漁船を係留するための係船柱の設置、海底への方塊ブロックの沈設と、それに係るフロート及び係留ロープの設置などの工事をするため

の手續に着手したところです。

そこで、鹿児島市の土地に係船柱を設置することから、先月末に鹿児島市の管財課と生産流通課へ漁船の係留施設設置のお願いに行ってきたところでございます。その数日後、鹿児島市より、正式に協議するため、整備目的、理由を記載した公文書の提出を求められましたので、漁船の係留施設設置のための協議文書を提出したところでございます。

次に、霧島屋久国立公園における工事につきましては、自然公園法の手續が必要なため、環境省九州地方環境事務所の鹿児島自然保護官事務所に行き、協議をしてみました。協議の結果、身代湾の湾岸一帯は特別保護地区と第二種特別地域に分かれて指定されており、国の許可と鹿児島県の許可が必要であることが判明しました。

よって、許可を得るためには、工事の施行条件がついたり、許可月数が2カ月から3カ月は有するものの、許可をいただける感触を得たところでございます。つきましては、まずは鹿児島市との協議を重ね、許可を得てから、自然公園法の申請手續をしたいと考えているところです。

なお、この工事は概算工事費でも1,000万以上かかることから、国の補助事業を利用しまして整備をしてみたいと思っています。ただし、国の補助事業である場合、21年度要求は既に終了していることから、22年度要求に向けて作業を進めていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

道の駅のことなんですけれども、今、市長からの答えの中で、6月19日に知り得たということでした。6月19日というのは私たちが6月議会が開催されているさなかです。23日が最終議会だったと思います。この情報を知りながら、

なぜ私たち議会にその報告をされなかったのか、その点。

そして私は、その23日の3時ごろでした、牛根でこの情報を得ました。そして、すぐその場で役所のほうに電話を入れました。そのときは既に私に回答は、「再開はいつできるんですか」とまず問うたら、「再開はできません。大変な事故であります」というふうに私は電話でその返事を聞きました。そういう大変な事故でありながら、市民並びに私たちに知らせなかったのは重大な問題じゃなかろうかと思えます。市長は、かね日ごろ市民の目線とか言われるのは、市民の立場になって情報公開あるいは情報の共有、そういうことをすることがある一種の危機管理にも匹敵するんじゃないかと思えます。この対応は大変考え方として甘いんじゃないかと思っているんですけど。

だから、なぜ重大な、56日間の休業の中で、しょっぱなになぜ皆さんに教えなかったのか。役所が市民に知らしめをしたのは、56日間後の「あすから開業します」と、そのとき防災無線で知らされただけと私は思っています。私はその前日に6時ごろ防災無線で聞きました。

話が前後しますけれども、23日に電話でやりとりした人に、「これは防災無線を使ってでも早く知らせるべきじゃないか」とも一言加えておりました、私は。それでも、56日間という、何の知らしめがなかったということをまずお聞きいたします。

そして、このことで多くの方々から市のほうにも苦情が恐らく寄せられたと思えます。7月の6日だったですかね、これは防災関係の課長さん、今井さんが市木に行かれたと思うんですよ。その中でも、市木の住民の方々から、私が今言いましたような、なぜ市民に知らせないのかということ聞かれたはずです。そういうのを、一番危機管理で携わっている総務課の課長はなぜそれを進言しなかったのか、また課長

会等でそういう議題は何も出なかったのか。出たとしても、それは放送、連絡するまでに至らなかった案件なのか、それをちょっとお知らせください。

次に、先ほども修理代はメーカーが持つと言われました。それは持つかもしれません。私は、これに取り交わした書面があるのか、これをただしたいんです。書面があるのかないのか。

私がなぜこれを聞くかという、以前、フェリーの駐車場地で岩崎産業ともめたことがあります。これも書面が交わされていなかった関係、いろいろトラブルが発生しております。そして書面を取り交わして、あとき1月30日でしたかね、たしか1月30日の期限が来て、再度こちらで協議をして取り交わした経緯が多分あると思います。そういうふうにして書面を取り交わしていかなくちゃ、この修理代が後でどういふふうに影響してくるかわからないんじゃないか。ということは、私は前の経験から言うておるわけですから、これはぜひ私としては書面で取り交わしていただきたいと思っております。

それから、今回の事故で指定管理者が採算面が割れたときは、市のほうから指定管理者に支払いがあるのか、それをお聞かせください。

次に、ごみ問題ですけれども、私は、先日同僚議員やらと荒崎の上の清掃センターに行ってきました。赤袋が山と詰まっております。これは高峠の処分場が3月31日で閉鎖された関係上、4月から搬入されておるわけですがけれども、このペースでいけば、半年後には恐らくあそこが置く場所がなくなるんじゃないかという懸念をしておりましたけれども、担当者から聞いたところによると、2カ月分がたまっておると。4、5のときはためっぱなしでおったけど、それからは月35から40トンぐらいは毎月それを処理しておるから、これからは今の量はふえないと、たまっておってもふえないという回答をいただいたんですけども。たまらないほうに私は期

待しておるわけですが、その辺もひとつ答えられる範囲でいいですからお願いいたします。

これから台風シーズンが予想されるわけなんですけれども、今のあの状態であったら、隣接には農耕地もあるわけなんですけれども、あれが散乱したら恐らく農耕地を荒らすと思います。そうなったときは市は補償できるのか、その対策はもう既にとっているのか、その辺をひとつお聞かせください。

それから、ことしの花火大会で恐らく多くのちりかごみが出たと思うんですけれども、多分それは分別され、ちゃんとされている部分もあると思います。その中で、飲食されたトレーあるいはそういう袋などの処分は、市のほうはきれいにして出したのか、それともパッカー車にそのまま積んで出したのか、その辺をお聞かせください。

それで最後に、赤袋のほうじゃないんですけど、空き缶のほうで、リサイクルのごみのほうでお伺いいたします。

今、空き缶は振興会のほうに3分の2は還元されています。この3分の2、つまり3分の1は市のほうに雑収入と恐らく入っておると思うんですけれども、この3分の2に決まった経緯はどうか。私たちは振興会のほうで管理する関係上、余りにも取り過ぎじゃないかな、市のほうが。もうちょっと還元していただけないのか、その辺をひとつよろしくお願いいたします。

身代済のほうですけれども、市の方々が本当に努力されて、本当にありがとうございます。鹿児島市、県とのもう協議に入っておる、そして国とも協議に入っているということで大変喜んでおるわけなんですけれども、これからは1,000万という金も要するというところで財政面も大変でしょうけれども、財政課長、財政課長も多分水産課におられたと思います。水産課のことは十分御存じだと思いますので、22年度予算のとき

はよろしく願いしておきます。

以上で、2回目を終わります。

○市長（水迫順一） まず道の駅のトラブルの件、それからごみ分別について私のほうから先に、私の思いもひっくるめてお話をさせていただいて、細部にわたっては各課長のほうから後で説明をしていただくことにしたいと思います。

まず、道の駅の今回のトラブル。

きのうからも説明しておりますように、課長が申したとおりでございます。そして、議会の話もされました。その重要性をなぜそのときに説明しなかったかというお話も最初にございました。全く隠そうという気持ちは一切ございませんでした。

というのは、1回目トラブルったということは、森議員の質問でもおわかりになったと思います。17年の7月にトラブルがあって、それから2回目があったわけです。2回目の定期検査があったわけです。それで定期検査のときが、1回目そういうトラブルがあって、それも大体4～5日で終わっておったと、そして2回目の定期検査のときもその辺をひっくるめて検査をしたんですが、大体これも4～5日で終わっておったということでございまして、お客さんに対しての広報も1回、2回ひっくるめて、張り出しとかそういうようなものでやった程度で済ませておりました。大がかりな広報関係はやっておりませんでした。

今回、3回目も当初は全くそのような定期検査で終わるだろうと、2カ月もかかるような長期にわたることは全く想像しておりませんでしたし、言われるように、23日の問題を取り上げて言われましたが、その辺は、担当が現場を管理する、そういう復旧をする工事店との話の中で、どの程度の話解釈してそういう言い方をしたのか私はまだわかりません。それは今初めて議員から聞きましたから。言いたいことは、もう全くかねての1回、2回の定期検査と変わ

らない程度で終わって、利用者にも市民にもそう迷惑をかけることはないだろうと、しかも3回目ということでございましたので、そういうような考え方が当初あったということは理解をしていただきたい。

それから、きのうも説明しましたように、復旧業者がいろいろ、これを掘った業者でございますので、この井戸についてはよくわかるわけですね。ここがいろいろやり始めたらスケールが思った以上にくっついておったと、これも簡単にとれる方法はないかということで幾つかのことを試してみたわけです。そうしたら、それが意外と思うようにいかなかったと、それにまだ1週間とかあるいは10日とかかかってしまったと。今度は大丈夫だろうということを次の施策をやっても、また同じような繰り返しであったということがあります。

ですから結果として、今回は、きのうも申しましたように、いい反省点になったんだと、だから、この反省点を生かしていかなければいけないと、そういうふうにしておるわけでございます。

それから、ごみ分別。

これは、環境問題が世界的に叫ばれております。そして、循環型社会を目指そうということで各自治体初め、いろんな団体が取り組みを始めておる、このことはもう御承知のとおりですが、こういう時代の流れ、それに沿って行政もしっかりと進んでいかなければいけない。幸いに約6年前に26分別に取り組んで、多くの市民が本当に協力してくれ、そしてまたその他の関係者が十分協力してくれて、今日の26分別といいますと、県内でも2～3番目にいい分別をしておるんだろうというふうに思っておるんですね。結果として、資源化率も出ましたが、これは池之上議員にもお答えをしたとおりでございます。本当に市民が努力した結果なんだということは再度申し上げたいと思います。

それから、この4月から肝属一廃が始まりました。これの大きな特徴は、議員言われるようにサーマルリサイクルをやるんだと、それで熱回収をするんだと、そして売電もしたりするんだということなんですが、容器包装法では、このサーマル法について本当に十分許可を与えておるかということそうじゃなくて、私の解釈ですよ、容器包装法はできるだけ資源化を進めなさいということなんです。資源化を進めるということは選別をできるだけして、サーマルにはもうどうしてもならないものだけを持っていきなさいということだろうと思うんですね。

ですから、廃プラを本当にきれいにして垂水の分別方式に沿って出すことは、市民の本当にやっていただきたい、やっていただかなければならない、一方ではしっかりそれをやっていらっしゃる方もいらっしゃるわけですから。それで、それを簡単に、ちょっと汚れているからといってどんどんどん燃やせるごみのほうに持ってくることを認めることは、本当に選別をしなくてもいいですよというような感覚にとられがちなんですね。そういうせっかくここまで来たレベルをまた落としやすいということにつながる。

そうすると、汚れたそういうプラスチック類とかそういうものを燃やして熱をとることは、そういうサーマルでいいでしょう。だけど、それをつくることは、一方で地球の資源を使ってプラスチック類とかそういうものをつくっておるわけですから、そのつくる過程においては本当に地下資源を、石炭を、石油を使ったり、いろんな化石燃料を使ったりして、有限であるものを我々現役時代がどんどんどんそれを使っておるわけですから、これをできるだけ有限であるから残していかなければいけない、後世に。そういう意味からも、どんどんどんつくったプラスチックをどんどんどん焼くということを簡単にやっていいのかということに

つながると。ですから、新しくその汚れたプラスチックもつくるときには化石燃料を使って、電気を使って、一方では、そしてCO₂を出しながらつくってきたわけですから。それを熱としてだけで還元していいのかということもあわせて考えなければいけないというふうに思うんです。

ですから、26分別でここまで来たんですから、これがちょっと悪くなったと、肝属一廃が始まって簡単に燃やせるような状況の中で、ちょっと垂水の選別が悪くなってきたということであれば、いや、もういいよと、それも燃やせる施設だからいいよということで、簡単に市民にそういうような、今まで努力しておられる方々もひっくるめてそういうことを言っているのかと。もう1回市としてもお願いをして、こうやって選別をしっかりとやっていっていらっしゃる方もいらっしゃるんですよと、還元化社会の中ではこれは非常に大事なことなんですと、ですから、選別をできるだけしてくださいという努力をここでやはりもう一遍すべきだと。その結果を見て、どうしてもだめであれば、本当にできないものがあれば、それだけをそれじゃどうするかということをして今後、検討していかなければいけない、そういうふうに思うわけです。

○総務課長（今井文弘） 道の駅のトラブルの問題で私のほうにもちょっとございましたので、お答えしたいと思います。

議員からありましたとおり、私もこのことは、たしか市木で住民の方から確かに聞いた覚えがございます。それは、「行ってみたら、こうこう休みだった」ということだったから非常に、「早くわかっていたらもう行かないだった」というようなこともお聞きしたんですが、その後、私も商工観光課のほうへ翌日ですかね、そういうことで聞いたら、今、市長のほうからもありましたとおりに、これまでが早い復旧をしていたということで、張り紙ということさせ

てもらっているというようなことだったものですから、私もそれで終わるだろうということで、あえてそこまではしなかったということでございます。

ただ、結果としてこういうふうな56日間という長い間、こうして休むというような結果になったわけで、利用をされる方々には大変迷惑をかけたことはこれはもう事実でありますので、これはまた反省点として、また今後こういうことも予想されるわけですから、こういうことが二度とないようにこれを教訓として、今度観光課ともまたいろいろ連携しながら、早い情報提供、そういうことをやっていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 私のほうから、復旧費用について書面で取り交わさないのかという御質問にお答えしたいと思います。

この復旧については、現在、施工業者と道の駅、そして市とで今後の管理についての検討会を行っております。この中で、覚書か何かの書面で取り交わすというような話も実はしております。まだ取り交わしてはおりませんが、そういう話はしております。

それと、指定管理料についてでございますけれども、先ほどの森議員の御質問にもお答えしたところなんです、この56日間の収支を見ましたときに、確かに売り上げとしては、温泉を休んでおりますのでその分は減っております。ただ、収支で考えますと、支出の部分もございまして、それを差し引きますと、収支としての大きな影響はなかったというふうに聞いておりますので、その点を考えますれば、今回のことでの指定管理料の支出というのは考えておりません。

以上でございます。

○生活環境課長（太崎 勤） ごみ問題につきましての私に2回目の質問、4点ほどあったか

と思いますけれども、まず1点目の月に大体35トンぐらい収集してまいります、大分たまっているということでした。4月、そういった試験的な分析までいたしまして、たまったわけでございますけれども、2名でやっておりました分別手作業を1名途中から増員をいたしまして今やっている状況でございます。

それと、2点目の散乱したときの対策はということでした。

強風の場合なんかの対策はとるようにはしておりますけれども、万が一ということがございますので、近接の畑の地権者の方にはお話が事前にしてございます。

それと、3点目のふれあいフェスタのごみの問題でございますが、その中身が、食べ物の残飯や汚れた袋類が大半でありまして、現場におきまして、ごみの内容が資源ごみとしての再利用が困難なごみとして判断をしたものにつきましては、そのまま肝属地区清掃センターへ搬出をいたしました。ただ、ことしはペットボトルや缶類、瓶類、これの資源ごみとしての分別はしております。大体フェスタでの持ち込みの量は1トンぐらいでございました。

それと、空き缶回収の販売金を振興会に3分の2の還元交付をしているというこの問題でございますけれども、本市では、多くの市町村に設置され、環境問題に関する活動をされております団体の衛生自治会連合会、通称「衛自連」と言っていますけど、これにかわるものとして平成8年8月に垂水市生活環境協会が設置されまして、事務局を生活環境課に置いております。組織としては、商工会会長、振興連の会長さんや副会長さん、各地区の公民館代表者、両漁協代表者など、市内各種団体の役員の方々、現在23名いらっしゃいますけれども、この方をお願いをして、会長は振興連の会長となっております。また、議会代表といたしましても産業厚生委員長をお願いをいたしております。

例年、協会の会則に基づきまして、役員会やら総会及び研修会等を開催いたしております。御質問の空き缶回収販売金の各振興会への補助金としましては、補助金として交付をしておりますけれども、この協会に補助金交付規則というのがございまして、これに基づきまして、3分の2以内ということで交付をいたしているところでございます。なお、19年度の還元額は459万7,000円となっております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、最後になりますけれども、道の駅のことです。

当然でしょうね、隠すことはなかったと、それは当たり前と思うんですけれども。だけど、23日に私が電話したときには、「再開のめどは立たない」という言葉を私は聞いておるわけです。だから、そんな中で、そういうさなかですから、やはり議会なりに知らせるべきじゃなかったのかと、私は今でもそう思っています。

そして、私も担当課に行って何回もこのことは言いました。「今からでも遅くないから知らしめをなさいよ」と。そして、1回目は何かそういう段取りができておったみたいですよ。「新聞報道が先に言ってもろたから、もうやりになかった」とか、「それでも遅くはないからやりなさい」と言いましたけど、全然受け付けていただけませんでした。だから、8月22日の防災無線、夕方の6時、これだけと私は今、認識しておるところです。その辺の反省はどんなに思われるか、市長、最後ですけど、お聞かせください。

それで、ごみ問題。

花火のときの汚れたもの、これはパッカー車に積んで一廃に持っていかれたということですが、それは当然だと思いますわ。人の食べかすなんかを洗っておられません。それは私はそれでいいと思っています。だけど、やはり私たち一般の垂水市民のそういう汚れたものをボ

ランティアなりでする場合、それも燃やせるごみで出していいんじゃないかと思います。その辺のほうを再検討していただきたいと思います。

それで、こうなったのは、最初の説明もまた反省する面もあるんじゃないかと思います。今、企画課長であられます担当者が最初の説明のときは、わからないもの、汚れたものは赤袋に入れなさいと、こういう指導が行政側から出されておるわけです。だから、それが延々と続いているわけですから、それも今後、指導されていく中で改めていただければそれでいいことなんですけど、当初の指導はそういう指導であったと思います。そここのところを企画課長、ひとつよろしく願いいたします。であったかなかったか。

それから、書面のほうは取り交わすということでありありがとうございます。これは後々問題にならないためには書面が一番大事ですから、そのようにしてください。

身代湾のほうは、今後皆さんよろしく願いいたします、担当課。

これで、質問は終わります。

○市長（水迫順一） 何回同じことを言えがいいんでしょうかね。気持ちは、全く言われる気持ちは全然反しております。ですから、全く最初に言ったとおり、道の駅は市民の本当に誇りとする場所であるし、市民も非常に心配したということに対して、今回の措置は悪かったということも十分申し上げておるし、これを二度と発生させないようにするんだという決意まで述べておるのに、同じことを何回も言わんようにしてくださいよ。

○企画課長（迫田裕司） 突然振られてきました。

確かに平成14年11月、ごみの分別を始めた当時の担当者だったんですけど、当時200会場で説明会をしまして、お年寄りの方がとにかく説明してもわからない、プラスチック類が特にわか

らなかったんですね、「どうすればいいんですか」ということで、確かに先ほど議員がおっしゃったように、「わからない場合は赤袋に入れていいですよ」と言ったこともあります。その1つの原因は、当時は高峠に持ち込めました、無料でしたということが大きな原因であります。だけど、お年寄りほど実際は、わかれば、洗って洗濯物に干したり、守ってくださるという事実も確認しました。

説明会でそういうことを言ったもんですから、市民の皆さんばかり難儀させるのは申しわけないということで、私、朝、早朝、早いときは5時半から約1年9カ月回って、市民の方と一緒に分別の勉強をしたり、ステーションを回ったりしてきました。北方議員も当時から振興会長さんで一生懸命指導されて、もう私は3年でいなくなっちゃったけど、議員さんはまだ振興会長で指導されて、もう疲れちゃったのかなということもあるかと思いますが。

最終的には、やっぱりごみ問題は地球環境の問題でありまして、特にプラスチック、石油は有限ですから将来なくなりますよと、だからリサイクルしましょうということが1つ。もう1つは、経費問題。ごみにお金をかけるのはもったいないですよと。特に、肝属一廃の場合、ランニングコストが年間5億円かかるということです。そうした場合、燃やせるごみとして持っていった場合、それだけ垂水市に云千万、下手したら年間ランニングコストが、燃やせるごみがふえた場合、億単位で来ちゃいますよと。先ほど持留議員の質問じゃないですけど、そんなお金があったら市民の生命と安全を守るほうに回したほうがいいんじゃないですかということ、私もまたまさしく同感します。

以上でございます。（北方貞明議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（徳留邦治）次は、明日午前9時30分
から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（徳留邦治）今日は、これもちまして散会します。

午後4時19分散会

平成 20 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 20 年 9 月 10 日

本会議第3号(9月10日)(水曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	城ノ下 剛
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市 民 相 談			
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教委総務課長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学校教育課長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年9月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○市長（水迫順一）おはようございます。

先日、北方議員の一般質問の答弁の中で、「本日午前中答弁したとおり」と言うべきところを「昨日答弁したとおり」と言っておりますので、おわびして訂正をお願いいたします。

また、昨日の御質問で、「市に問い合わせたところ、大変な事態になった。復旧のめどは立たないというような答え方をした」とのことでしたが、担当課に確認させましたところ、「大変な事態になった」という答えをしたような記憶はないと確認がとれました。

なお、これまでの経験から、6月23日の段階では、復旧は何とかできるだろうという道の駅及び市の共通認識がありましたので、そのような言葉の対応はなかったものとして追加してお答えをいたします。

△一般質問

○議長（徳留邦治）これより議事に入ります。

本日の議事日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、11番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員 おはようございます。

きのう最後かと思いましたが、きょう1番になってしまいました。よろしくお願いいたします。

議員は、この場に立つのは4年間、1年に4回、4年間で最高16回です。私たちは市民の皆さんの意見を持ってここに質問していると思います。そういうことですのでよろしくお願いいたします。

本市の行財政改革は、市民生活を第一に考え、大きな前進のための基礎づくりであると考えます。現在、まだ改革の途中であるという認識はありますが、そろそろ思い切った財政政策をとって万全な景気対策の実現に意欲を示してほしいと考えます。

今回は、「未来をつくる景気対策実現の方向性は」というタイトルで質問いたします。

うがった物の言い方をするかもしれません。うがったというのは、物の見方、推測の仕方、洞察力のある見方、鋭敏な推察をするということです。それから何回も同じことを答えていただくかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

第1点目、市道高峠野久妻線と垂桜一猿ヶ城間の道路整備について。

災害時、県道垂水南之郷線の代替道として、今後、高峠野久妻線と垂桜一猿ヶ城間の道路整備のどちらが必要か。

それから、道路整備のための問題点はあるのかどうか。

それから、整備後のメリットは何があるのか。これが第1点目です。

2点目といたしまして、農業公社について。農業公社設立についての考え方と今後の進め方です。

それから、今、農業後継者のいない農家の経営資産やノウハウを後継者となる新規就農農業者に引き継ぐ手伝いをする「農業経営継承（ファームオン）事業」の導入はどうお考えか。ファームオンの考えはどうかということをお聞きします。

3点目になります。肝属地区の清掃センター

について。

センターでのごみ処理の問題はあるのか。あるとすれば、今後どのようにすれば問題は解決するのかを1回目の質問といたします。

よろしく願いいたします。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一） 宮迫議員にお答えをしたいと思います。

まず、市道高峠野久妻線と垂桜猿ヶ城線の道路整備について、どちらの整備が重要かという意見、それからメリット、その整備の問題点というようなお話でございました。

御案内のとおり平成17年に南之郷線が大きな災害を受けて、大変心配をいたしました。約1年近く、10カ月ぐらいかかるだろうと当初予測されました8カ所、9カ所の切断箇所が約1カ月ちょっとで復旧ができた。これは関係者、本当に国会議員を初め、大変な努力をしていただいたおかげだというふうに思っておりますし、県のほうの大変な理解もあったというふうに感謝をしております。

いずれにしてもこの南之郷線は大野地区の大変重要な生活道路であり、また通学道路であり、産業道路であると。そういう意味からしますと、本当に整備をしっかりとしたものとして、安心して産業活動その他ができる道路に仕上げていかなければいけないということはもう当然なことでございます。しかし、一方におきましては、非常に危険箇所をまだまだたくさん抱えた道路であるだけに、議員のこのような質問も出たものというふうに思っております。

当然、おっしゃる市道高峠野久妻線と垂桜一猿ヶ城間といいますと、本当に南之郷線の災害時の代替道路としての役割は、本当に役割としては重要な道路になるだろうというふうに思うわけです。そういう意味からしますと、やはりこのどちらか択一じゃなくて、本当にどちらも

できたら整備したい道路であると。

特に垂桜猿ヶ城線といいますのは、猿ヶ城開発を今、行っておりますし、約1年半後にはここが完成しますと、きのうも答弁いたしましたように、中央地区の観光の重要な場所が猿ヶ城であり、高峠であるという意味からしましても、これを本当に近距離、短い距離でつなぐということは、観光振興にとっても大事であるというふうに思っております。

ただただ、どちらも経費がかなりかかるということと、垂桜一猿ヶ城間には大回りする林道も1つございます。それを利用したらという意見もあるわけですが、これらは本当にどっちが効果的なのか、それからどっちが本当につくった場合に利用価値があるのか、重要度があるのか、その辺も勘案をしながら考えていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

ただ、垂桜一猿ヶ城間は、御案内のとおり猿ヶ城から林道が今、閉鎖されております、入り口が。この閉鎖された理由は、かなり大がかりな工事をしないと林道の崩れをとめられないと。一時概算で7億も8億もかかるんじゃないかと。そしてまた期間も相当かかるんじゃないかというような評価もございました。そのために猿ヶ城の開発も、その閉鎖された反対側の道路を整備していただくということで森林管理署のほうにお願いをしまして、今、遊歩道が一部できておるわけです。その遊歩道をさらにつないでいこうかという考えも一方ではございます。

ですけど、これは猿ヶ城開発の中で、今も申しましたように、高峠へ本当に車でもってあるいは歩いてつなげる道路が欲しいのはもう本当に言うまでもございません。このことについては、今も申しあげましたように、本当に経費的なものあるいは重要性なんかを勘案しながら、それからまたおっしゃる南之郷線の代替道路としての役割を果たすためにも、今後、引き続い

て検討をしていかなければいけませんし、いろんな関係省庁初め、お願いをしていかなければいけないと、そのように思っておるところでございます。

次に、農業公社についての御提案もひっくり返すための質問にお答えをしたいと思っております。

農業公社設立に向けましては、昨日の池之上議員の質問に農林課長が回答いたしました。計画から3年目に入りまして、垂水市に適した農業公社という観点から相当な回数の協議をしております。運営経費としまして一般財源から繰り入れが1,000万から2,000万必要であり、また本年度12月からは公益法人制度改正等によりまして厳しい状況にありますが、設立準備委員会等でさらに検討してもらっております。

ただいまの質問の中で、農業経営継承事業のこともお話をされました。すぐれた経営技術と農地など経営資産を意欲的な新規就農者へスムーズに継承するという事業としまして、社団法人鹿児島県農業・農村振興協会が窓口になっておりますので、市のほうでは、後継者のいない農業経営者及び新規就農者の相談に対応しながら、この事業の啓発を行っていきたくて考えております。

次に、肝属清掃センターについてお答えをいたします。

肝属地区清掃センターは、御承知のとおりサーマルリサイクル施設、いわゆる熱回収施設として稼働しております。ダイオキシンやCO₂発生などをほとんど伴わず、かつ熱の再利用や商用電力への売電が行われるなど、環境に優しく、リサイクルにも貢献できる施設と言えます。

この施設の特徴の1つが、プラスチック系も処理できる、言い換えれば燃やすことができるということでございます。御質問のように、肝属地区清掃センターそのものごみ処理の問題があるかと問われますと、すべて基準値内で処理できる施設として認可されたものであり、現

状の処理そのものは何ら問題はないと言えます。

また、循環型社会構築のため、国ではサーマルリサイクル施設を推進しがたいとされておりますが、肝属一般廃棄物処理組合としてのごみ処理の基本計画では、排出抑制や再生利用などの資源活用が基本理念として掲げており、自治体個々の分別徹底も図るようにはされております。

問題点としまして、本市の分別の不徹底による肝属地区清掃センターでの処理の相違があると言えます。前も申し上げましたとおり、本市の燃やせないごみ、すなわち赤袋に、肝属地区清掃センターでは燃やせるごみとして処理される容器包装プラスチック類等が多量に混入しており、このまま燃やせないごみとして搬入できないため、本市で分別後にそれらに改めて燃やせるごみとして搬入しております。

何回も議論しておりますとおり、本来本市の26分別におきましては、容器包装プラスチック類は青袋で出し、リサイクル資源物として活用されますが、肝属地区清掃センターでは燃やせるごみとして処理されるということでもあります。先ほども述べましたとおり、現実的に本市の燃やせないごみ、すなわち赤袋に、本来青袋で出すべきものが混入していることが問題となっているものでございます。したがって、本市が従来から進めております26分別のとおり、特に燃やせないごみが徹底されれば問題は生じないと考えます。

また、本市はなぜ廃ビニールなどを燃やせるごみとして分別していないのかという疑問があると思われそうですが、循環型社会構築の一環としまして容器包装リサイクル法が制定されており、国民、行政、事業者及びその活用先など総ぐるみでリサイクル活動を図ることが示されており、本市もこれにより推進しているものでございます。

また、財政面におきましても、現在、肝属地区一般廃棄物処理組合への負担金は、ごみ量の

割合40%で負担しておりますが、平成21年度からはこのごみ量割合が50%になることが決定をいたしました。このことから、各構成市町がさらなるごみ量の抑制を行うことが考えられ、本市も市民の方々に御理解、御協力をいただきながら、「ごみを出さない」、「出すなら分別をする」ことを周知したいと考えております。

以上です。

○宮迫泰倫議員 2回目に入らせてもらいます。

市長、市道高峠野久妻線と垂桜一猿ヶ城間の道路整備というのは、これは垂桜一猿ヶ城間がまず整備はしなければいけないということで認識してよろしいでしょうか。

そうであれば、もし垂桜一猿ヶ城、この2つのうちでどっちをされるかという、私は垂桜一猿ヶ城間の整備をしてもらいたいと思います。

メリットとしては、この間の整備が進みますと、災害時の代替道となります。もちろんそうです。途中までできていますから、猿ヶ城まではですね、広い道路が。それからさっき言われました大野地区の人々の通行や通学バス、それからジャパンファーム大隅等の産業道路としても活用できます。

それから、市長がよく口にされますJRの九州新幹線が開通しますと、猿ヶ城へそういうお客さんを誘致されるということです。まず猿ヶ城に来てもらいます。猿ヶ城へ来てくださる方はどういう方かと言えば、もう桜島も霧島も鹿児島も指宿も行った、そういう人が多いと思うんです。もうそういうところは、また行くより、もう全然違う、目先を変えて癒し系のある猿ヶ城、そこへ来られると思うんです。それも1日2日じゃないと思うんです。来る人はお金も時間も人です。団塊の世代の人が多いと思うんです。夫婦です。そういう方が来られると思います。しかも1週間程度だと思っ

そういう方が来られて、猿ヶ城から後ろに行けないとなると意味がないと思うんです。そう

すれば、猿ヶ城の近くの散策、溪谷への散策ですね。それから高峠の山へ登る高隈連山への登山。それから鹿児島を眼下に見下ろすことのできる白山林道へのドライブ。それからさっき言われました高峠、大隅湖への循環道路としても活用できそうなんです。

そしてこれを、お金はかかるとは思いますけれども、市民としてはこちらのほうがいいんじゃないかと。それができた後で高峠野久妻線を整備してもらえば、またここも下りは桜島、鹿児島湾が見えて、時期になると黄色のツワの花が咲いたりしますので、またそっちもあわせてすれば、また観光客も1人2人じゃなくて何十人、ひよっとしたら交通整理が要るぐらい来るんじゃないかと思っ

そういうことで市長、整備はどっちがいいかということをもう1回答えてください。そしてあと問題点はどのようなものがあるか、それをお聞きします。

それから、農業公社を立ち上げるのに1,000万から2,000万円かかっています。もう農業公社は公益法人のそういう改正で非常につくるのも難しい、やめるのも難しい時期なんです。やるんだったらやる、やらないんだったらやめて、そういう新しいファームオンを活用されたほうが、このお金は農家のために、または市のために1,000万、2,000万円を使ったら、そのほうがお互いいいんじゃないかと。これは市長のあと御判断です。

それから、このファームオンができれば、新規就農に係る初期の投資が軽減されます。やめるところに行くんですから。それで離農による遊休農地の拡大を防げます。よかこっぱっかいです。やっぱりまさに後継者のいない農家と新規農業希望者の福音ではないかと思っ

それから、垂水からの肝属地区清掃センターに持っていくごみが不徹底ということでありま

したけれども、なぜ不徹底かと。赤袋、今これはもう赤袋はなくなります。今度新しい袋はもう赤じゃありません。だから、これも変えてもらわにゃいけません。

高峠の最終処分場は19年度末で閉鎖となりました。これは休止という意味だそうです。またこれはやれるのかどうか。これをもう使わないとなれば、今まで燃やせないごみに入れたのを、実はこうこうだからこうしてくださいということはなかったんです。集落に残りました。いっぱい残りました。そして本人に確認してもらい、返したのもありました。

燃やせない赤袋は、中俣の垂水市の清掃センターの仮置き場へ持ち込まれて、臨時職員、公社職員二、三人で手選別で、金属類、可燃物、不燃物へ分けて、金属類は契約業者に売却、不燃物、可燃物は肝属地区清掃センターへ搬入して処分するという、この前、全協で説明がありました。

先日、垂水市清掃センターへ行きました。仮置き場には燃やせない赤袋の袋が大変な量でした。で、ここで問題があります。もしこれがふえて、どうしようもないということが来ると思うんです。今、どうにかしなけりゃいけないんです。どうされますか、市長。危機管理です、これは。これが台風が来たり、竜巻が来てうげけんに飛び散ると、これは大変なことになると思うんですよ。それをまずどうされるか。

それから燃やせないごみの、今、赤袋なんですから、赤袋と言います。80%は燃やせるごみだそうです。それを今後どうされますか。今のままでは突っ張って全国で9番とか言われますが、それをどうされますか。それを今、手選別をやっています。やりたくないです、私たちも。自分の手でやってください。それをやりたくないければどうしたらいいかということ市長、もう1回、市の方針として徹底するようにしてください。今、言いましたのは、燃やせないごみ

の中の燃やせるごみについての市長の考えですね、それをどうされますかと。

それから、きのう北方議員の答えの中にリサイクル、青袋の中の19%は焼却とされるそうです。それもどうかと、今後。ほんのこて洗えばそうだと思うんですよ。そんなのもあると言いました。それはもう完全に焼却だそうです。それをお伺いします。

これで2回目とします。よろしく願いいたします。

○市長（水迫順一）まず、垂桜一猿ヶ城の道路整備のほうで2つの中で大事だと思うというお話でございます。ここは確かに、今、先ほどお答えをしましたように、ここをつなぐことは観光的にも、それからまた災害時の代替道路としても利用できるという意味では非常に大事というふうに思っております。

ただ、問題なのは、今までも林野庁が、振り返ってみますと5年ぐらい前まではある程度予算がございました。それで遊歩道もつくっていただきました。ところが、その後、遊歩道の延長とかそういうものをお願いしても、なかなか予算的に厳しくなってきたおると、林野庁もかなり厳しい財政状況になってきたおるという現実がございます。そして、ここの道路を整備するにはどうしても林野庁の協力が必要でございます。

そういう意味では、本当に鹿屋あるいは熊本管理局初め、本庁のほう、どこから責めたらいいか今後十分考えながら、やはり末端では、財政がうんと絞られてきた場合にはなかなか思うように陳情を受けてくれません。ですから、両方から責めていくというような手もございましょう。ですから、この辺はそういうことをやりながら、そして本当にそれが可能になるのか、財政を、かなりの大きな資金を伴いますので、その辺の了解がまず先決でございます。

ですから、もう一方の道路にしましても、ど

れだけお金がかかるのか。効率的、効果的にはどっちがいいのか。できたら2つしてもらったほうがより便利なんだろうけど、その中のせめて1つでもするためには、そういう今言ったようなもろもろのことを比較しながら検討していかなければいけないと、そういうふうに思っております。

農業公社問題ですが、議員おっしゃるように大変たくさんの方の時間を費やして、3年目にも入っておるわけですが、新たないろんな問題も出てきております。県内に14でしたかね、農業公社があるんですが、そのいいところを学ぼうやという調査も今までしてきました。ところが、かなりどこも厳しくなっておるのは議員のおっしゃるとおりなんです。

そしてこれから本当に農業公社が農業公社として、今まであったような農業公社で立ち上げることでいいのか、新たに本当に垂水独特の特徴をつかんだ、今後の農業振興に本当にためになる農業公社にするにはどうしなければいけないのか、その辺をずっと議論をしてきたわけです。

それともう1つネックとなるのは、やはり今後は垂水市単独でやっていくにはやはり問題が出てくると。そうなりますと、JAの参加が必要になってまいります。そうするとJAの今の現状といいますと、なかなか新たな投資を本当に快くしてくれるかということ、なかなかJA自体も厳しい面がございます。ですから、JAとの話し合いも近く肝属のトップとお話してみたいと、そういうふうにも思っております。

ですから、新たないろんな問題が生じておりますので、これは当然、下手なスタートをするべきじゃないと、しっかり時間がかかっても慎重に吟味していかなければいけない。そういうふうに思っております。

そもそも垂水の農業公社の最初の話が始まっ

たときの1つの要因としまして、果樹試験場跡地をうまく利用できるんじゃないかと。ほかにない公社ができるんじゃないかという発想もございました。そして今まで説明した中に、今、インゲンが農家の大きな収入源、キヌサヤもまた復帰しておりますが、園芸作物が中心になっております。だけど、これも本当に世界の競争の中でいつインゲンの強力な競争相手が出現するかわかりません。ですから、今のうちにインゲンにかわるものを早くやはり育てられるという環境づくりもしていかなければいけない。そういうこと等、もろもろを考えて公社の話が始まったわけでございますから、そういうこともフォローできるような、それじゃ公社でないほかの組織ができるのか。農林課でまたできるのか。そういうこと等もあわせて今後、慎重審議をしていかなければいけないと。時間がかかっておることには、私は慎重審議のためには必要なことだというふうに思っております。

それと議員提唱されました農業経営継承事業、私も実はこの事業を初めて知りました。非常にありがたい、いい事業じゃないかなというふうに思っておりますので、農林課長のほうにもこれは検討するようという指示をしているところでございます。

それから次に、肝属一廃、赤袋問題でございますが、これはきのうも再三お答えをしましたように、今、現状が4月から肝属のセンターができたわけです。そしてこの清掃センターではサーマルリサイクルをやっておりますので、ある程度のものは燃やせるよと、プラスチック類からビニール、そういうものもひっくるめて燃やせるよという施設になっておるのは御承知のとおりです。

だけど、我々は本当に6年近い長い年月をかけて、26分別という大変な作業を市民が理解をしていただいて、協力をしていただきながらつくり上げてきたわけでございます、関係者の

努力もひっくるめて本当にありがたい。きのうも申し上げましたように、結果として10万人以下の都市のリサイクル率が56%という形でございますので、これは全国9位の評価を受けていますが、本当にこういう時代、環境を考え、循環型社会を考える時代になっているがゆえに、この26分別はしっかりと今後も生かしていかなければいけない。

そして赤袋の中に含まれているもの、先ほども言いましたようにほとんどが、随分多くのものが青袋で出したらいいものが入っておるんだということも現実としてございます。そして4月から始まって、高峠が閉鎖されて、本当に肝属の一廃の清掃センターへ持ち込むわけですが、これが始まってまだ4カ月か5カ月です。

一方で、ここへ来まして、その分別の内容、赤袋などをよく見てみますと、やはり一生懸命分別をしてくださっている市民も大方ございます。一部にはそうやって、もう汚れたものはそのまま赤袋として出される方もいらっしゃるわけです。そういう市民の温度差がございまして、一部そういう選別の考え方が崩れたんじゃないかという見方もできるわけございまして、ここで市役所のほうとしましては、「いや、赤袋でいいですよ」と、どんどんどんその26分別を緩めていったら、とりとめのつかない方向へ進むんじゃないかと。今までの努力がどうなるのかということを考えなければいけないと、そういうふうに思うわけです。

ですから、もう1回いろんなことを通じて、分別の大切さ、リサイクル、リユースの大切さを市民にもう1回問いかけて努力をしてみると、そして赤袋をできるだけ資源化に持っていくものがふえるような方策を考えていくということをやりたいということでございます。

環境関係、それから循環型社会を考えますと、今後はますますこの考え方は強くなるわけございまして、その中で、やはり自分が出したご

みは自分で処理をするんだというのが市民の意識の中に高まることを期待をしなければいけないし、その方向へ持っていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 まず、道路整備なんですけど、これは林野庁とか、もうそういう国会議員の先生しかないと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それとあわせて、もしやられるんだったら、市道高峠野久妻線もあわせてもうすぐ通れるようにしてもらわないと大変だと思います。

それから、農業の継承の問題なんですけれども、これはもう全国で鹿児島県が、全国で6県か8県だそうです、こうして国から要請を受けたのは。その中の1つだもんですから、どうしてもこれをしていかないと、今度はやめる人も大変だと思います。ゼロで始める人はまたお金がかかりますので、いい機会だと思います。

それから農家の、だれかが農業をやめても農村人口というのは変わらんとするんです。減るのは農家の経営者が減るだけであって、農家のその地域の人口が減るんじゃないと思います。もしやめられて後がいなければ、遊休農地がふえると思いますので、そういう点もあわせて非常にいい制度じゃないかと思っております。

それと最後になりますけれども、ごみ問題なんです。これはまず指摘したいのが、赤袋はなくなったということです。今後なくなります。別な袋です、もう。まだ赤袋はもう時代が過ぎます。それは徹底してください。特に振興会にそういう達し事項は何もありません。

それから市長、1回行ってもらいたいと思っております、現場に、中俣にですね。そうすればこれはどうすればいいかというのはすぐわかると思いますけれども、そこで市長が、これはもうどうかせにやならんとなればですね、意思決定をしてもらえばどうにかなると思います。今は意思決定もされていません。意思決定をしている

わけではなくて、しないだけだと思うんです。してもらえばいつでもできると思います、後々はどうすればいいかですね。

とにかく皆さんでもう1回庁舎内で語っていただいて、早く市民の人たちにわかるように、まず閉鎖になった理由はこういうことです。それから全国で9番目、20年度の負担金は6,785万ぐらい要りますとか、それをしてもらえばまた変わると思いますので、あわせてよろしくお願い致します。

それからやっぱりこれから、こういうごみ問題は、市民共通の意識を持たなければいけない。認識だと思います。今後とも市民の安心・安全のための御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（太崎 勤）本市では、従来燃えないごみとして赤袋ということとなりましてけれども、4月からは肝属地区2市4町で統一をされまして、無色透明に赤字で書かれるということでございます、表示としては。既にもう市報等やら啓発をしているわけですけれども、まだ従来からの残りの袋が各家庭にございますので、それも使用できるということで、今のところ赤袋もあるということでございます。

○議長（徳留邦治）次に、8番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

行政と議会は車の両輪であると言われる。昨年12月議会に議案第89号として提案されました垂水市道の駅交流施設条例の一部改正する条例案は、類似する条例との整合性をとることや重複したまま残そうとする規定と削除しようとする規定の区別の根拠が明確でないことを指摘いたしまして、そしてこの議会は、垂水市議会は否決をいたしました。私は、垂水市議会が行政のチェック機関としての機能を見事に果たしていることを示したと考えております。

この議会で議案第67号として再提案されておりますが、我々の市議会議員は選挙により市民の負託を受けた選良であります。議会人としての誇りと議会の尊厳をかけて同僚議員の皆さんと、今回、提案されているすべての議案を慎重に審議したいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に質問をまいります。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

市政運営について。

さきの6月議会において、篠原議員の自立についての質問に対し、水迫市長は、「私の在任中は、大きな変化がない限り、合併はしたくないと思っています」と答弁されました。平成17年6月議会では、森正勝議員が「自立でいくということを明言をしてもらいたい。そうしないと、なかなかいいアイデアも浮かばないし、腰の座った政策もできないと思う」という質問をされて、自立を宣言してもらいたいと迫られましたが、明言を避けられました。3年が経過して自立を宣言されたのはなぜか、発言の真意をお聞かせください。

活性化については、道の駅や猿ヶ城溪谷などを拠点とした交流人口の増加を図りながら、観光による活性化が言われますが、自立を宣言されて垂水独自の新しい活性化策が示されるのか伺います。

水迫市政の2期目も間もなく中間点に差しかかりますが、ここまでの市政運営とこれからの水迫市政の特色はどこにあると考えられるのか教えてください。

中央地区の排水対策について。

市道垂水25号線と県道南之郷線のマイロード付近について、昨年6月議会で質問いたしましたが、土木課長の答弁されたことはその後どうなっているのか伺います。

今回、議案第78号で提案されております市道垂水9号線の改良工事については、冒頭本会議で指摘しましたように、錦江町の側溝はすべて終末処理場としての旧南海郵船駐車場へ勾配がついています。したがって、この部分の側溝だけ勾配を逆にして排水対策の十分な効果が得られるのか、その認識を伺います。

また、今回の工事を施行した場合、現在休止となっている都市下水路整備事業を垂水市が廃止したものと判断をされて、これまでの国庫補助金の還付が発生することはないかお聞きいたします。

8月11日の南日本新聞に、鹿児島市が国の下水道総合浸水対策緊急事業の補助を受けて雨水ポンプ場を10カ所設置すると、新設するという記事が掲載されました。垂水市でもこの事業を雨水排水対策に導入できないか。また、都市下水路整備事業の再開についての考えを伺います。

妊婦健診について。

全国的な産科医不足が深刻化する中、妊婦の受け皿として助産院の役割が見直され、助産院での妊婦健診受診を望む人は県内でもふえているそうです。ことしから最低5回は妊婦健診が無料になりましたが、まず、市内に産婆さんはおられるのか。助産院開設の資格を有する人、開設を希望する人の有無について教えてください。

県内には助産院での妊婦健診について公費負担が可能な自治体が、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、加治木町など、そのほかにもまだありますが、垂水市で助産院が開設された場合、公費による負担は可能となるか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一）池山議員にお答えをいたします。

まず、市政運営について。

自立について、まず答弁を申し上げます。

平成16年3月から、合併から離脱後、すぐに

職員の大変な努力によりまして行財政改革の計画を作成し、市民や議会の皆様の御協力のもと、徐々に成果が見えてまいりました。しかしながら、今後は、道州制の問題を見据えながらこの問題を考えていかなければなりません。政府も担当大臣を置くなど、道州制の早期実現に向けた議論も活発になってきております。例えば全国の自治体の中で九州地区の知事会や市長会は、ほかよりも一歩先んじて道州制を早く実現しようと、10年後にはスタートさせようという意見まで出ており、今後、議論が盛んになってくると思っております。

私は、市町村合併そのものを全く否定するものではありませんが、今後、道州制が始まる前に合併をし、さらに道州制で合併するなど、2度も合併することになりますので、そのような必要はないと考えております。

1回離脱した経験からしますと、本市はわずか1万8,000人足らずの人口ですので、合併した市町村に比較しますと非常に一体感をとりやすいと考えております。合併を済ました市町村におきまして、合併後に不協和音が高まっていることも考えますと、そういう意味では、市民と一緒にあった協働のまちづくりがやりやすい環境にあるというふうに思っております。

道州制についての議論の中で、地方自治体を300ぐらいにしようという意見がありますが、そうなりますとちょうど衆議院の選挙区に匹敵しますので、大隅半島が1つの大きな自治体ということになります。仮にそうなった場合に本市がその中心的に位置づけられるかということ、そのことは不可能ではないかというふうに考えるわけでございます。

道州制により合併が始まることを予想し、その合併までの間に垂水市を、合併してからできにくいことなど、すなわち本当に住みやすい元気なまち、住みやすいまちにしていかなければなりません。そのためには、まず基幹産業であ

ります一次産業をしっかりと足腰の強いものにし、そして一次産業から三次産業まで影響を受けます観光業を興し、元気なまち、住みよいまちにしていくことも、さらには環境や福祉、教育にも力を入れていくことをしなければならぬと考えております。現在1万8,000人弱の人口ですが、10年後もこの人口を維持する気持ちで各種施策に取り組んでまいりたいと思っております。

そのような垂水づくりのために常に職員に対しましては、職員の意識改革が必要であるということを訴えております。職員が変われば役所が変わる。そうなれば垂水市が変わる。役所の職員が変わって、市民の目線で施策を行っていけば、市民がそれを認めてくれるだろう。そうなれば市民が、役所も頑張っているのだから、自分たちも頑張ろうと理解と協力を示してくれるというふうに思っております。

私は、市民の皆さんに対しましても、「今まで役所に言えば何でもできた時代はもう終わりました。これからは市民の皆さんと一緒にまちづくりをする時代になりました。役所も頑張りますから、皆さんもぜひ協力してください」と、いろいろな集会の場でお願いをしてまいりました。

こういうことを基本的な考え方として、垂水の将来を思いながら、皆さんと一緒にまちづくりに邁進していきたいというふうに思いますので、市民の皆さんの理解や御協力、そして議員の皆さんの理解や御協力をよろしくお願いを申し上げます。

次に、活性化についてと水迫市政の特色について、まとめてお答えをしたいと思っております。

水迫市政は行政改革だけで終わってしまうのではないかと。市長としてやりたいことはないのかという質問でございますが、私はこれまでいろいろな施策に取り組んでまいりました。ここでは行政改革を中心にお答えをしてみたいと思

います。

平成16年3月の合併離脱後、県内のどこよりも早く行財政改革に取り組み、平成21年度までの垂水市財政改革プログラムに基づきまして、この間3年間にわたり、約6億円の支出が伴いました災害に遭うなど非常に厳しい状況の中で、ここ2年間で借金を10億円減らし、貯金も約2億円積み立てることができました。しかしながら、御承知のとおり相変わらず厳しい財政事情でありまして、税収は伸びない、三位一体改革を初め、交付税も減らされぎみという大変厳しい状況は今後も続くものと考えております。

垂水市財政改革プログラムにおいて、過去の借金の返済分、いわゆる公債費を14億円とし、新たな借入金を6億円以内に抑えると決定しておりますとおあり、将来のことを考えた場合、できる限り今までの借金を早く返し、これからの借金をふやさないようにする姿勢が必要だろうと考えております。

もちろん今の地方財政の制度の中で、借金をせざるを得ない面、それから借金をしたほうがむしろ有利という面もありますから、限界もありますが、なるべく将来の財政負担を増大するような借金、地方債というものを極力ふやさない、圧縮するという姿勢が必要だと考えております。

特に、借金のもとになりますのはいわゆるハード事業ですので、ハード事業につきましましては、本当に借金をしてまで今やる必要があるのかどうか十分に吟味をする。この姿勢が必要だと考えております。しかし、今、始めたほうがよいものはこの限りではございません。そのよい例が猿ヶ城開発であり、これから始めようと考えております宮脇公園の開発でございます。

それから、ハードでなくソフトであります。例えば教育も含めた人づくり、それぞれの地域に活気が出るような各種の事業、こういうものについては今後は積極的に取り入れようと思

ております。やはり地域を活性化させるには、人材の育成、それから一人一人が輝くといえますか、生き生きとすることが必要ですので、そういうことにつながる施策にかなり積極的に対応したいと思っております。

本市は、平成16年10月に、平成17年度から平成21年度までの財政改革プログラムの中期財政計画を作成しており、途中2回の見直しをいたしました。現在はその計画に基づき、財政運営を図っております。平成21年度までにはしっかりとこの計画に沿った財政運営をしなければなりません。当面なし得るのは、今はとにかく綱渡りをしので、将来の借金をこれ以上ふやさないように努力する、その姿勢が一番大事だろうと考えております。

あと関係課長から答弁いたさせます。

○土木課長（川畑信一） 議員の中央地区の排水対策の質問にお答えいたします。

最初の、昨年6月議会の排水対策の質問に対する答弁のその後の対応でございます。

まず、垂水ママセンターより国道側に側溝の敷設を行い、冠水の量を少しでも少なくしようとの計画でございますが、ママセンター前の暗渠を調査しましたところ、暗渠部分より国道のほうに分水の方策がとられておりました。

暗渠部分の調査により、坂本さん宅前の暗渠に断面の半分ほどの土砂が堆積しておりましたので、これの除去を行い、点検作業用のますを2カ所設置いたしております。あわせて、バイパスとなっております水路の改修を行い、水の流れをよくする工事を行っておりますので、今後の状況を見て対応したいと考えております。

県道の冠水対策につきましては、市長と大隅地域振興局にお問い合わせいただき、今年度はまずロータリー付近の排水対策からとこのことで、8月には工事に着工しております。ロータリー付近の工事は、来年度には完成させる計画であります。予算次第では再来年度までか

かるこのこととさせていただきます。

マイロード付近の対策については、ロータリー部分の工事の効果を見て計画していきたいとのこととさせていただきます。

2つ目の、垂水9号線の改良工事を行うことによって都市下水路整備事業の補助金を還付することはないかとのこととさせていただきますが、この工事は、県により設置していただいた本城川堤防の排水口を有効活用するため、現在の古い側溝を取り壊し、新たに断面積の大きい側溝を敷設するもので、これにより、現在、道路センターに埋設してある排水管で処理し切れない雨水をこの側溝で処理し、冠水の回数を少なくしようとするものです。あわせて、老朽化している舗装と歩道の整備を行い、バリアフリー化対応とするものがございます。補助を受け排水管を敷設した箇所でもないことから、補助金の返還等は生じないものと思われま。

3つ目の、下水道総合浸水対策緊急事業の採用でございますが、この事業の採択基準が、過去10年間で床上浸水被害戸数が50戸以上となっております。垂水市の浸水には床上までの浸水被害が少ないため、この事業の適用は難しいと思われま。

○保健福祉課長（村山満寛君） 3番目の妊婦健診についてお答えをいたします。

まず、1点目の助産院についてでございますが、市内には助産師として活躍されている方はおられません。資格のある方は市内に3名の方がおられますが、1人は高齢で、あとの2人は勤務しておられ、開院を希望するような回答を得ることはできませんでした。

助産院開設は市外の方でも可能ですが、開設後10日以内に管轄する行政庁、県へ開設届を提出しなければならないとされております。また、資格を持たない者でも資格を有する者を管理者に置くことで開設は可能で、開設許可を受けた後に開設することとなり、開設届は資格を有す

る者と同様となっております。

通いにつきましては、身近にあって、産院等でお産を希望される方もおられることも考えますと、開院に当たっては常駐が必要ではないかと考えております。

次に、2点目の妊婦健診の公費負担についてお答えいたします。

県は、妊婦健診を助産院と契約する場合、委託医療機関からの包括指示に基づいて健診を実施することが可能な状況にあるような委託医療機関を持っていること、また緊急対応時の受け入れ医療機関、いわゆる連携医療機関があることを確認した上で契約を交わすことを勧めております。

県内の県助産師会の会員で分娩を取り扱っている助産所は5カ所で、うち4カ所は鹿屋市と肝付町にあります。あと1カ所の会員外の助産所は、鹿屋市の助産所です。これらの助産所と契約自治体は6市ありますが、1回目は医療機関での健診を勧めている状況でございます。

よって、こういうところと契約、垂水市に開設し、ここで受診したとした場合には、やっぱり公費負担は市もしなければならぬだろうというふうに思っております。

○池山節夫議員 6月議会で篠原議員に、「私の任期中はもう合併は考えない」ということをはっきり明言されて、新聞も取り上げたわけです。それを見て、やっぱり市民もおつという、何というかな、ある種驚きというか、はっきり言われたということで、我々議員も、おつ、やっここに来てという感じがしたんですよ。

森議員も言われましたけど、持留議員もやっぱり「合併するというのを宣言しなさい」と、これはもう結構前に言われているんですよ。自立かどうかということと言わないと、行政運営にかかわる市長としてのあるべき態度ではないということ言われているんですよ。そうやっていかないと、いつになったら垂水はどうなっ

ていくんだというふうに、そういう感じがわからないということを持留議員も言われて、私もそうだと思うんですよ。それで、森議員が言われたこともそうだと思います。それが3年たって、ここに来て言われたには、やっぱり心境の変化とか何かあるんだと私は推察するんですよ。

だから、そのことをさっきの答弁は、これまでのこと、いろいろなことを言っていたんですけど、ここへ来てそれを言われたということは、御自分の中にこれからあと残りの任期を、自立を宣言してこういうことをやりたいとか、こんなことをやっていきたいとかいうものを発せられるのかなと、議会に、市民に、そういう思いがあって発言されたのか聞いているわけですよ。

なかなか、私は行財政改革をここまでやられてそのことには評価しますし、堅実にまじめに市政に取り組んでおられると思いますよ。本当にそれはもう評価します。しかし、じゃ篠原議員が言われたように「垂水は仕事ちゃねど」と、これは業者の方からでも市民の中からも、垂水は元気になったという思いはないわけですよ、感じられないんですよ。それはだから、水迫市長が登場される時に言われたダイナミックにスピーディーに改革をするんだということは、市民の感覚、我々の感覚からはまだ実現できてはいないんじゃないかと、こう思うわけですよ。

その辺を踏まえて、水迫市長自体は、いや、もうきのう池之上議員のところでもいろいろ挙げられまして、その評価とか、私は書きとめたんですけど、いっぱいあって、読み上げませんけど、言われたことは確かにそうなんです。すべて当たるんですけど、かといってダイナミックに水迫市長の登場で変わったかということ、それほどとは思えないんですよ、私。だから、ここへ来て、あと2年とちょっと、この間に何をメッセージと発せられたかを聞きたいわけですよ。市長がやりたいということ例えば財

政課長に、私は本当はこういうことをやりたいんだけど金がないとかいう、そういうことを聞かれたことはないのか、まず。そういうことをまず伺います。

それと世間で、「財政課長が銭がねえ銭がねえと言うで、あいが一番悪い」というような話もあるんですよ。これはうわさですよ。だから、財政課長が市長がやりたいことをさせないんじゃないかというような、もうそんなことまであったら、財政課長もこの点に異論があれば答弁よろしくお願ひしますよ。

だから、その辺のことをお二人とも、いや、私は財政課長には今で十分だと、去年までの行政改革、ここから先もこのまま行政改革をやりながら、さっき言われた猿ヶ城とか今度の宮脇とか、そういうもので活性化を図っていくということなんだと言われればそれでいいですけど、その辺のことを心情を、ここへ来て自立で、6月議会に篠原議員に言われたその気持ちを聞かせてほしいんですよ。

それと財政課長はその辺の、おいじゃねえと、市長はまだ一度も言っおいやらんなら言っおいやらんと、言われたけど私がとめたというんだったら、その辺のことをちょっとお聞かせいただきたい。

篠原議員が言われた、仕事がないという会話が多いと、それで何とか活性化策を考えてほしいということはこの議事録の中でも言われているんですけど、これは市民の切実な声を代弁されたと思っているんですよ。だから、目に見えるような、例えば桜島架橋、大隅道路とかきのうも言われましたけど、水迫市長が言われた朝市を持ってというのが根本にあって、私はそういうことも質問したことはあるんですけど、朝市を核にして活性化するなら、例えば朝市を毎週やるとか、もっと時間を長くするとか、その辺のことも考えられないのか。そういうことから具体的なというんですかね、特色みたいなも

のをここへ来て思いがあるなら聞かせてください。そんなところですかね。

それから、2番目の中央地区の排水対策なんですけど、これは錦江町のあの辺の傾斜が、見て回ったら全部南海郵船のところの駐車場の横のJAの葬祭場のあそこへ傾斜していると、これは図面も見せてもらいましたけど。そういうところに、さっき今、課長の答弁もあったんですけど、管が道路の真ん中に入っていて、それをさわらないから補助金の返還は起こらないだろうということなんですけど、果たしてそうなのかなという気もするんですよ。

あの辺を1カ所だけ逆へ勾配をして、冠水の回数を減らすという答弁なんですけど、私は、やっぱり長い目で見ると、今の傾斜のほうへやっぱり流して、後で堀添議員が交通対策のほうから、中央病院の前のあたりのやっぱり市道9号線だと思うんですけど、そこの拡幅とかそういうことを質問される、その答弁を聞いてから質問したいぐらいなんですけど、その辺のことももしあれば、やはり長いスパンで考えると、傾斜のとおりにも今のままに、同じお金を使うならそのほうがいいんじゃないかという気がするんですよ。その辺についてちょっと聞かしてもらおうのと、それは市長にですね。

土木課長には、JAのあそこを下って行って、昔の水門があった、そこへ私は、その辺に水がたまるように傾斜がなっているとすると、あそこからぽとぽと落ちて流れていくのかと思って見に行っただけなんですけれども、別に何もありませんよ。だから、あそこに大きなますでも設置して、そこから下へぽんと流れるようにしたらもっとはけるんじゃないかと。その辺のことは検討はしてきていないのか。そういうことはできないのかですね。

それで、堤防に、例えば堤防側がずっと傾斜があるわけですから、県で設置されたこっち側の川、本城川沿いのほうにますがあって、そこ

へ落ちるようになっていたんだしたら、海の側にも2カ所ぐらい穴をあけて落としてしまえば楽やなと普通考えるんですけど、それはこの前ちょっと聞いたら、堤防というのは、堤防だから、そんな簡単に堤防の役割を消すようなことはできないというような答えだったんですよ。

だとすれば、下へ落として水門のところ落ちるようにもっとするか、今、今度県で工事されているロータリー付近ののと同時に、堤防沿いに、一番たまるところからもう1回横へ、垂水港のほうへ流すようなこともお願いできないかと、排水路をですね。そのほうが錦江町の今度の9号線の改良工事をするよりは効果があるんじゃないかと思うんですよ。

それと、下水道総合浸水対策緊急事業は、下水道が完備しているところでしか採択ならないとかいうあれなんですけど、これと似たような補助事業は、例えば垂水の採択基準に合うようなものはないのか、その辺のことをちょっと聞かせてください。

妊婦健診についてはそれでいいですね。

そんなところで2回目を終わります。

○市長（水迫順一） 6月議会で、合併しなかったことに対して、何をするのかというようなことだろうと思いますが、まず考えてみてください。家庭でも財政が非常に逼迫した場合に財政再建から立ち上がっていく、対策をとるのは当然のことです。垂水市も全くそうなんです。

市長に就任しました平成15年度は、経常収支比率が100.2と、非常にもう余裕のある金は全然なかったと。そのときの南日本新聞でしたか、ランクづけ、96市町村のランクづけが出ておりました。本当に後ろから2番目でした。まずこれを改革をすることがまず大事だと。いろんな事業、市民へのサービス、いろいろ行政がやらなければいけないことがいっぱいございます。ほとんどが金が伴っておる、歳出が伴っておるということなんです。

それじゃ、しっかりとした再建計画を立てようということで、16年の3月離脱後にすぐ6カ月かけて計画をつくり上げたのが5年計画です。それが今、4年たったわけです。そして17年の経常収支比率が97.2、それから18年が94%、それから19年度が95%と、経常収支比率1つとってみても順調に、財政計画に沿って順調に改革がなされてきておるといことなんです。その間、やるべきことはいろんなことを、金の伴わないことを中心にいろんなことをやってきました。

まず、先ほど来、きのうからもお答えをしておりますように、財政が今後厳しいのはもう目に見えておりますから、今までみたいな市政運営では成り立たない。それで協働のまちづくりをしていこうと、市民の力をかりようということに取り組む前に、それじゃ市役所職員の意識を改革して、そういう雰囲気づくりをしていこうということで取り組んできておりますし、その他、地域再生事業にしても、地域職員制度にしても、目新しいもの、ほかの市町村より新しいものに幾つも取り組んできたつもりでございますし、その方向へ進んでおる。

ですから、財政計画もあと1年残っておりますから、これまでは、途中でこれも出しなさい、これも出しなさいと、今、順調に回復しておるから、出したいのはやまやまなんです。だけど、5年間の期間というものは、本当に目標達成のためにしっかりとした態度で対処していかなければいけない。そのことを支えてくれておるのが財政課長なんです。

ところが、少しずつよくなってきていますから、例えば具体的な話を1つ挟みますと、本当に各振興会長さんからいろんな道路の要望、その他がございます。2年前までは各振興連の中から言われる達成率が、ほとんど2割から3割ぐらいしか要望におこたえすることができませんでした。去年からそれも5割ぐらいおこたえ

分の排水に事業を取り上げていただいたということでございますし、これは本城川も県の大変な御協力によって、3億円を超えるような事業をして川砂をとっていただきました。まだ一部残っておりますが、あわせてこの件もやっていきながら、本城川への排水ということも、やはりまず本城川の河床を低くしなければいけないし、そういうことから取り組んできておるつもりでございます。

ですから、県のほうの事業はスタートしましたが、これからも、非常に深刻なんだということを写真等を示しながら県のほうにもお願いをしておりますので、理解をいただいております。ただ、県の財政事業がございますので、一気にできない部分がございます。こういうものは引き続いて要望をしていかなければいけないし、していくつもりでございます。

○財政課長（岩元 明） 通告は受けておりませんでしたが、言いたいことがあれば言いなさいという御指摘でございましたので、一言言わせていただきますけれども、私は個人的には非常に甘い人間でございまして、いい加減なところもいっぱいございます。そういった意味で、そういったことを指摘されますと非常に腹が立つんでございますが、自分の欠点を言われたようで。そうでなくて、非常に財政課長が今、厳しいと、悪役に徹しているんじゃないだろうか。大変私には褒め言葉のように受けとめて気分がいいわけでございます。これは正直な感想でございます。

それは、私でなくても今の財政課長としての役割というのは、そうでなければならないというふうに考えているところでございます。

先ほどから、市長が自立についての御答弁をされたということで言われておりましたけれども、財政課長としてそのことを受けとめておりますことは、お忘れではないと思うんですけれども、合併が破談になったときに、破談になっ

て、その後、合併特例法が終了したわけですね。そのときに、当面垂水市は単独で行こうと、当面という言葉が使われておりました。

その後、合併新法ができましたよね、5年間の合併新法、これは来年度までですね。この合併新法の趣旨というのが、県知事がどこと合併しなさいということをおっせん・仲介するというのがこの合併新法の趣旨だったと思うんですが、それが来年度までを残しても全く県知事が、垂水市にどこと合併しなさいというようなおっせんをする気配もございません。ということから市長は、そういった合併の話もないこと、自分で合併する意思もない、県が合併をおっせんすることもないということで、これはもう自立の方向しかないということでそのことをお話ししたんだと思うんですけれども。

で、合併新法が来年度まで切れるとなりますと、次の合併がいつの話になりますかといいますと、先ほどから市長が何度も言いましたように、道州制というのがなお残ると。だけど、道州制の論議は今、始まったばかりで、これが実現するには早くても10年と言われております。下手すると20年先かもしれません。ですから、少なくとも10年間は本市は自立、単独でいかなければならないという状況ができつつございます。これに垂水市は財政的にどうこたえていかといいますと、総合計画の中でも出てきますように、持続可能な財政運営をしなければならぬだろうということでございます。

ですから、向こう少なくとも10年間は持続可能な財政運営をしなければならぬわけでございます。これはもう私が財政課長でなくても、どなたが財政課長をやってもそういうことをしなければならぬだろうと。これは市長たるものもそういう覚悟で、先ほど市長も言いましたようにそういう覚悟でいらっしゃると思います。

ですから、今、私の役目としましては、「篤姫」でよく言われますけれども、その人なりの

役割があるんだと。私の役割は、向こう少なくとも10年間の財政運営ができるよう、財政持続できるようなふうに我慢していただくことをお願いするのが私の役割だと心得ているところでございます。

○土木課長（川畑信一） 9号線の今回の工事について、再度説明いたします。

9号線の中央には、議員御指摘のとおり、中央に今の県営住宅のほうから水門のほうへヒューム管が入っております。今回の工事は、このヒューム管自体は全然抜わなくて、このヒューム管に入り切らないオーバーする冠水を受けて流す側溝の工事が主な工事でございます。

それから、ロータリー付近の排水対策工事でございますが、現在施行中でありますロータリー付近の排水工事は、今ある県道の寿食堂の前の側溝ですね、向こう側の側溝でございますが、こちらのほうを現在流れているのが、ロータリー付近では800・800の大きさの側溝でございます。これが錦江町のほうへ600のヒューム管、径600のヒューム管に、2分の1の大きさです、これにつながっておるものですから、ここで噴出し、冠水するようなふうになっております。

そのため、県のほうに冠水対策をお願いしましたところ、県では、道路側溝の排水を直接旧垂水港へ流すような管路を、ボックスカルバートでございますが、設置することになったものでございます。管路の大きさも幅1メートル100、高さ800のボックスカルバートでございます。冠水対策には相当の効果があるものと期待しております。

そこで、冠水対策の完成後の効果を見ていきたいと考えておりますが、それでも冠水が起きるようであれば、議員のおっしゃるような、余裕のできたヒューム管に排水ますをつけて流す方法をとることも必要かと考えております。しかし、このますより新たに港のほうに排水路を設けることは、港湾の堤防に幾つもの排水口を

あけるとということで、ちょっと難しいのではないかと考えます。

それから、2点目の下水道総合浸水対策事業は、本事業の事業主体が下水路事業を実施しているところというような要件と、10年以下に先ほども申しましたように50戸以上の床上浸水があるというような要件があることから、垂水市の採択基準には合いませんが、これにかわる事業は何かないかということでございます。

我々の調査不足もあるかもしれませんが、かわりの対策事業となるような補助事業は今のところ見つかっておりません。

以上でございます。

○池山節夫議員 土木課長、本当に非常に丁寧にありがとうございました。

まず、自立についてのほうから。

財政課長も確かにそうでしょう。頑張れという声がかかったりしましたけど、頑張りながらちょっと緩めるというようなことも必要ではないかと思えますね。この先10年続きながら、何もかんもお金がないからという市民も希望がないわけで、市長自体もあと2年半の任期、もうちょっといけんかせいよという思いもあっても、言えない部分もあるんじゃないかと思うんですよ。

だから、その辺を何とか、篠原議員言われますように何とかちょっといけんか、例えばさっきから、公債費の返済が14億にして、借りるほうは6億と。それもう7億になってもその努力自体は認めているわけですよ。ですから、少しぐらいのことはふえても、活性化のために使うと、それで垂水市を元気にしていくと、そのぐらいの勇気を持った政策を発表していただきたいと、これをお願いしておきます。

それから、今の中央地区の排水対策については、県の再来年までかかるかもしれない、そこできてから様子を見るということなんですが、私は結局それに乗っても、やっぱりまだ上を流

れると思うんですね。やっぱり最近のゲリラ豪雨みたいに雨が多いと、それが回数が多くなっていますから、それがやっぱり道路の上を流れてロータリーのあの辺から全部流れたのはやっぱり傾斜に、水は上から下へしか流れんわけです。ですから、やっぱり同じところにたまっていくと。だから、さっき言ったようなことを言っているわけですね。

昔から「水を制する者は国を制する」と言われています。名奉行はみんな水をおさめて、それで名奉行と言われているわけです。水迫市長も水という名前がついておるわけですから、ここで錦江町のこの冠水の水を制して、立派な市長となっていきたいという思いがするわけです。

質問としてはこれで終わりますけど、きのうから私は質問を聞いていて、今回、質問の初めに言いましたけれども、我々議員は、市長もなんですけどね、我々議員は16人、本当に厳しい選挙を市民からその負託を受けてここに立っているわけです。そしてここに自分なりの意見を持って質問席に立っているわけです。

きのうの池之上議員の質問に対して、市長は「認識を改めてください」と、こういうことを言われました。そしてまた北方議員の質問には、北方議員は情報の共有を早目にしろというような趣旨の質問をされているわけです。ところが、市長は「何度同じことを言わせるんだ」と、こういう答弁をされました。

これは、認識が違うから聞いているわけで、認識が違う市民に選ばれた議員が問うていることに、認識を改めろということも非常に失礼な話で、それから情報の共有をということその同じことをと、だから聞いているわけですね、北方議員も。その辺に対して非常にちょっと議会を、何とかな、議員を軽視しているという発言ではないかと私は思っているんです。だから、今度議運に、これから一問一答形式にし

てほしいということをお願いしようと思います。

市道9号線の工事は、すべての勾配が同じところになっているのに、ヒューム管をさわらない工事だから都市下水路の返還はならないだろうということを土木課長言われるんですけど、これは垂水市の政策転換ととらえられないかという質問なんですよ、私。勾配を逆にして向こうへ流す。それで、旧垂水市の南海郵船の駐車場のところは終末処理用としてのポンプを設置するように用途指定がされている。それ、ポンプを設置する以外には使えないわけですから、売るといって、買うほうがそれでいいですよと言わん限り売れないわけでしょう。そういうふうになっているのに、これを逆に勾配をして、応急的な措置というか、うがった見方をすると、今度のベイサイドアザレアができるから、あの辺を舗装をしてあげたいという思いがあってされるのかなという気がせんでもないわけですよ、これはうがった見方なんですけどね。

だから、政策転換としてならないかと、同じように継続した政策がないといけないのに、そういうとらえ方をされないか、それで都市下水路事業の廃止とみなされないかという質問なんですよ。

ここで議会がこの議案にゴーサインを出すと、最近やかましいですからね、オンブズマンから、議会がこういう判断をしたから例えば返還を求められたと、議会に損害賠償請求を起すというようなことがないとも限らん。したがって、委員会なり今度の議会なりで判断をされるわけですけど、慎重な審議をしていこうと思います。

今回、福田総理が「私はあんたと違うんだ」と、英語で言うと「アイ・アム・ノット・ライク・ユー」と言うらしい。直訳すると「おれはおまえが好きじゃない」という話なんですけどね、「アイ・アム・ノット・ライク・ユー」、「私はあなたと違う」。みんなの意見を尊重して、その意見を大事にしながら市政運営をして

いただきたいということで、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時15分から再開します。

午前11時3分休憩

午前11時15分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 月日のたつのは早いもので、つい1カ月前、北京オリンピック柔道、レスリング、非常に日本選手の活躍、いい感動を与えていただきました。その感動も、もうそれぞれ心のアルバムの中にしまわれたことでしょう。たった1カ月前の話です。それからあと3日もすれば運動会も始まります。あっという間でございます。

その中で、きのう田平議員の質問の答弁の中で、あれっと思うような答弁がありました。このことも心のアルバムにしまわれつつあるのかなあ。

合併がほごになり、市長も給与を削減し、退職勧奨をし、我々も定数を4つ削り、市民には補助金をカットし、さまざまなことで無理を強いておるのが現状であります。そのときに出てきた話であります。中学校の統合、さらには給食センターの民営化の話がありました。この間、民営化についてさまざまな議論がなされております。まだ垂水市よりも大きいところは既に民営化をしているところもあります。にもかかわらず、やれない理由を述べただけ。あえてこのことについては指摘だけをさせていただきます。

それでは、通告に従い、質問を行います。

まず、鹿児島大学との連携、いわゆる官学共

同というんですか、これについて事業内容とこれまでの経緯、それともう1つ、どの課がどのような事業を展開をされているのか、まずお伺いをします。

それから観光についてでありますけれども、猿ヶ城の施設のことです。

古来より、谷であり、沢であり、溪流というのは自然の側溝であります。雨水を流すところであります。その出口にあれだけの施設をつくる。もし、もしものことがあったときにこれは人災なのか天災なのかということ、まずお伺いをします。

それと猿ヶ城ですけれども、ハードも大事でしょうけれども、一番大事なのは皆さん方が意図するあの場所にたくさんの人に来てもらうということでありまして。これはハードの問題じゃない。いろんな集客の方法があるんだろうと思います。その経過についてお伺いをします。

それから道の駅の温泉のことについては触れませんが、ただ1点、危機管理ということで指摘だけをさせていただきます。いや、課長の見解をお伺いします。

北方議員の言葉と市長の言葉と食い違っているんでありますが、よく考えてみてください。今、相撲協会しかり、いろいろな食品偽装の話、最初で失敗しちゃうと大変なことになるんですよ。そういった意味で、北方議員に電話をされた方は、課の見解として申し上げたのか。さらには、そのことを市長に報告した上でやられたのか。やはりこのくらいの慎重さがないとおかしいんじゃないかなと思います。このことでやかましく言うつもりはありませんけれども、これはただひとつ観光課だけの問題じゃなく、ほかの皆さん方にも共通する問題だろうと思います。

それと道の駅でありますけれども、今まで道の駅ができてから、今回の温泉もひっくるめて大きなトラブルは幾つぐらいあったかというこ

とをお聞きをします。

それと、開設当初の思惑と今と大分ずれが生じているようなところが見受けられます。あなたの方から見て、そのようなずれがあるのかないのかお伺いをします。

それから高齢者対策ですけれども、今、老老介護とか大変な問題があちこちで起きております。私はいつも申し上げるんでありますが、この日本をつくってくれた戦後の厳しい時期を乗り越えた方々に、我々は何か今、してあげなきゃいけない。そのつもりで国も一生懸命やっているんでしょけれども、ところが、抜けが多過ぎる。そのことを前提として、療養型病床再編の件は国・県の動向とあわせてその後どのように推移をしたのか。

それから第4期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画についてお伺いをします。

3点目、市長も高齢化については選挙のときに申し上げられておりますけれども、やはり先ほどから市長にはいろんな要望が出ております。道路、施設。ただ、その中で私は最優先すべきは、今、後期高齢者と言われる人たちのあの苦勞だと思います。ぜひここらについても市長のお考えをひっくり返してお伺いしておきたいと思えます。

それから教育委員会のあり方でありましてけれども、なぜこの質問かと申し上げますと、当然のことながら大分県の問題であります。昔から教育界というのは全く封建的な世界である。これはどこの組織にも負けないらしいです。要するに開かれていないということでもあります。

ぶっちゃけた話、私もPTAの役員をしておりました。先生の子供さんに先生の方が非常に多いような気がしますのは私だけでしょうか。これを統計をとれということは皆さん方に申し上げます。私が県会議員になったときは必ずやります。興味深い数字が出てくるんでしょ。

ということが前提として、垂水でできること

とえば、やはり教育委員の皆さん方のつくられる会、このことをもう少し公開、オープンにできないだろうかという趣旨の質問であります。

まず、現在、教委としてどのような職責、仕事があるのか。それと、その会議の内容等について情報公開という形で市民に開かれているのかどうかお伺いをいたします。

○企画課長（迫田裕司）鹿児島大学との連携について、その事業内容などこれまでの経緯についての御質問にお答えいたします。

垂水市での鹿児島大学公開講座の特徴は、オーダーメイド型公開講座で、その内容は、あらかじめ提供する講座内容が決まっているのではなく、むしろその逆で、地域のニーズや課題に細やかに対応する講座メニューをその時々々の要請に応じて大学側が用意するというものです。

2005年6月、垂水市の将来改革と基本構想の作成を目指し、「地域資源の再発見」が最初の取り組みでした。その後、2006年1月「地域の暮らしの豊かさ」、2006年3月「これからの市町村経営に必要な持続可能な財政の考え方」など、計3回の公開講座を開催しました。

そのほか2005年9月、台風14号による死者5名という悲惨な災害に見舞われ、住民の防災に対する関心が高まっていたことをきっかけに、同年12月に防災シンポジウム「垂水を語りもんそ会 自分たちの地域は自分たちで守ろう」を企画し、開催しました。そして翌年、公開講座「地域で防災マップをつくろう」を開催し、その結果、担当課の総務課の努力により、自主防災組織の大幅アップにつながっていきました。

2006年度は、2005年度の公開講座やシンポジウムの取り組みがきっかけとなり、各論の「森は宝の山から 大野ESD自然学校構想」が生まれ、公開講座「地域で自然学校をつくろう」を実施しました。

また、先ほど申しましたが、防災シンポジウ

ムから、公開講座「地域で防災マップをつくろう」に発展してきました。

2006年10月には、当初の目的でもあった垂水市の将来構想「第4次垂水市総合計画」づくりに取り組み、鹿児島大学の全面的な協力をいただくために2006年10月18日、垂水市と鹿児島大学との第4次垂水市総合計画策定に関する協定を締結しました。

2007年度は、これまでの取り組みを第4次垂水市総合計画策定に生かそうと、市民と職員の手づくりを総合計画策定の方針に決定し、公開講座「総合計画をつくろう」を実施しました。公開講座は、2007年3月から1年間にわたり、基本構想編を5回、基本計画編を12回、基本構想策定編1回、総合計画活用編2回など計20回開催し、延べ835人の市民、市職員が参加しました。第4次総合計画策定については、すべての課、すべての職員が一丸となって取り組んでまいりました。

2008年度は、公民館長などの地域リーダーや市職員向けのゼミナール形式の3つの公開講座を実施する計画であります。

1つ目の「地元学と地域づくり」は、6月に第1段として、市職員が地元学の実践を行いました。

2つ目の「垂水のまちづくりとESDゼミナール」では、道の駅や猿ヶ城溪谷、大野ESD自然学校、漁協といった既存の観光拠点や施設をどう組み合わせ、垂水市のまちづくりのために何ができるかを考えるものでございます。

3つ目の「総合計画と行政改革」は、市役所内の各課が抱えている課題について情報を共有し、市職員が学習課題や学習計画を立て、大学側はそれをサポートするものでございます。

最後に、「鹿児島大学との包括協定の取り組み」でございますが、本年7月には、市長みずからが鹿児島大学に出向き、第4次垂水市総合計画策定に関する協定の成果報告を鹿児島大学

で行い、鹿児島大学学長を初め、理事の方と意見交換しました。その中で、今後の大学との連携のあり方について、学長から包括協定の締結が提案されました。

協定の内容といたしましては、本市のまちづくりに関すること、地域経済の活性化に関することなどであり、当面の連携は、ESD関連、大野ESD自然学校、地域バイオマス熱フィールドテスト事業、この3点を重点案件とすることで市長と学長で合意され、現在、包括協定の締結に向けて準備中でございます。

以上でございます。（「答弁漏れ。最後に、どの課がどのような事業に取り組んでいるのか」と呼ぶ者あり）

先ほど申しましたように、防災シンポジウムの「地域で防災マップ」のところでは総務課が中心となり、公開講座を実施したところでございます。そのほか、水産課のほうで水産の海関係の講座をやっております。それから先ほど申しましたように、総合計画については市役所の全課、全職員が取り組んでおります。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 観光についての御質問にお答えいたします。

まず、猿ヶ城整備における台風・大雨等についての対応の1点目に、人災か天災かという御質問でございましたけれども、人災か天災かという判断は非常に難しい判断になろうと思えます。発生の原因やまたその対処の方法によってその答えは変わってこようと思えます。

次に、ソフト面についてお答えいたします。

このことにつきましては、さきの平成20年3月議会でもお答えしましたとおり、猿ヶ城の防災対策に関して、ハード面の対策だけでなくソフト面の対策として猿ヶ城独自の防災計画を策定し、台風や大雨時での対応にしようと思っております。

この防災計画では、利用者の安全確保を第一

に、一定量の降雨量になりますと入場の制限をすることや早期避難をしていただくことを基本に考えているところでございます。

次に、集客方法についての現状はどの御質問でございますが、猿ヶ城溪谷の整備は、平成22年4月の供用開始に向けて、施設の整備を進めております。

運営に関しましては、施設整備に関する検討会であります猿ヶ城溪谷総合整備ワーキングを昨年度は2回開催し、1回は施設整備に関すること、1回は運営に関することについて協議していただきました。

本年度は、集客方法等についての具体的な仕組みづくりを検討してもらうために、観光アドバイザーが観光振興を図る上での課題検討のための方向づけと実践的なアドバイスを実施する電源地域振興指導事業の観光現地指導会というプログラムに応募し、29の自治体からの申し込みの中から採択された16の自治体の中に本市も入ることができ、先日、第1回の現地指導会を行っていただいたところです。

なお、アドバイス派遣に係る費用はすべて財団法人電源地域振興センターが負担して、計3回の現地指導会が行われます。この指導会に猿ヶ城溪谷ワーキングの方々にも入ってもらい、市と一緒に今後の運営計画の検討をしてもらう計画でおります。

次に、道の駅についての御質問の中で1点目に、けさほどの北方議員の御発言についての御質問が行いました。

このことにつきましては、けさほど市長から確認を求められ、言葉の一部にとらえ方の違いがあるんじゃないかということで確認をするように指示を受けたところでございます。

その内容は、「大変なことになった。復旧のめどが立たない」という職員が北方議員に答えたということでございましたけれども、確かに復旧のめどが立たないということはお答えして

いるところでございますが、前段の「大変なこと」ということについてはお答えしていないというのは確認をしたところでございます。

また、この「大変なこと」という言葉の背景を考えましたときに、1つ目には、課の見解といたしまして、市民から問い合わせがあった場合に、現段階では復旧のめどが立っていない。そのことの対応に努めているというふうに、問い合わせがあったら答えるように指示がございました。

それともう1点は、そのことの認識についてでございますけれども、このことの認識につきましては、今回の事故が、まず、点検するときには1回引き揚げをし、スケールなどを落として、それを担元に返して、再度引き揚げようとしたときに動かなくなったというような事態でございまして、これまでの温泉のトラブルの経験からして、そう対応が長期間にならずにできるんじゃないかという認識にありましたので、そのような認識であったということは課員も承知していたと思いますので、市長にはそのように回答したところでございます。

次に、そのほかにトラブルがあったかということでございますけれども、運営をいたします上で小さなトラブルはございました。接待でありますとかそういうところのトラブルはございましたけれども、大きなトラブルといたしましてはこの温泉のトラブルでございます。この温泉のトラブルにつきましては、設置の最初に水中ポンプで温泉をくみ上げられないというトラブルが発生いたしておりまして、今回に至っているところでございます。

それから2つ目に、これは開設当初から想定内であったとか、また想定外であったとかいうような内容の御質問であったということでお答えいたしたいと思っております。

想定外のことについてお答えしますと、大きく3つのことが挙げられます。

1つは、来館者数でございます。当初の予想であった30万人を大幅に上回る、今では90万人にもなる来館者がございます。これは日本一長い足湯の大ヒットに負うところと思われませんが、それに伴い、物販施設やレストランが手狭になっていることも事実でございます。

2つ目には、今回のトラブルでもありますように温泉成分によるスケールの発生で今回のようなトラブルが発生いたすことであります。

また、温泉に関しましては、温泉施設の入浴収入に比ばまして経費がかさむことでございます。特に最近では燃料費の高騰が響いている現状がございます。

3つ目には、売り上げの伸びに対して必ずしも利益が比例しないということがあります。売り上げに関しましては、おかげさまで初年度約4億、次年度約5億、昨年が約5億6,000万と順調に伸びてはきておりますが、利益につきましては、維持管理費や人件費の増加等の要因が主なものでありまじょうが、なかなか利益として反映しないというもどかしさがございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 高齢者対策について、その中の療養病床の削減問題についてお答えをいたします。

国の医療制度改革に伴う療養病床再編の方針を受け、鹿児島県では、平成20年3月策定の鹿児島県地域ケア体制整備構想において、県全体で1万424床の療養病床を平成23年度末には現在の医療療養病床数と同じ8,247床に再編する計画を立てたところです。

本市には、現在4つの医療機関に48床の介護療養病床と153床の医療療養病床がありますが、特に、本市は介護保険施設等の中で療養病床に依存する割合が高く、今後ますます高齢化が進行すると予測される中で、医療や介護が必要な高齢者処遇の場をどのように確保していくか大きな課題であります。

平成20年6月1日現在で県が行ったアンケート結果によると、転換意向ありの医療機関が1、現状維持が2、未定が1という状況でした。

各医療機関の転換の行方については、本市の医療、介護などの地域ケアの維持と第4期介護保険事業計画策定の上でも特に重要なポイントであります。既に一部医療機関の転換計画に関しては市も相談を受け、整備基準や費用支援等について県と協議しているところであります。今後も、療養病床の転換に関しては、入院中の高齢者の処遇を第一に考え、市も医療機関と十分な連携に努めていきたいと考えております。

次に、第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画でございますが、現行の第3期介護保険事業計画の中では、在宅ケアの推進策である地域密着型サービスを在宅と施設をつなぐサービスの核として、19年度にグループホーム2カ所、小規模多機能居宅介護を1、本年度には小規模多機能居宅介護3カ所を整備されることになっております。

第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に伴う高齢者実態把握の結果を見ると、多くの方が住みなれた家や地域での生活を望まれており、万が一寝たきりや認知などの介護が必要となった場合の医療や介護サービスの充実を望んでおられます。

現在作成中の第4期高齢者福祉計画、第4期介護保険事業計画につきましては、さらに介護保険制度の周知を図るとともに、地域の課題の把握と多様な意見の集約を図り、計画に生かすために住民懇話会も計画いたしております。

また、高齢者保健福祉施策については、高齢者が住みなれた地域で生活を続けるためには、介護保険サービスのほかにも、虚弱な高齢者を支えるためのきめ細やかなサービスを提供することが必要であります。

今後、増加が予想される後期高齢者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者や虐待の問題など、

介護者への対応も必要となります。小規模多機能居宅介護事業者の希望でもありましたが、国に特区申請を行い、本年7月には障害者も含めた施設利用を行えるようにいたしました。

また、地域ケアに関する介護従事者研修会や住民向けの健康教育の場を活用し、問題意識改革に努めたり、社会福祉協議会や民生委員と共同で地域安心ネットワークの体制整備に取り組んでおります。

今後の高齢化の動向や療養病床の再編等をかんがみれば、高齢者が住みなれた地域で不安なく尊厳を持って暮らしていくためには、行政などだけではなく民間や市民などが連携し、一体となって地域全体で支える共生・協働の地域ケアの仕組みを早急に確立する必要があると考えております。

それから3点目の市長公約も進捗状況でございますが、高齢者対策についてでありますので、福祉課に関するマニフェストは4点でございますが、その中の「高齢者、障害者が安心して暮らせる環境づくり、まちづくりを進める」というのを掲げておられますので、このことについて回答をいたします。

具体的には、第3期介護保険事業計画で目標とした小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス事業所の整備については、今年度末までに7カ所の整備を完了し、高齢者が住みなれた地域で介護サービスを受けられる体制を整える予定でございます。

また、療養病床の再編問題等で示されているとおり、国の高齢者施策の方向は施設中心の介護から在宅介護への移行を求めるもので、重度の要介護者を抱える家庭の負担はかなりのものになると思われることから、平成19年度の予算に介護手当を計上、また訪問給食に対しましても、無年金者及び生活保護者に対する一部補助をいたしました。さらに、20年度は新規事業として、徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与

事業を、また緊急通報体制整備事業、生活支援移送サービス事業については事業内容を充実いたしました。

それに、高齢者が安心して暮らせる環境づくりとして、地域でのネットワークづくりと高齢者の総合相談・支援、介護予防事業となる支援センターの充実強化に努めることとしており、以前からあった見守りネットワークの充実に努めておりました。民生委員の協力を得ながら、ひとり暮らしの高齢者、寝たきりも含みます。高齢者の閉じこもり、認知症高齢者の実態及び情報を収集し、在宅福祉のサービス提供、災害時の避難支援及び緊急時に対応するためのマップを作成中であります。

災害の発生率の高い地域から調製しております。マップ作成率の実績は、新城、柘原を終えて26.3%となっております。本年度中には牛根、海潟までマップに落とし、50%体制を目指しているところでございます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸）川尻議員の御質問にお答えいたします。

大分県教委の不祥事のことを申されましたけれども、私もびっくりしたというよりも、もうあきれてしまいました。鹿児島県教委にはあり得ないというふうに私は思っております。

職務の御質問でございます。県教委と地教委とは違いがございますけれども、垂水市教育委員会の行政組織等に関する規則により、議決事項として定められております主なものを申し上げますと、4つ申し上げます。

1つは、教育行政の運営に関する基本方針を定めること。2つ目に、予算、条例、その他議会の議決を要する事件の議案について、市長に意見を申し出ること。3つ目は、教育委員会規則、その他教育委員会の定める規定の制定、または改廃を行うこと。4つ目に、教育機関の設置、廃止及び名称の変更を決定することなど、

15項目ほど掲げてございます。

次に、情報公開の御質問でございますけれども、教育委員会に関する情報も当然、開示請求があった場合には、垂水市情報公開条例に基づきまして開示されるべきものと思っております。今まで開示請求はございません。

以上でございます。

○川尻達志議員 鹿児島大学との連携のことでありますけれども、まず1点、指摘というのかな、お聞きをしたいのは、確かにメリットはあったと思うんです、それなりに。職員の資質の向上になったとか、必ずあると思います。ただ、その中で、あれっと思うようなこともあったはずであります。100%いいはずはないはずであります。で、そのことがあったとすれば、具体的にどういう事例があったのか。

それと、2点目でございますが、水産課の事業内容についてお聞かせをいただきたいと思えます。

それともう1つ、私はいつも職員の資質の向上ということを申し上げておるわけですが、余り頼り過ぎてもいけないのかな。自分から求めていくのはいいけれども、向こうから提示をされてやっていく姿が果たして効果があるのかどうか、疑問を感じます。その点について、総務課長。

それから猿ヶ城のこと、人災か天災かと厳しいことを申し上げましたけれども、人災か天災か判断をするためには一定の基準がないとだめなんだろうと思います。そこで、提案を申し上げます。

降雨量あたりをしっかりと測定をしながら、そのときには事前に宿泊をやめるとか、緊急避難をさせるとか、やはりそういったことまでしていけないと、私はこの施設については、何かがあったときには人災であろうと思います。

なぜならば、先ほど申し上げたように、沢とか溪流は全部そうであります。中国の地震でも、

この前の東北の地震でも、それから出水だったか、針原地区、全部そうなんです。全くそういうところに集中している。これが自然災害です。そういったことは鹿児島大学は教えてくれませんでしたか。そのことをお伺いをします。

それと、今回のこともそうですが、観光課長、4月の桜のこともそうなんです。今、観光課は道の駅があり、猿ヶ城があり、今度は宮脇も出てきた。さらには大野のメタンガスもある。これだけの大きい事業を抱えて、抜けがあるはずだと思う。私は前回も申し上げたはずです。行け行けどんどんはだめだよと、しっかりと後を検証しなきゃ。そういったことも今回の要因にありそうな気がします。もうこれは答弁は要りません、このことについてはな。

それと道の駅全体でいろいろ考えて見ると、なかなかいいんだけど、私が心配するのは、一般会計から持ち出したあったときどうするかという話です。今、この温泉施設は大きな負担になりそうな気がしております。そうしたときにどうされるのか。このことは財政課長にお伺いしたいが、地方財政健全化法にはもし赤字でしたときにひっかかるのかどうか。この1点だけお伺いをします。

それと高齢者対策でありますけれども、非常にきめ細やかな対応をされていることは十分わかります。また、しなきゃいけないことですから。ただ、私が思うのは、市長、この前、聞くとはなしに聞いておったんでありますが、80歳を超えた老夫婦が見えておられました。もう車はやめたということで免許証は返納しますと。ただし、電動車が欲しいんだけど、何とかできないか。ところが、これは介護保険の認定を受けているとできないんだという話であります。そういったことも、まずこのことが1点。

それと申し上げたかったのは、前も言ったんですが、想定外のことがいっぱい起きているんですよ、個々の問題で高齢者の話では。例えば

この前も私のところで事故がありました。ごみを捨てに行って、即死です。私はその前にもちゃんと指摘をした記憶があります。国道を挟まないでごみステーションをできないか。そのことについて、その経過を生活環境課長。

市長については、やはり国とか県が一生懸命やっている。ただ、垂水市として独自に何か市長、取り組む、金はかけなくてもいい、何かそういうことを真剣に考えていただきたいんですよ。

先ほども申し上げたようにお年寄りには後がないんです。繰り返し言いますけれども、ぜひ、そのことが一番重要だろうと思います。そのことをお伺いをします。

それと教育委員会であります。まず、多分なかったと思うんですが、教育委員会に、教育委員の先生方の会ですよ、この会に外部から注文とか要望とかそういうのがあったのかなかったのか。多分なかったと思うんですが。

それと、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、4つ大きなことがありました。この4つ大きなことが、それぞれ具体的に行動に移されたのかどうかということと、これは市長にお伺いしたいんですが、閉鎖的な世界と言いましたけれども、ここを打ち破るためには、やはり委員にも問題がありそうな気がします。学校の先生方のOBだけじゃなく、やはり直接意見を申すような人たちに門戸を開くべきじゃないのか。このことが大分のあの事件を受けて、垂水市がまずとり得る第一策だろうと思います。ぜひこのことについても市長の前向きな答弁を期待をいたします。

○企画課長（迫田裕司） 第1回鹿児島大学公開講座は2006年6月に開催されました。そのときにまず関係各課で協議したんですけど、担当課をどこにするかと、それから講座生当たり、1人4,000円負担金が発生すると、お金を払ってまで市職員が参加するだろうかという疑問が出

まして、結局担当課は企画課とし、当時いろいろあれだったんですけども、参加費は市で持とうと、職員の研修ということで市で持ってもらうことになったんですけど、第1回目のときの参加者の集めるのに大変苦勞をいたしたのは事実でございます。鹿児島大学公開講座、大学公開講座という名前に対して、職員が余りいい反応を示さなかったということが原因であると思います。

それから、よく聞かれるのが、鹿児島大学が何をしてくれるんだと。あの方々は理論だけじゃないかということを目にしたんですけど、私が思うには、やはり1番目が、議論する場を設けてくださったと、今までいろんな課題があったけど、それを1つの場で語り合う場がなかったんです。それを鹿児島大学がそういう場を設けてくださいましたと。それと、その場でまず何をしてくださったかと申しますと、問題提起をしてくださって、それから最終的には助言、アドバイスをしてくださりました。

それから、「デメリットだけでいいよ」と呼ぶ者あり）デメリットですか。（「メリットはいい」と呼ぶ者あり）デメリットということは全くなかったと思います。一番問題なのは、打ち合わせが急々な場合が多くて、1週間後にこういう講座をするからお願いしますとか、企画課の担当職員が非常に難儀をしたということぐらいでございます。

以上でございます。

○水産課長（塚田光春） 次に、水産業におけるこれまでの鹿大との連携についてお答えいたします。

まず、鹿大との連携の中で、事業の協議会の委員となって助言をいただいている事業が2件ございます。

1つ目の事業は、垂水市漁協水産物流通構造改革事業と申しまして、これは垂水市漁協のカンパチ販売促進を目的とし、国の補助事業で垂

水市漁協が事業主体となり、垂水カンパチの地産地消や販売促進を図る目的で協議会が設立されております。委員の中には、鹿大の水産学部の先生にもなっていて、助言をもらいながら、カンパチの試食キャンペーンや商談会、パンフレットの作成や新商品の開発等を行うものでございます。

2つ目の事業は、とんとこ漁エビ類販売促進協議会と申しまして、底びき網漁業でとれるエビ類の販売促進を目的としまして、県単事業のかごしまのさかな販売促進事業を利用しまして、エビの消費拡大や販売促進を図る事業でございます。漁協が事業主体となりまして、協議会が設立され、委員に鹿大の水産学部の先生になっていただきまして、先生方の助言をいただきながら、協議会委員によるエビ販売の先進地研修視察やとんとこ館のオープニングイベントにも参加してもらうなど、販売促進に努めているところでございます。

次に、魚介類の販売促進をする目的で漁業関係者を対象に、鹿大の先生をお招きいたしまして講演をいただいております。昨年10月には、市の水産課、漁協職員、漁業者を対象としまして、魚介類の販売促進ということに対しまして、カンパチやエビ類の販売促進をしていくためにはどうしたらいいかということで講演をいただいております。

また、昨年12月には、同じく市水産課、漁協職員、養殖業者青年部を対象としまして、カンパチ販売促進意見交換会をしたところです。この意見交換会には鹿大の水産学部の先生と生徒に来ていただいて、学生から見てカンパチが売れるにはどうしたらよいかということをして、鹿大の水産学部の生徒3グループに分かれ、討議し、それぞれのグループと養殖業者青年部との意見交換会をしながら、販売促進に向けて議論する場を設けたところでございます。

以上が水産課における鹿大との連携でござい

ます。

○市長（水迫順一）高齢者に対します支援策の件で私のほうに振られたと思いますが、垂水市独特の独自の支援策を考えたらどうかというようなことだろうと思いますが、全くそれは大きなことだというふうに思っております。一方で、けれど、高齢者に対しましては、後期高齢者問題をきっかけに本当にいろんな緩和策とか新たな支援とかいろいろなものもまた出てくるんじゃないかというようなふうにも考えております。

ところが、子供たちに対する支援というのがちょっと当市ではまだ薄いんじゃないかと。どっちが先かといいますと、そのほうにも目を向けてやらなければいけない。

どっちも、おっしゃるとおり国・県の動きを見ながら、市としてできること、新たな独自のものを考えていくことには賛成でございますので、そういう取り組みはしていきたいと思いません。

○生活環境課長（太崎 勤）ごみ出し事故に関する高齢者対策につきましては、現在、生活環境課におきまして、ごみ出しでの国道横断等の危険性をできるだけ回避するため、国道に接しております振興会の中で横断をしなければならぬ市内63カ所の振興会に対しまして、ごみステーションの増設に向けての要望調査の依頼をしているところでございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災対策についての御質問でございますけど、これは先ほどもお答えいたしましたように、先ほど「猿ヶ城独自の防災計画を策定し」とお答えしておりますが、この防災計画については素案もできておりまして、今後、内容を詰めていこうとするところでございます。

また、この防災計画では、利用者の安全確保を第一に、一定量の降雨量になりますと入場の

制限をすることや早期避難をすることを基本に考えておりますので、そういう考え方でいるところでございます。

次に、道の駅のことでございますけれども、温浴施設は確かに議員御指摘のとおり、現在の運営で言いますと負担になっている部分でございます。このことが後年、一般会計からの持ち出しにならないかということでございますけれども、道の駅の運営で今やっていただいておりますのは、温浴施設、それと駐車場にあります情報発信施設、これはトイレ、休憩所など、このようなところが運営していく上で、全体を運営していく上で必要な施設ではありますけれども、直接的に負担になっていると言ってしまうと思いません。

このようなことについて、今後、収益が悪くなりましたということになったらどうするかということでございますけれども、そこはやっぱり努力した経営の上で、もしそういう事態が発生するようであれば、対応は検討していかねばならないというふうに考えております。

○教委総務課長（北迫睦男） 外部から過去に教育委員会に要望等があったかとの御質問でございますが、教育委員会事務局のほうには若干要望書等は提出されております。しかし、教育委員会に対しましては、口頭での御意見、御要望はあったかもわかりませんが、文書として残っているものはございません。

それからもう1点は、4つの職務の件でございますが、議決事項の中に入っておりますし、最も多い案件でございます。ですから、職務として行っております。

○市長（水迫順一） 川尻議員の教育委員の選任についてお答えをしたいと思えます。

教育委員は、任命対象者として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条に、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を

有する者と定められており、また、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まれるように努めなければならないと定められております。

このことを満たした委員にふさわしい方であれば、職業、経験等は関係ございません。本市の場合はきちんとそれを満たしております。

また、教職員出身の件についても、小学校、中学校、高校の制限はありませんし、一般の方でも任用時に適切な方がいらっしゃればお願いすることになると考えております。

○川尻達志議員 1点だけ質問をさせていただきます。

総務課長、情報開示としてできるのかどうか、委員会の内容が。そのことを1点だけ。

それと、これは要望になるんですけども、きのう、きょうの一般質問を聞いておりましたも、さまざまな要望が出てまいります。くめどもくめども尽きないのであります。市民の要望、議員の要望というのは、それにこたえるためにはただ1つ、総務課長、改革をやり続けるという気持ちが大事なんでしょうと思えます。

先ほど申し上げましたけれども、市長は、市長の給与はもうどれだけになりますか、カットは。このことについて皆さん方、当たり前だと思われていないか。市長を支える皆さん方がまずそのことに気づくべきであります。それをするためには何をすればいいのか。おのずと改革しかないはずであります。ぜひこのことも頭に置いていただきたい。

それと市長、毎回ですが、いつも誠心誠意答弁をされておるようであります。本当に御苦労さまでございます。これからも今の姿勢で頑張っていただければありがたいと思えます。

○教委総務課長（北迫睦男） 会議録の開示の件でございますが、情報公開条例に基づきまして、教育委員会も実施機関でございますので、

その条例上、規則に基づいて全部進めておりますので、会議録のほうも開示できるものと思います。（川尻達志議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時20分から再開します。

午後0時7分休憩

午後1時20分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、商工観光課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○商工観光課長（倉岡孝昌）けさほどの川尻議員のお答えの中で、道の駅の売り上げに関しまして、「初年度4億、次年度4億6,800万円、昨年が4億7,300万円」とお答えすべきところを、「初年度4億、次年度5億、昨年が5億6,000万円」とお答えしておりましたので、おわびして訂正をお願いいたします。

○議長（徳留邦治）これより議事に入ります。

4番堀添國尚議員の質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 きのうちから一般質問が続いており、大変執行部の皆様も、議員の皆様も御苦労さまでございます。あと尾脇議員と私で2人ですので、しばらくの間御協力のほどよろしくお願いいたします。

厳しい夏もようやく峠を越し、朝夕は大分過ごしやすくなってまいりました。台風13号の動きが気になるところですが、今のところ米も豊作が予想されています。また、根にでん粉をためる芋類や、くず粉の原料となるクズの根のでん粉含有率もこの天気だと相当高くなり、高品質なくず粉が期待されます。

この牛根のくず粉は、保健所も驚くほど製造過程から出荷まで一滴の薬品も使用されておら

ず、正真正銘の本物で、今では日本全国から注文が寄せられるほど押しも押されもしない垂水の名物として大きな貢献を果たしておりますが、無念なことでありますが、数年前御主人は他界されました。御主人の遺志を継ぎ、現在は奥さんと一人息子さんが孤軍奮闘されておられます。

今からちょうど3年前の17年9月6日に我が市に襲来した台風14号に、とうとい人命と大きな被害を受けました。この施設も裏山が崩れ、工場は大きな石や土砂で埋まり、一時は再起不能かと思いましたが、土砂の撤去を市が応援してくださり、何とか営業は始まったものの、いつ崩れてくるかわからない裏山に心配しながらの営業であります。

当時、市役所も視察をし、防災工事ができないか検討はしていただきましたが、基準に合致せず工事は実施できませんでした。全国に通用する数少ない垂水の名物を守り育てる意味で、折を見て防災工事を検討していただけないか、心からお願いをいたします。

3年前のこの台風14号による、私の住む松ヶ崎校区の災害復旧工事や防災工事は終わりに近づいてまいりました。先日、災害の大きかった家庭を回って見たところ、災害を受けたその日を忘れかけておられるところもありましたが、市役所を初め、多くの方々の復興への助成や応援していただいたことは、皆さんひとしく感謝しておられました。あと1カ所、上ノ村のほの谷川の防災工事が県の予算の関係で延期になりましたので、関係の課は、この防災工事の実現に向けて取り組んでくださいますようお願いをいたしておきたいと思っております。

昨日から多くの同僚議員が熱心に9月議会の一般質問をされており、私の質問も一部重複するところもあるかもしれませんが、よろしくようお願いいたします。

議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておりましたことについて順を追って質問いた

します。

交通安全対策として。

市内中央地区では、歩道と車道の段差の解消がなされていないところがありますが、関係の課はそのような場所の把握はできているか伺います。

2、中央病院、市場、J A通りの歩道が狭く、路面が悪いように思うが、拡幅・修繕の考えはないか伺います。

次に、環境対策として、温暖化の現状、原因に対する市長の認識、対策について伺います。できたら簡潔に御答弁ください。

2、過日、防災無線で「午後8時から午後10時まで消灯してください」との広報がありました。家族団らんなど一番電気が必要な時間帯にこのようなお願いがあることは大変なことになっているのではと心配しておりますが、市役所あるいは職員は実行できたのか、そこら辺を総務課長に御答弁願います。

次に、垂高の振興と文化財についてお伺いします。

1、垂高の生徒に文化財の看板や絵を書いてもらって、垂高の評価を上げてやるようなことはできないか。教育長に答弁を求めます。

2、教育長が再任命されました。望むことはたくさんおありかと思っておりますが、1つか2つ、ぜひ取り組んでほしいことについて伺います。できたらこれも簡潔にお願いします。

3、教育長は再任されました。今までの職責を通じて、今後4年間でこれだけはなし遂げなければと決意していることがあれば、そこら辺を伺います。よろしくお願いたします。

これで、1回目を終わります。

○**土木課長（川畑信一）** 議員の交通安全対策の中で道路に関する質問がありましたので、土木課のほうでお答えいたします。

市道の中で、歩道と道路の段差のあるところ、歩道に段差のあるところが市内で20路線、箇所

数にして14カ所ございます。

それから、2点目の垂水9号線の歩道の改良についてお答えいたします。

垂水中央病院前の市道垂水9号線は、市内の中でも基幹となるような通りで交通量も多くあります。歩道につきましては、議員が御指摘されるように、中央病院前は広くなっておりますが、市場前及びJ A前の歩道は幅も狭く、歩道面の勾配も強いため、改善の必要はあると考えますが、用地や事業費の問題で改良計画をつくるまでには至っておりません。

○**市長（水迫順一）** 堀添議員にお答えをしたいと思いますのですが、温暖化の状況等に対する市長の認識はというようなことだと思いますが、きのうから、ごみ問題を通じて、温暖化対策、循環型社会の質問もたくさんございました。今、国内だけじゃなくて世界的な問題でございますし、このことはしっかりととらえて、今から努力をやっていかなければいけないと。これは、本当に一団体、あるいは一機関だけがするんじゃないくて、みんなでできることを早速やっていくという対策が必要であろうというふうにも思っております。そういう状況を、環境を生み出すために、まず市役所の職員からいろんな努力をできることからやろうというのが現状でございますので、多くの市民がますます理解を早めていただいて、自分のできることをやっていただくような状況、環境づくりをしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○**総務課長（今井文弘）** 堀添議員の質問にお答えいたします。

過日、市民向けに8時から10時まで消灯の広報があったがということでございますが、確かに一番家族団らんで過ごしている時間帯に消灯をとということでの、たしか防災無線で放送をしたと思います。

そのときもあったと思うんですが、今回のこ

のことは、北海道洞爺湖サミット、これが開催されることになって、国民のさらなる取り組みが図られるようにということでライトダウン、ああいうライトアップ施設等の消灯、それを目的にということで、できるだけ家庭の皆さんにおいても御協力をいただけたらというような放送をさせていただいたところです。

で、職員の方々がどういうふうな意識を持って、どうされたかということだろうと思いますが、今回はそういうライトダウンキャンペーンということで、あえて所管課である生活環境課のほうからも、課長会を通じたりした中でまたそういう通知、周知、そういうこともありませんでしたし、私もそこまでは考えておりませんでしたので、また職員も一市民としてこの放送を聞いてそのような対応をしていただいた、認識をしていただくものとしてしたものと思っております。その後、総務課としてもどの程度したかということについても、そういうことで調査もしておりません。

しかしながら、これからCO₂削減のためのさまざまな取り組みを今後していかなければならないと思っております。先ほど市長のほうからもありましたが、やはり市が先になって、市の模範となって取り組んでいかなければならないというふうには認識をしております。

そのようなことで、今回、市役所内で実施をしております各事務室内での給湯ポットの廃止によりますマイボトル持参、それからエアコンの適正な運転、それから窓際の、天気の良い日は消灯をしていくというような、そういう職員がかねてそういうことでできることからやっついこうというふうになら、取り組んでいるところでもあります。

今後、これはまた今からずっと続けてさらにならなければならぬことでもありますので、生活環境課といろいろまた連携をとったりしながらの中で、職員にも十分周知をしながら、市が

先に手本となるような形での取り組みをしていかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○教育長（肥後昌幸） 堀添議員の御質問にお答えいたします。

垂水高校の美術部の生徒さんにより、市内の店舗のシャッター等に絵をかいてもらった事例は、これまでもあるようでございます。その際には御依頼主で費用を負担してお願いされているようですが、なかなか評判もよいように聞いております。

議員御提案の件は、垂水高校の振興対策の一助になればとの御提案だと思っておりますけれども、技術面、費用等で課題もあろうかと思っておりますけれども、生徒の部活動の一環としてできないか、そのことが垂水高校の振興にもなるのではないかとということで、学校側にも相談をしてみたいというふうに思います。

○市長（水迫順一） 堀添議員にお答えします。

今度の教育長の再任に当たりまして、実行してほしいものは何かというような御質問だと思いますが、教育長は昨年4月就任以来、前川井田教育長の後を受けられて、いろいろな課題がある中、本市教育行政の充実・発展のために一生懸命に取り組んでいただいております。

残任期間を終えまして、今回の議会においての再任を認めていただきましたので、また新しい気持ちで頑張っていただきたいと思いますと思っておりますし、具体的なことを1つ、2つ申し上げますと、まず子供たちの学力を高めてほしいと思っております。

学力向上については、各学校とも一生懸命取り組んでいると聞いておりますが、現在の子供たちは将来の垂水を担う子供たちでございます。その基礎になるものは、何といたってもきちんとした学力をつけることだと思っております。

次に、垂水高等学校の存続に向けて全力で取

り組んでほしいということでございます。

年々児童生徒数が減少する中、大変厳しい状況にはありますが、本市に1つしかない高等教育の県立高校でございます。もし廃校にでもなったら保護者の負担は大変なものがあります。存続のためには、垂水高校にも自助努力をお願いするとともに、市民や保護者の意識を変えることが大切ですが、教育委員会もさらなる努力をお願いしたいと思っております。

もう1つ挙げるなら、平成22年4月に統合する新しい中学校の開校に向けての準備を怠りなくしてほしいということでもあります。

中学校統合問題地区別説明会には私も同行いたしました。賛成意見だけでなく、反対の考え方もおられました。昨年12月の議会におきましても統合を議決していただきましたので、市民の皆さんからいい中学校ができたと言われるようにぜひ頑張りたいと思っております。

○教育長（肥後昌幸） 堀添議員の3番目の御質問は、私の再任に当たりまして、今後どんなことをやりたいのかということをお聞きしたいと思っております。

ただいま市長から私の再任に当たって幾つか要望が出されましたので、それにお答えする形で答弁したいと思います。

まず、一般的なことを申し上げます。

私は、就任当初から、児童生徒の学力の向上を念頭に、本市の教育行政の基本方針にも掲げております「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」を育てる教育を推進しております。このことは私の最も大切にしたい思いでございます。

具体的には、鹿大の高隈演習林の森林学習、漁協と連携した漁業体験、野菜や米、サツマイモづくりなどの農業体験の推進、科学の祭典や子ども科学探検団など理科大好きな子どもの育成事業、伝統芸能の継承の推進、それから瀬戸

口藤吉翁記念行進曲コンクール、和田英作ジュニア絵画コンクール等々でございますけれども、本年度はさらに、小学生、中学生、高校生を対象にした「ふるさと俳句コンクール」を実施したいと思っております。そして、子供たちに改めてふるさとを見詰めさせる機会としたいというふうに思っております。

市長の要望、3つほどあったと思っておりますけれども、1番目には学力向上でございます。

子供たちの発達段階に応じた基礎学力をきちんと身につけさせることは、これは学校の担任だけでなく、教育に携わる者として最も大切なことであります。市長のお話の中にもありましたように、子供たちは将来の垂水を背負っていかねばなりません。そのために最も大切なことが基礎学力であることは十分認識しております。各小・中学校でもこのことを十分認識し、学力向上に懸命に取り組んでもらっておりますが、学校によってはまだまだ改善の余地のあるところもございます。このことは、学校の取り組みだけでなく家庭での学習も極めて重要でございます。そのために、本年度から「垂水家庭学習キラリプラン」というのを作成いたしました。全児童生徒の家庭や関係者に配布して、保護者やスポーツ少年団、部活動関係者とも連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

次に、懸案事項でございます垂水高校の存続問題につきましては、生徒数が年々減少する中、教育委員会としましてもできるだけことは懸命にやっておりますけれども、これからも市民の御理解と御協力をいただきながら危機感を持って、垂高同窓会、市長部局、議会、PTAとともに存続に向けて全力で取り組んでまいります。

近日中に、垂水高校で第2回目の垂水高校振興対策協議会を計画いたしております。

3番目に新中学校のことがございました。

中学校の統合の問題につきましては、前教育長のときからの課題でございまして、進捗状況につきましては、昨日の川畑議員の質問に教委総務課長が答弁しましたので割愛しますが、生徒や保護者、市民からいい学校ができたと言われるように、教育委員会を挙げて頑張りたいと思います。

また、新校舎の建築につきましては、きのうの川畑議員にもお答えしましたが、1年でも早く実現できますように努力をしております。議員の皆様にも御協力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

終わります。

○堀添國尚議員 丁寧な御答弁、本当にわかりやすくありがとうございます。

1番目に環境対策として市長の考えを伺ったんですが、これは2番目の、防災無線で消灯をしてくださいという広報を市民に流したこのことの意味と関連づけて質問したようなわけです。

ただいま総務課長の答弁によると、何か人ごとみたいな、役所はしないでやって市民にそういうものを流しながら、何かこう余り納得できる答弁じゃないと思うんですね。だから、ほかの市町村でもこれは全部流したとは聞いておりません。ただ、県から言うてきたから流したと。それじゃなくて自分たちでしゃくして、そして1万8,000人をお願いするわけだから、市長ぐらいまで決裁をとってそういうふうにするべきじゃないかと、私はそう思います。

そして、市長はできることからおっしゃいました。私もそうだと思います。きのう持留議員が環境条例の制定のことも話されましたけど、この洞爺湖サミットの関係かなんか知らんけど、こういうものをしなければならぬほど危険が迫っているんだというようなことだろうと思うんです。そうすればまず、泥棒を見つけてから縄を編めというんじゃないかと、今できることからせんならんんじゃないかと、こういうことが

いっぱいあると思うんですよ。

その中の1つが、市報にも載っている、各家庭でマイバックを、買い物袋を利用したら58キロぐらいの二酸化炭素が節約できるとか、こういうふうに市報にも書いてあるじゃないですか。まだこういうことは市民には浸透していないですよ、一時中央公民館でちょっと取り組んだことがありましたけど。そういう今までもノーカードとか自転車を利用するとか、今、マイポットのあれは、ちょっと僕はそういうものが済んでからそれに入るべきのような気がするんですよ。まだやるべきことをやらないでやって、何か見せかけはしていますよというような感じに見えるんです。

だからもっと、この環境問題というのが大事であるのであれば、ちょっと実行可能なところから真剣にやっぱり取り組んでほしいなというような気がいたしております。もうこれ以上言うとも、またあつごになりますから言いませんが、ぜひ各課では検討してください。今のものはもう答弁は要りません。

次の垂高の振興と文化財についてということですが、これは、さきに「知事と語る会」というのがあったんですが、そのときに市民の方が牛根の造船所跡の看板の設置のことを知事に申されて、知事もほかのことは余りいい感じは受けなかったけど、このことだけは何かやりましようみたいな返答をされたわけですね。

そして6月議会では、今度はそれが大隅の地域振興局は余り前向きでないというふうで、何か市がそこらあたりをもちっと整理整頓してから申請するならせいというようなことだったと思うんですが、そのときに私は、知事の答弁と大隅振興局の言うこととちょっと違うんじゃないかと、だからその担当者がそういうことを言うのであれば、知事はそれは納得の上でそういうことを言うているのかということを確認をしておいてくださいということ、そのとき課長

に申し上げたはずですので、そのことは後ほどそこらあたりを、知事もそのことを知っているのか知っていないかそれだけでいいですので、御答弁をお願いいたします。

そして、先ほど教育長もおっしゃったとおり、垂高の生徒が何カ所かそういう、美術部の生徒だろうと思うんですけど、そういう絵をかいていて垂水がカラフルになっているところがあるわけですけど、島津公の造船所跡のその看板のことを話をしたときに教育長にも、次の議会ではあそこの島津公の造船所跡の看板をどうするかアイデアを考えてきてくださいと、そういうふうに申し上げたつもりです。

ですので、どういうふうにお考えになったかわからないけど、常々市長も教育長も、垂高に子供たちが進学しないこの状況は、市民の意識を変えなければならぬと、こういうふうにおっしゃったこともあるわけですが、私はその意識というものが何なのかわからないんですけど、そういう消極的なことではだめじゃないかと、意識が変わるようにこっちにすればいいんじゃないかと、こういうふうに思うわけですよ。

そこで、今実際に垂高の生徒が活躍している部分があるじゃないですか。その部分をもっと高めてやって、そして世間の人たちが、わあ垂高はすばらしいと、おいげん子供たつちも垂高せえやらせんなどというようなことにつなげないと、こればかりじゃないけど、問題解決にはつながらないんじゃないかと。

そこで、今の島津公の造船所跡のこの看板は金を入れなくてやる方法はあるんだと。私は、それは山手側の土砂が崩れてこないように護岸がして、それにフェンスが張っているわけですけど、あれが百四、五十メートルありますので、あそこの護岸に桜島の防災のことも含めた牛根地区の文化財のマップとか、あるいは牛根大橋のいわれとか、なぜそういうふうにできたかという経過などを、あそこに垂高の美術部の

生徒にかいてもらったら、新しく看板をつくるとなればまた視野も遮ってしまうので、あそこなら何ら問題はないと。だからそういうことをアイデアを出しながら、垂高の生徒のそういう評価とかそういうものを上げてやったら、少しでも垂高の振興につながっていくんじゃないかと、こういう思いをしているわけです。

そこらあたりをですね、今後、垂水には空きシャッターもいっぱいあります。これを垂水の高峠のツツジとか、あるいは垂水市が牛根松とか江ノ島とかそういうものを、市民館のどんちゃんにもそれがつくってあるわけですよ。そういう垂水を代表するようなカンパチでもブリでもいいじゃないですか、そういうものを全部垂水市内の空きシャッターにかいてもらったら、国道沿いは、本当に通行するお客さんは、こりゃ垂水はまこてみごてところじゃって、こげなところにおいどんたつちも住まんないかんころと、こんな気持ちにもなると思いますよ。

だから、人口は1万8000でも、もう10万人ぐらいのそんな雰囲気になるかと思しますので、このこともぜひ、それが教育長に私が、本務は一生懸命やられると思います、だけど、そういうアイデアですね。例えば今度、今、市長もおっしゃいましたように、新しい中学校の開校の準備とおっしゃいましたよ。であれば、その中学校には僕は給食の皿を洗う施設ぐらいはつくってやったほうが、今から先はもう夫婦共稼ぎとか、そういうものをまた昔のようにということは、そういう時代にはならないと思うんですよ。そうすると、自分で食べたものは自分で洗うというようなそういう施設を設置するとかですよ。

きょうは同僚議員が給食センターのことをおっしゃいましたけど、私はあそこは民営化するんじゃないかとやはり守るべきだ。時計の回りに反対に回ることもたまには必要じゃないかと思うんですよ。それは今、新聞にいろいろ載っ

ている米の問題、こういう食料に対する不信感もまだたくさんあるわけですから、垂水の給食だけは垂水の産物で全部賄おうというようなことによって、垂水をアピールできる。ましてやまた全国から、そんならもう垂水せえ住んがというようなことにもつながっていくんじゃないかと。こういうことの意味において、教育長にそういうアイデアを出しながら教育行政の中で垂水の振興を図って、市長が言う「住んよか垂水」につなげていこうということを求めながら、今、考えを述べたようなわけですので、そこらあたりをひっくるめてお願いいたします。

それと、歩道の関係ですけど、あそこは僕は市役所の職員も駐車場が、あそこら辺にとめてあって皆さんよくあそこを通られると思うんですが、毎日通っておればもうマンネリ化してわからなくなるかもしれないけど、非常に段差が大きいです。だから、ぜひあれは早目にされたほうが、やはり市民の利便性、特に高齢化社会になっていく中で電動車いすを利用される方は多くなると思うんです。ですから、早目にあそこは改修されるようお願いをしておきます。

それと、今、JA通りのあの歩道のことで、本当に土木課長がおっしゃったとおり非常に、中央病院前は大分広さもあってきれいです。けどあれから北のほうには電柱が立っておったり、草がせり出してきておったり、管理もですが、路面も非常に悪いです。ですから、あそこらあたりを、今、20路線で14カ所とおっしゃって把握はしていらっしゃるようですので、ぜひ今後この問題箇所について、計画的にでもよいですからやっぱり改善していただきたいと思います。

それと、華厳園前のあそこあたりは、今度、旧保養センターも民間によって開業が予定されているようですが、あその施設というのは、バイブル書でも置いて宿泊客の利用に供する、垂水の顔になるんじゃないかと。ホテルという

のはほとんどバイブル書は各部屋には、聖書のことですが、置いてありますよね。そういう方々が宿泊されるようになるんじゃないかと思えますので、あその裏あたりの周辺も行ってみたら、もうちょっと悪いですよね。

ですから、今度、側溝を改修されるというふうにおっしゃいましたので、そのときに何か、バリアフリー化も考えるみたいなことをおっしゃいました。ですから、あそこらあたりの整備については、その側溝の改修を待って、そしてまた問題があれば次の議会でも指摘してみたいとこのように思いますので、今申し上げました、もう土木課長のほうは答弁は要りませんが、教育長、さっきの島津公の垂高の生徒を活用しての看板の設置等について御答弁をお願いします。

○教育長（肥後昌幸） 垂水高校の振興の一助ということで非常に真剣に考えていただいております。その一環としての御質問でございます。

私たちも垂水高校をどうすれば存続できるのかということは本当に心配をしておりますし、それなりに努力はしておりますけれども、特効薬はないわけですね。こうすればこうなるというのが、それがあれば一番いいわけですがけれども、一つ一つできることをやっていかなければいけない。その中の1つとして、垂水高校の子供たちはこういう子供たちだよというのを世間にもわからせる方法として、今、議員がおっしゃったと思います。

実は市長が3月議会でこうおっしゃっているんですね、堀添議員の質問に対してですね、これはもう文化財も含めてですけども、「牛根地区に、麓地区にどんなものがある、そしてどうのようなコースでその辺を見ていただくというようなものをつくれるのか、その辺をひっくるめて総体的な形の中でやはり開発していかなければ、部分部分でやっていっても問題があるんじゃないかというふうに思っております」

と、こういうふうにおっしゃっております。確かにそうだろうと思いますね。ですから、私もこれを受けて、どういう方法があるのかと課長とも話をしたりするんですけども、なかなか進んでおりませんが、しかし、これは考えなければいけないことだというふうに思っております。

この市長の答弁を受けまして、造船場跡の看板をどうするのかというようなことも含めまして、牛根地区の文化財の見直しについては、文化財保護審議会の委員の方々あるいは地元の公民館、関係団体を含めて、あるいはまた商工観光課ともまた連携しないといけないと思いますが、できるだけ早い時期に検討を始めたというふうに思っております。

この中で、道の駅を中心として文化財を含めた観光コースの設定ということも必要なんじゃないかということですね、ただ造船場跡だけをぽんとやるということじゃなくて、総合的に考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 看板設置につきましての、知事はそのことを知っているのかという御質問にお答えいたしたいと思っております。

「知事と語る会」の知事の答弁の内容によって、それぞれの担当部署が検討を加えていくというようなことになっているようでございます。6月議会でもお答えしましたとおり、3月14日に大隅振興局の総務企画部の担当係長、係の2名が現地調査を行っております。したがって、大隅振興局の総務企画部が窓口になるわけですが、調査結果の内容については前の議会で報告したとおりでございますが、これらは大隅振興局の判断であるということでございます。ですので、この看板設置の事後処理については知事は知っておられないと思っております。

以上です。

○堀添國尚議員 知っているかもしれんわけですね、「思います」ですね。県で一番の最高権力者ですから、そういう判断であれば私はそれで、またこちらががみがみ言う必要もないと思いますので、自分たちでやるしかないなというふうに思いました。

先ほど教育長が、3月議会の市長の答弁を含めて今、説明されたわけですけど、それも含めて、私が150メートルぐらいあるというのはそういう意味なんです。あそこにマップとかですね、それも十分描けるほどのスペースはあります。で、国土交通省の係の方に私はそのことを、直接そのことじゃなかったんですけど、そういう考えはどうかと尋ねてみたら、「福山のあの護岸には書いてあるから、断る理由はないですね」というふうにおっしゃっておいりましたので、ひとつ参考にさせていただきたいと思っております。

もう1点ですが、これば答弁は要りませんけど、先ほどのCO₂対策のことで市長も一生懸命取り組まれていると思うんですが、どんどんこのことは進んでまいりますね。もう今度は聞きなれない言葉で、カーボンオフセットという言葉が新聞に載り出しました。詳しくはまた後で皆さん勉強をしていただきたいと思うんですが、平成19年度の生活環境課がこの前説明した温暖化対策の実行計画の中で、電気代がすごく、電気代からこのCO₂を計算してみたらすごく、約70%ぐらいの全活動量のCO₂の排出になるんですね、電気代が。ですから、この電気代をいかに減らすかということがCO₂対策の役所の中では決め手じゃないかと、こういうふうに思います。

そこで、発光ダイオードというのを御存じだと思っておりますが、これは電球じゃなくて小さい玉の光だということで、電気代が約3分の1から7分の1、そして寿命が、電球の寿命が1,000時間から1,500時間なのに、5万時間以上、大体50倍近く長持ちするとこういう照明具が、もう

ほとんど垂水の信号機もこれになってきていると思うんですよ、のがあります。

これをローソン、コンビニ、あれはもう今度の新規の店から全部発光ダイオードにしてCO₂の削減をするんだというふうに新聞に報道されていたようですので、今のところ余り聞きなれない言葉で、係のほうも十分勉強しているかどうかわからないけど、これについてもっと電球の熱源を発光ダイオードにかえる研究をしてみたらどうかと、こういうふうに思うわけです。その点について生活環境課長の気持ちをお聞かせいただきたいです。

○生活環境課長（太崎 勤） 市内の消費量の温暖化に対する電気量が7割ということで、計画の中でも、また実績においてエコ対策を図るような形になっております。こういう御提案をいただきましたので、また温暖化対策、エコ運動の具体策についての取り組みにつきましては、今後また地球温暖化対策実行推進本部会議並びに同計画の推進スタッフ会議におきまして検討し、推進をしてまいりたいと考えております。（堀添國尚議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦弘） 次に、3番尾脇雅弥議員の質問を許可します。

[尾脇雅弥議員登壇]

○尾脇雅弥議員 皆さんこんにちは。

最後になりました。傍聴席も大変少ないですけども、1万8,000垂水市民に向けて話をさせていただきますので、そのつもりで御答弁をいただきたいと思います。

それでは、各課マニフェストについてお尋ねをいたします。

平成18年度12月議会の中で各課マニフェストを提案させていただきました。市長の施政方針に従って各課で目標を設定し、共通認識を図りながら、結果を意識し、財源や費用対効果を意識しながら、仕事に取り組む必要があると感じ

たことが大きな理由です。趣旨を御理解いただき、早速翌19年度からスタートをしていただきました。初めてのことで取り組み方に認識の違いが出たものの、一定の成果もありました。

例えば財政課の資料を拝見しますと、事前の市長とのヒアリングで経常収支比率を96%から95%へ、実質公債費比率を16%から15%へ厳しく見直したことで、結果的に約1億円の削減効果が出ております。それ以外にも、市長御自身も「各課の現状を詳しく把握できたことは成果だ」と述べておられます。

さて、本年は2年目ということで中身もさらに充実しているようです。具体的には、まず書式を統一をして見やすくなっております。加えて、施策ごとに優先順位が示され、さらに、上半期、年度末に分けて5段階で実績を評価し、情報公開する中身に進化しております。その上で、20年度マニフェストについて伺います。

時間の関係もございますので、まず総務、財政、企画課長に答えを求めます。

マニフェスト作成に際し、最初に、市長の意向をどのように政策に反映をしたのか。次に、現状の成果は。そして、財源は。さらに、費用対効果は。最後に、改善点は。以上、5項目について質問をいたします。

次に、宮脇公園の整備計画についてお尋ねをいたします。

平成17年12月議会の中で宮脇公園について質問をし、提案をいたしました。錦江湾を眺めながら走ると目に飛び込んでくる800メートルのアカウ並木、県内でもほかに類のないすばらしい景観です。加えて、道の駅方面の約3倍の交通量。さらに、某旅行会社のアンケートでも、大型観光バスで通過する多くの観光客が、観光地でもないこのスポットを「大隅で一番印象に残った」と答えておられます。

道の駅を本市観光の北の拠点とするならば、今申し上げた視点からも、自然を生かしつつ南

の拠点として絵を描けば、垂水市にとってはもちろん、鹿児島県にとっても有数の観光スポットになるのではと2年前に提案をいたしました。その後、市長のたび重なる御尽力により、最近、県が本格的にお金をかけて整備をしていただけると聞きます。

昨日から感王寺、田平両議員から関連する質問が出ておりますが、私にとって多くの方よりお問い合わせがあり、大切なスポットでもありますので、これまでの経緯、そして中学校跡地の有効利用とあわせた南の拠点づくりとしての具体的な内容について、簡単で結構ですので答えを求めます。

最後に、町づくりと戦略的道路整備についてお尋ねをいたします。

これも平成19年9月議会の中で町づくりと戦略的道路整備について質問をし、提案をいたしました。

その後の経過についてお尋ねをいたします。

まず、町づくりの中で道の駅、そして猿ヶ城について、これまでの実績あるいは取り組みについて市長に伺います。

次に、国道整備の現状と見通しについて、今後どうなっていくのか、昨日の川畑議員の部分を除いて土木課長に答えを求めて、1回目を終わります。

○総務課長（今井文弘） 尾脇議員の各課マニフェストについての御質問にお答えいたします。

このマニフェストは、議員も御承知のとおり、市役所内部での各課が年度内に行う目標設定と、その目標達成策を掲げ、そのことで各課職員の意欲を高め、共通認識と一体化を図ることができ、また進捗状況の確認をすることで、より高い成果や問題点の改善が期待されるものと私も認識しているところでございます。

それでは、総務課のマニフェストの中で、平成20年度の新たな取り組みであります2つのことの中身について申し上げます。

最初に、ふるさと納税制度の整備につきましては、この制度をチャンスととらえ、新たな財源確保をしながら元気なまちづくりを進めていくために、垂水市を応援する多くの方々に協力をいただきたく、ほかの自治体に先駆けて取り組んだものであります。協力をいただこうとする方へのパンフレットの発送目標は5,000件で、現在まで、職員、市民、関東垂水会、関西垂水会などの紹介者へ約2,000部を送付しております。

これまで紹介者以外の方も含めまして、9月8日現在でございますが、県協議会経由の寄附者4人、垂水市への直接寄附された64人、計68人の方々から318万9,000円の寄附をいただいているところであります。そしてまたその寄附金につきましては、垂水市ふるさと応援基金条例に基づきまして、あらかじめ寄附者が希望し、指定した事業区分ごとに基金積み立てを行うこととしております。

また、本市では、1万円以上の寄附者に対しまして、送料込みの5,000円相当の地域特産品を送付するようにしておりますことから、寄附者が選択できるよう特産品のメニューづくりを行っているところでございます。

この制度はこれからも継続されていくものであります。そういうようなことで、このようなお礼もさせていただきながら、そしてまた市民の方々に対する協力者の紹介、依頼方法等についても検討を重ねながら、より高い成果が上げられるように進めていきたいと考えております。

次に、市制施行50周年記念事業であります。本市は、平成20年10月1日で市制施行50周年という大きな節目を迎えるに当たりまして、今日の発展と繁栄を築かれた先人の業績をたたえ、そしてまた新たなまちづくりを展開する第一歩としまして、市民の多くの参加ができるさまざまな記念事業を実施していこうと進めてきております。

各記念事業の実施につきましては、イベント

ごとに幾つかの課で組織する部会を設けまして、市職員のみんなが何らかのイベントにかかわっていくようにしてきているところであります。既に終わりましたNHK「のど自慢」、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール、夏のフェスタ、花火大会、そして福祉フェスタ、先日行われました市民ゴルフ大会、それから社会福祉大会と多くの市民の参加を得ることができまして、市民の皆様にも満足いただいているのではないかと考えております。この後も、10月12日の記念式典を初め、幾つかの記念事業を予定しておりますが、現在、各部会でそれぞれ開催に向けた準備のために協議を進めております。

また、本記念事業への指定寄附金が8月末現在で6件ほどございまして、105万円ありました。本事業の財源として充てていくこととしております。本事業の経費につきましては必要最小限とする中で、市民とともに祝える記念事業の実施ができるよう、さらには積極的な市民への情報提供をしながら、市民が満足できる記念事業となるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（岩元 明） 財政課のマニフェストについてお答え申し上げます。

先ほど御質問の中でも御紹介いただきましたように、主なものは財政運営の健全化、効率化を図るため、その目安となる財政指数や数値を掲げて目標達成の取り組みをすることとさせていただきます。市長の意向は、財政課で設定した目標値より、より厳しいものに設定するよう指示されましたので、そのようにいたしました。

現在までの成果につきましては、19年度決算における各指数等のうち経常収支比率の改善は、目標値95%に対し95.4%でございました。実質公債費比率は、目標値15%台に対しまして16.3%でございました。財政調整基金の積み立て目標額は、3億5,000万円以上に設定しているのに

対しまして、現在の保有額はそのくらいでございますが、これは年度末でないと確定できません。

そのほか、未利用の市有地の有効活用とそれから財源確保を図るため、市有地等の売却益1,500万円以上という目標も掲げておりますけれども、現在までのところ220万円しか達成してございません。

これらのマニフェスト実現のための財源と費用対効果につきましては、日常業務で取り組んでおりますので、そのための費用は特にございませぬ。

改善点としましては、例えば経常収支比率などは現在、かなりの公共団体で90%台に上昇しており、100%を超えるところも珍しくない現実がありますので、現実的な数値を目標設定としておりますが、これの理想の数値は80%と言われております。設定するこれらの目標値は、あくまでも財政上の理想の数値にするのか。あるいは当面、達成可能な現実的な数値にするのかは大いに悩んでいるところでございます。

○企画課長（迫田裕司） 企画課のマニフェストにつきましてお答えいたします。

企画課のマニフェストは、各係ごとに目標設定した後に、課としての取りまとめを係長を交え行いました。

今回、市民向けの公表する目標設定の考え方ですが、企画課の業務は、地域政策や総合計画、行政改革、情報システムなど、市政運営の中核をなす重要で幅広い業務が多い中で、今回、市報において公表する目標を「男女がお互いに認め合い、支え合う社会の実現のため、男女共同参画基本計画を策定する」とし、主な取り組み例は、協議会を年4回開催し、庁内連携体制を整え、広く市民にも広報、啓発を図っていくこととしました。

これは、第4次垂水市総合計画の基本理念にもありますように、垂水市が輝き、愛されるま

ちにしていくために、一人一人がすべての人の多様な生き方や考え方を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、それぞれに役割を自覚し、力を積み重ねていくために必要な政策であり、国においても、内閣府に男女共同参画局を置き、この男女共同参画社会の実現に向けて推進しております。

本市においても、平成12年度に取り組みを始めまして、調査研究を進めてはありましたが、基本計画策定までには至らない状況でした。しかし、今回策定された総合計画での位置づけを踏まえ、ことし最重要項目として設定したということでございます。

現在の取り組みの状況ですが、垂水市男女共同参画推進協議会や庁内ワーキンググループを設置し活動しているほか、市民アンケートを行うなど、順調に進んでいるようでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 宮脇公園の整備計画についての御質問にお答えいたします。

さきの感王寺議員、田平議員の御質問のお答えと重複する部分もございますが、まず、これまでの経緯でございますが、議員に御提案いただいておりますとおり、宮脇公園から見る錦江湾に沈む夕日や対岸の薩摩半島を望む景観はすばらしく、アコウの大木の並木は県内でも大変珍しいもので、県の「かごしま よかところ100選」にも選定された貴重な本市の地域資源であります。

このことにつきましては、さきの平成17年12月議会において、市長の考え方として、「ここがどういった形で観光資源化ができるのか、どういったことが可能か、今後検討していく必要があると思っております」とお答えいたしておりました。そのような中、道の駅垂水のボードウォークの整備に係る協議の過程において、アコウの並木道のさらなる魅力を高め、観光の振興や地域の活性化のために県が実施している魅

力ある観光地づくり事業においても、景観整備などを内容とする事業実施できないものか協議を行い、5月末に実施箇所提案をいたしたところであります。その後、幾度か、採択いただけるよう県の担当課にもお願いに参った経緯などございます。この提案について県においては、市からの提案も踏まえて、この地区の整備について近く調査検討を行う予定であると聞いているところでございます。

次に、事業内容につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおりに、あくまで市の提案内容ということでお答えいたします。

事業延長約1.1キロメートルの現在の公園を軽スポーツゾーン、駐車・休憩ゾーン、交流施設ゾーン、海辺の親水ゾーンにそれぞれゾーニングして、県には、魅力ある観光地づくり事業で散策路や緑陰ベンチ、休憩所などの整備をお願いするため、今回提案したところでございます。

例えば、交流施設ゾーンは、物産館、駐車場、休憩所などの整備で、物産館の整備は、さきにお答えしましたように、地理的条件からの考察や道の駅の設置場所についての議論の折に新城地区も候補にありましたこと、中山間総合整備計画においても物産館の設置を検討したことがありましたことなど参考にしてしておりますが、さきの議員の御質問にも同様の御提案があったところでございます。

このような整備が進みますことで、北から、道の駅たるみず、高峠、猿ヶ城溪谷、そして宮脇公園と観光の面的な整備が進み、観光たるみずの魅力が高まるものと思います。

また、今後、地域でも十分御検討いただきたいことではありますが、宮脇公園と南中学校の跡地の利活用が連携できると、さらに地域の活性化につながるものと思います。

以上でございます。

○土木課長（川畑信一） まず、私のほうからは国道整備について、把握しております現在の

状況でお答えいたします。

まず、新城拡幅工事区間の本年度事業費は4億300万円で、宮脇地区の舗装工事は本年度で完成させたいとのことでございます。また、柘原地区は本年度用地買収のみの予算とのことでございます。

海潟地区につきましては、昨日川畑議員にも答弁しましたが、本年度は海潟拡張工事区間では、岡から鶴田川までの用地買収のみで、予算額は1億5,000万円、また早崎防災区間は、早咲大橋から鶴田川までのうちトンネルを除いた部分の歩道整備等の実施設計を行うとのことでございます。トンネル部分については、幾つかの工法を検討するための調査設計を行うとのことでございます。

牛根地区の麓地区、上ノ原、二川地区の歩道整備につきましては、本年度、道路の山手側から用地買収に着手し、来年度から工事に入る予定でございます。

牛根境地区の歩道整備につきましては、本年度は詳細設計に入るそうでございます。歩道整備の予算でございますが、大隅河川国道事務所の管内の他の工事箇所と一緒にするため、個々の事業費は把握できないとのことでございます。また、各事業箇所の完成予想年度も国道事務所にお尋ねいたしましたが、道路特定財源が一般財源化されるため予想が難しくなっているとのことでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一）尾脇議員にお答えをしたいと思います。その前にちょっと質問の確認ですが、まちづくりのツールとしての道路交通ネットワークについて、その中の道の駅と猿ヶ城と、「道の駅と猿ヶ城、はい」と呼ぶ者あり）そういう意味ですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

今、具体的な話を道路関係につきまして、土木課長のほうから計画等の詳細を話をさせてい

ただきました。何といたしても、社会資本整備の中で私はこの道路の整備というのが一番大事な部門だろうと、そういうふうに思っております。議員の皆さんと一緒に国道の陳情にも毎年行っておるわけですが、そのときいつも担当者が変わるものですから、繰り返し申し上げますことは、垂水はこの国道220号線一本ですべてを賄っておるんですよと、これが背骨であり、本当にそれぞれ肋骨も県道として3本ぐらいございますけど、これもいい肋骨も備わってない、しかも背骨がしっかりと働いてもらわなければならない、結果として整備を急いでほしいというような話をしておるわけです。

本当に産業道路であり、生活道路であり、桜島の防災道路であり、子供たちの通学道路であり、すべてをこの国道一本に担っておるわけでございますから、しっかりとこのことを中心にした要望を今までもしてまいりましたし、今後もしていかなければいけないと。その本当に背骨となるここが、皆さんの努力、それからいろんな国会議員初め、関係者の大変な御尽力によりまして着々と進んでおるし、国土交通省もその辺を理解をさせていただいておるということは大変ありがたいことだと思っております。

本当に今まで計画がなかった小浜地区、それからトンネル、鶴田川からの早咲の橋へつなぐその計画も了解をいただきましたし、二川から境への拡幅も了解をいただきまして、これから本当にそう長くない時間の中で着々と整備が進んでいくだろうというふうに思っておるところでございます。

その中で、道の駅が御案内のように、本当に垂水市の国道の中でも桜島口から国分方面については、また逆もそうですが、ひっくるめてそう交通量が多い場所ではなかったわけです。ところが、道の駅が開駅しましてから3年が経過するわけですが、非常に交通量がふえたということも国土交通省のほうも認識をしております。

また県の観光関係者も認識しておるんですが、前はやはり霧島からの泊まり客のお客さん、観光客が翌日に泊まる場所が鹿児島市とか指宿であった場合に、やはり加治木方面を通過して向こうを回っておったということですが、今では福山の酢の工場を見て、道の駅で休憩をして、それから桜島の溶岩道路を観光して、それからフェリーで渡ると、こういう観光コースがもう本当にでき上がってきたなという評価もいただいております。

こういうようなことを考えましても非常に、道を整備すること、それから道に対していろんなものを仕立てていく、つくり上げていくこと、これが本当に大事な部門だというふうに思っております。

あと、道の駅は今後も、さらに何がこれから先、発展の要素として足りないのか、もうちょっとやはり大きく、九州一の道の駅にするには何を今しなければいけない、これからはなければいけないのか。そういうことを今、投げかけておきまして、みんなの知恵を絞ってまだ大きな道の駅へ発展させていこうと、そのように思っております。

それから、道路と猿ヶ城関係でございますけど、猿ヶ城はもう本当に前から、私も観光協会長をさせていただいた時期が結構ございました。県内のいろんな方々との観光の話も当時からさせていただきました。その中で、この議会でも何回か申し上げたと思うんですが、あれほど観光資源としてすばらしい場所はありませんよと、本当にこれからの観光に合う、癒しの場所としての整備が本当にここは必要ですよというようなことを聞いておりました。歴代の市長もそうだろうというふうに思っております。

だけど、今度具体的に、道路の整備は平成13年から前の市長のほうで計画をされたと聞いております。だけど、具体的に今度絵をかいたのは今回が初めてで、17年度から事業に入ったわ

けでございますので、実施事業を計画してきたわけでございますので、これはしっかりと、いろんな期待がある中で、垂水市民ももちろんですが、観光地として、特に癒しの場所として、大自然をバックにしたそういうような施設として生かしていかなければいけない、そういうふうに思います。

道路も来年ででき上がりますし、ここの予算は、やはり鹿児島市から来ます玄関口になっておりますフェリーのターミナルから13分から15分ぐらいでつなぐことができる場所、こんな近くにあれだけの大自然があるという魅力がございますので、この猿ヶ城発展はしっかりしたものに仕上げていかなければいけない。

そして、ここに関する道路なんですけど、私は就任する前から、経済同友クラブの会長をさせていただいておりますので、その中でやはり道路にかかわる大きな垂水の問題として、桜島架橋は本当に将来の垂水の発展のため、また、まちづくりのために欠かせない条件だという思いで訴えてまいりましたし、行動をさせていただきました。

最近、御案内のとおり、皆さんにも申し上げましたように、東九州自動車道路のインターチェンジと猿ヶ城からのトンネルで結べば、非常に東九州自動車道が身近になる。そして垂水市がこの東九州自動車道路を使いやすくなるという点、それから鹿児島市への、東九州自動車道路のインターから垂水経由で袴腰に渡った場合に、非常に鹿児島市へのアクセスがほかの市町村の皆さんも便利になると、そういう意味では垂水に対する交通量もふえるし、それから猿ヶ城開発についても誘客に非常に条件がよくなるという意味では、この大隅横断道路も今後やはり陳情を重ねていきたいと、そういうふうに思っております。

ですから、道路が果たす役割、その中で道の駅、それから猿ヶ城、観光地として今後仕上げ

ていくことは、この道路の整備が非常に大事であるということでございますし、もう1つ最後に言わせていただきますと、観光も垂水市だけで本当にすべてを、垂水においでくださいと、それからまた垂水にそれからお帰りくださいという時代じゃないと思うんですね。やはり大隅のいろんな観光施設を面としてとらえていくということが必要で、やはり大隅総合開発期成会あたりで、そういう大きな大隅全体をとらえた観光の連携というものも今後、働きかけていかなければいけない。それにはやはり玄関口としての我が垂水市の観光のあり方、施設のあり方も重要であると、そのように考えております。

[尾脇雅弥議員登壇]

○尾脇雅弥議員 2回目に入ります。

マニフェストについてですけれども、行政も議会も立場の違いはあるわけですが、目的は同じだと思います。垂水市の発展であり、市民の幸福ということだと思います。そのための長期的な目標というのが、10年ごとに示される総合計画です。中期的な目標として考えられるのは、4年に1度の選挙で選ばれる市長の公約。短期的なものとしては、その公約を具現化するために1年ごとに分野別に具体的に示される目標。それが私は各課のマニフェストじゃないかなというふうに位置づけております。もちろん突然の災害とかアクシデントで中身を見直すこともあろうかと思いますが、そういった位置づけでこのマニフェストを活用していただきたいなと思っております。

先ほど、代表して総務、財政、企画課長に答えを求めましたけれども、2回目ですね、きのう池之上議員もお示しいただきましたけれども、公表されているマニフェストから、ほかの課長も含めて御質問させていただきたいと思っております。簡単に結構ですのでお答えをいただきたいと思っております。

最初に、総務課長にお尋ねをいたします。

今、ふるさと納税について、5,000件の目標に対して約2,000部を送付されたということでした。金額にして318万円ということでありましたけれども、1部郵送を80円としても40万ですか、40万円ぐらいの郵送料というのがかかっていると思うんですけれども、費用対効果といいますか目標金額、これはどれぐらいに設定をされておられるのかお尋ねをいたします。

それから、税務課長にお尋ねをいたします。

掲載の中で、「市の安定財源確保のため、市税は現年度分97%、国民保険税は現年度分95%を目標にして収納率向上を図る」と書いてございます。現状、予定どおりなのか、もしそうでなければ対策としてどういうことをお考えなのかお尋ねをいたします。

次に、市民相談サービス課長にお尋ねをいたします。

2番の振興会の合併について、「新城地区をモデルにして統合を推進する」という目標が掲げられておりますけれども、自主的な合併というのが理想なんですけれども、高所大所の見地から、今後過疎化が進んでいく中で、現状の数と、そしてどれぐらいの数を目標として進めていけるのか、そのことをお尋ねいたします。

そして、農林課長にお尋ねをいたします。

振興係のところで、「園芸、果樹、畜産等の振興を図るため、作物ごとの振興計画を策定する」とありますけれども、私は、垂水の農業というのは、狭い土地を有効利用するという意味で、量より質ということに重きを置いた政策でなければいけないと思っているんですけれども、その辺の状況を踏まえてどのようなことを、振興策をお考えなのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、商工観光課長にお尋ねいたします。

バイオマス事業の推進ということで、NEDOによります3年のテストフィールド事業が来年3月で恐らく終了ですよ。これまでの成果

ということと、今後の見通しという以上2点をお尋ねをしたいと思います。

それから、教育委員会にもお尋ねをしようかと思っておりましたがけれども、同僚議員の質問で理解をいたしましたので、また次回お尋ねをしたいと思います。

マニフェストに関しては以上でございます。

それから、宮脇公園について。

ここに全協でこの間配られました資料があります。皆さんもお手元にあるかと思いますが、これ一見非常によさそうに見えるんですけども、私はこれ非常に不満なんです。計画にはもちろん賛成ですけども、何が不満かというと、この整備の事業の計画をだれが描いたのかと、まただれに相談をしてこういう形で描いたのかということに対して、私は非常に不満を持っております。

県の20年度予算ということで緊急的に話があったということで急がれたということはわかるんですけども、昨日感王寺議員も言われたように、幅が狭いということで2年前の私の質問にもそのように答弁をいただいて、なかなかその辺が課題であるという話をされました。その後、私自身もいろんな人たちと相談をしながら、ない知恵を勝手に絞っているいろいろなアイデアをめぐらせておたわけですけども、昨日田平議員も「地元への相談を」というような話がございました。考え方として、ある程度骨格的なものを決めてから地元の説明をするんだという答弁じゃなかったかなと思うんですけども、私はこれは逆だと思えますよ。地元の意見をしっかり聞いてから骨格を決めていただくという手順にさせていただかないと、せっかくいいアイデアであっても、段取りとか中身を間違えと、いいものでもなかなかうまくいかないということがございますので、これは要望にとどめておきますけれども、そういう気持ちを持って、今後また宮脇公園の開発を進めていただきたいと

いうふうをお願いをしておきます。

それから、道路についてですけれども、道の駅、猿ヶ城、そして国道の整備については理解をいたしましたので、引き続いて力を尽くしていただくように要望をしておきます。

最後ですけども、少し持論を述べて質問をしたいと思います。現在あるいは将来の垂水のあり方というのを考えたときに、私はやっぱり必要な視点というのは、日本の動きとか世界の動きをしっかりと見ていくことなんだろうというふうに思っております。

現実的に、アメリカのサブプライムローンなどがきっかけとなって石油の高騰につながって、このことが結果として燃料やえさ代の高騰という形で、垂水の基幹産業である農業とか漁業、いわゆる庶民の生活に大きな打撃を与えているという現状があります。

一方で、オイルマネーや中国を中心とするアジアの発展の波で大きな富みを得ている人たちもおられるわけです。中国を中心とするアジアの経済消費は、現在、世界の約3割と言われております。近い将来、世界の5割を超えると予想をされております。そうなったときにその恩恵を最も受けるのは、日本であれば九州、特に鹿児島だというふうに言われております。特に、志布志港には人や物の輸出、輸入と両面の可能性がありますし、その志布志港としっかり連携をしていくということが、やり方次第で垂水や大隅に大きく夢を与えてくれるんだというふうに思っております。

年収1,000万円以上の富裕層が中国の沿岸部だけでも約1億人いるんだというふうに言われております。物だとかお金だとかを得たこの富裕層が何を求めて鹿児島にやってくるかということになれば、癒しであったり食であったりということだと思います。大隅には、高隈山系を中心とした自然の癒し、温泉、そして豊かな食材がありますので、その潜在力を生かすツールと

して、志布志港をつなぐトンネルには私は夢があるというふうに思っております。

それから一方、国内に目を向けましても、2年後の九州新幹線これが全面開通をすれば、福岡から鹿児島の間というのが1時間20分で来れるようになるということです。昔、大体5時間半ぐらいかかっていましたけれども、時間にして4分の1に縮まっていきますので、これは日帰り圏内になってくるわけですね。そのことは同時に、関東や関西ともつながるということで、ストロー減少というリスクもありますけれども、可能性も広がるんだということでございます。

しかし、問題はその後で、福岡から鹿児島まで1時間20分で来ても、そこから垂水に来るまでに同じぐらいの時間がかかっているというのが非常に問題であります。福岡一鹿児島間というのは約317キロ、鹿児島一垂水間というのは直線して25キロということでございますので、距離にして10倍以上違うのに同じぐらいの時間がかかってしまうという現実があるわけです。それを改善するツールとしての先ほどお話しいただきました桜島架橋、あるいはトンネルというのがあるんだというふうに思っております。

以前、「語る会」で橋は考えられないと発言されておられた伊藤知事も、7月1日鹿屋での話し合いの中で、大勢の聴衆と数台のテレビカメラを前に、費用対効果あるいは大隅の可能性を考えたときに気持ちが変わったという旨の発言をされておられます。そのことは森山先生も常々訴えておられることであり、地域の宝を磨く作業と、あわせて地域をつなぐネットワークの確立と双方を急いでいく必要があるというふうに思っておりますが、また改めて市長の見解を伺いたいと思います。

以上で、2回目を終わります。

○総務課長（今井文弘）それでは私のほうから、ふるさと納税制度のパンフレットの発送目標は5,000件ということで申し上げました。目標

設定額についての御質問でしたが、なかなかこの取り組みも初年度でありまして、また本人の発意によってこれはなされるものであって、なかなか見込みというのは難しいところございましたけれども、今回、目標設定額を500万ということで設定させていただいて、補正に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○税務課長（川井田志郎）尾脇議員のマニフェストにつきまして、税務課分につきましてお答えをいたします。

市長の意向は、平成20年度の施政方針の中で、「極めて厳しい地方財政の状況の中で、歳入面で自主財源について積極的な確保策を講じる」との方針から、税務課としましては、市報における広報の中で、1番目に納税率の向上の取り組みを掲げております。徴収率の目標を現年度、市税97%、国保税95%といたしまして設定いたしまして、徹底した戸別訪問による納税相談の実施を行い、場合によっては資産調査等を実施しまして、税負担の公平の見地から滞納処分等の厳しい姿勢での対応を実施していきたいと思っております。また、現在、地域振興局の税務課との併任辞令をもらわれた職員の方が来られてまして、市県民税につきましては、厳しい滞納処分等を実施いたしております。

以上です。

○市民相談サービス課長（島兒典生）限界集落の統合につきましては、いろいろ各地域、各集落の思惑もありましてなかなか表面には出てこれないと思っておりますが、ただいま情報の中では、大野地区とか牛根地区のほうに一応統合していただくようお願いしております。

○農林課長（山口親志）農林課が挙げております作物ごとの振興計画について、少し説明させていただきたいと思っております。

農林課の場合は、係もあります、職員が担

当で各果樹、それから畜産、園芸という担当を持っております。そうした中で、担当の中で個人個人が日々の仕事の中で農家との対応、それから新規作物の導入、それから先ほど言われました主要作物のインゲンの品種の試験、それからインゲンにかわる新品種の検討、いろいろ担当でやっている状況にあります。

その中で、やはりマニフェストに挙げていることは、共通の認識というのをもちたいもんですから、ここに挙げているのは作物ごとの振興計画を文書化して、それを、このマニフェストの活用方法等にもありますが、「所属課長は、所属職員の意欲を高め、共通認識と一体化を図るため」というこの目的を持つために、職員に、担当に自分の思う今、仕事をする中で振興計画を文書化して、そのことで全員で検討しようという目的を持ちまして、このマニフェストは1番に掲げております。

そういった中で、農林課の中では担当ごとに月々、月に1回ずつ課内会議もしております、その中で文書化するために日々の仕事以外にこの文書化をしておりますが、一生懸命頑張ってくれておまして、その文書化した、体系化した文書をもちましてみんなで協議をしていって、また市長のほうにもいろいろそういった新しい提言をしようということでマニフェストを活用させてもらっております。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） マニフェストに掲げますバイオマス事業の推進に関する御質問にお答えいたします。

まず、進捗状況でございますが、定期的な点検等による休止はございますが、実証実験としては順調に進んで推移しており、精製装置の限界点を探る実験を行い、98%という高濃度のメタンガスの精製にも成功しております。

今後の予定で、運搬容器の改良型の投入に関しましては、当初秋口という予定が少々おくれ

てはおりますが、年内をめどに投入し、圧縮充てんコストや運搬コストの軽減・削減の可能性について実証実験を行う予定でございます。

また、これは最近のことでございますけれども、某自動車メーカーから本市のバイオガスを使用したガスエンジンの実証実験の依頼が来ておりますので、これは許可する方向で考えております。

そのほかに、これまでバキュームカーで搬出しておりました消化液に関しましては、大隅養豚生産組合の御協力で配管方式に変更することができ、大幅な労力の軽減が図られております。

次に、今後の見通しでございますけれども、今後の見通しは、これまでも申してきたことでございますけれども、今後は現プラントを引き続き活用して、道の駅の燃料の供給や他の公共施設への活用、バイオガス自動車の導入などを計画してまいりますとともに、この実証実験の成果をもとにフルスケールでの商業化利用を検討してまいります。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 尾脇議員の道路整備について自分の思いもひっくり返してお話をされました。この件について再度どうかということにお答えをしたいと思います。議員おっしゃるように、まず今までは本当に、一次産業を取り上げてよく私は振興策の中で言うんですが、一次産業は本当に今までは国内の競争相手を見て、その競合だけを注意しながらやっていけばよかった時代だったと。ところが、今もう本当に一次産業すら世界の中でいろんな条件で動かされていると、その中で勝ち進んでいかなければいけないんだという話をします。もちろん会社経営もグローバル化が進んでおりますので、世界の中で通用する経営であったり商品であったりしなければ生き残ることができません。そして、こここのところの本当に10年間、特にこの5年間というのは、いろんな激変の時代だったろう

というふうに思っておりますし、業種によっては本当に生まれ変わらなければならないようなところまで改革をしなければ生き延びていけないと、そういう時代にもなったというふうに思います。

行政もそうだと思うんですね。ですから、行政が今まではつぶれるなんていうのはほとんど考えたこともない時代でしたけど、本当に行政がそういう意味での経営責任を問われるようなところまでなってきたということでございます。ですから、今後は、本当に地方の行政運営につきましても、しっかりといろんな激変、激動する世の中を見ながら、本当に国際的な視野もある程度必要になってくるんじゃないかと、そういうことをやはり我々はおくれないように勉強もしていかなければいけないと、そういうふうにも思っておりますのでございまして、議員の考えと同じ考えでございます。

それと、先ほど大隅横断道路の話はさせていただきました。今、桜島架橋を中心に志布志港の重要性、その辺をお話になりましたが、全くこれも私もそのように思っております。南九州の発展にはやはり今後、志布志港が果たしてくれる役割が非常に大きいんだと、そういう意味では、やはり志布志港とのアクセス、志布志港と鹿児島市のアクセス、これが大事だというふうに思っておりますし、それから2年半後ですか、全線開通します新幹線対策、これは観光を初め、いろんなものに大きな影響を与えますので、このこともしっかりとらえながら、それに対応した対策を前もって講じていかなければいけないというふうに思って、いろんな観光施設もできるだけそれに間に合うような方法で考えていこうという努力をしているところでございます。

そういうような状況の中で、今後、最初議員が申されたように、いろんなことを取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、一部

中国の富裕層の話もされました。今、市のほうでも和田総研さんと、ヤオハンの和田一夫さんが中心になって和田総研を立ち上げておられますので、バイオマスを日本総研と組んでやったのと同じように、和田総研と組んでその富裕層への対応はできないものか、富裕層に垂水に来ていただけないものか、そういうことも話し合いをしておりますし、また新しい品種改良したものをそういう富裕層に提供できることはできないだろうか、あるいはまた環境問題に対応した作物はできないだろうか、いろんなことを和田総研さんとも相談をしながらやっておりますのでございます。

このように行政はやはり今、今日のもろもろのことを解決をしながら、もう1つは、今道路問題で申された、本当に道路の将来の整備された場合に垂水がどのような垂水になるんだろうと、そういうような夢があってしかるべきじゃないかというふうに思いますし、そういうような方向でも努力をしていきたい、そういうふうに思っております。

○尾脇雅弥議員 それでは最後に、要望をかねて申し上げます。

時間の関係もございまして、それぞれ課長にお答えいただきましたことはまたの機会にしたいと思います。冒頭申し上げました。マニフェストの提案の大事なことは、共通認識を持って、結果を意識して、財源を意識して、費用対効果を意識していただきたいという趣旨でございます。

官のよさというのはプロセスを大事にすること、また民のよさというのは結果を大事にすることだと私は思っております。もともとある皆さんの官のよさに加えて、民のよさを取り入れる手段として各課マニフェストを使っていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

さらに、完成度を高めるという意味で、今年2回ヒアリングを行っているということでは

が、この合間にさらに2回程度、ヒアリングまではいかなくても課内でミーティングを行って、取りまとめたものを市長に報告をしていただくというような形で精度を高めていただきたいなというふうにこれは要望をしておきます。

恐らく今回、質問に際し、少なからずマニフェストを見直しをされて、また再検討をされたのではないかなというふうに思っております。きのう池之上議員もおっしゃっていただけけれども、市長へのマニフェストというのは、つまるところ市民への約束ということにつながっておりますので、今後もこの各課マニフェストを軸にして質問をしていきたいと思っておりますので、そのように思ってくださいと思います。

それともう1つ、広報の仕方について考えていただきたいと思っております。6月議会で篠原議員のほうからも少し触れられて、当たり前のことが書いてあるんだということで御指摘をいただいております。私もそれはもう全く同感だなと思っております。ページ数の関係とか広報の仕方という形でああいうことになったと思うんですけれども、本来、市長の公約に従って各課が真剣に打ち出した主になる政策ですので、これは特別号みたいなものを出して公表してやってもいいんじゃないかなというふうに思っております。その辺のところをまた改善点として検討していただきたいと思っております。

それから最後に、保健福祉課の子育て支援マニフェストに少し関連をして、市長に伺います。

垂水市は、子育ての環境というのは、例えば近隣の鹿屋市なんかと比較しても充実しているとは言えない状況にあります。先ほど質問の中でも、ちょっとお金をかけてという話もありました。大変いいことだなと思っております。

1つ提案がございまして、現在あるキララメッセを子育て館みたくにして使えないのかなということをまた検討していただきたいと思っております。なぜかと申しますと、キララメッセという

のも一定の役割を終えて、図書館に比べてほとんど人もいないというような現状でございます。また、あそこの立地状況を見ますと、体育館や運動公園が近くで、やりようによってはあそこの体育館の前の噴水なんかも今とまっていますけれども、あれを鹿児島市のウォーターフロントみたいな活用ができれば、あのエリアが子育てのエリアという形でできるので、その辺のところの検討をしていただきたいと、その辺を含め、最後に市長に一言いただきたいと思っております。

それと、町づくりと道路についてですね。

私もよく道路の質問をするんですけれども、道路をつくっていくということが目的ではないんですね。町づくりの手段として道路が必要だという話をさせていただいているわけです。それも、いつでもできるよという状況にありませんので、やはり地域間競争ですから、しっかりとできる可能性のある環境のうちにそのことを整備をしていただきたいというふうな思いでございます。

桜島架橋とか、いろんなトンネルの話をしますと、話が大き過ぎて現実味がなくなるわけですが、小さ過ぎると夢がありませんので、夢を語りながら現実的なことを対処することが大事だなと思っております。世界を見ながら身近な問題に対処して、地域の何で勝負ができるのかと、何が宝なのかということをよく考えて政策に当たっていただきたいと思っております。

最後に、一言市長の総括的な御意見をいただいで、私の質問を終わります。

○市長（水迫順一） いろんな提案をひっくるめて、ありがとうございました。

議員の皆さんとは、いろんな政策提言というようなものも本当にいただきながら、両輪としての役割を果たしていかなければいけないと思っておりますので、今後ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

子育て支援でございますが、先ほどの質問に

もお答えをしましたように、一部ですね、うちがほかの市町村並みかといいますと決してそうじゃないと、劣っているということは認識しております。ですから市独自のものを、何が今、困っておるのか、何が一番してほしいのか、その辺もひっくるめて今、考えるように指示をしておりますので、そちらのほうも、高齢者の支援ももちろんですが、子育て支援、おこなっているその部分を何とかやっていきたいというふうに思っております。

道路の重要性は、思いはもう全く一緒でございますので、これは大きな問題であるがゆえに本当に実現もそれは大変だろうと思います。国の実情、県の実情から、財政的な実情から考えても非常に難しい面もあるかと思えます。だけど、本当にそういう陳情やそういう要望を繰り返さなければ一向に実現できないわけですから、知事のマニフェストに掲げられたああいう変化が出てきたり、あるいは重要部分の橋の部分は民間にさせる方法があるんじゃないかと、P F I でやれば本当に国のお金も使わずにやっていける方法もあるんじゃないかというようなことも見えてきておるわけですね。ですから、これはもう議会とも一体となって取り組んでいかなければいけないし、将来の垂水市を想像した場合に、本当に橋がかかって3万人近い人口を抱えるような地域になってくる、町になってくれば、商売もうまくいく、本当に活性化も図りやすいと、そういうことになろうと思うんです。ですから、そういう夢も本当に情報を共有しながら一緒になって皆さんと取り組んでいきたい。

鹿屋市のほうも、議員の方々が経済同友クラブと一緒に今度新たなグループができたやに聞いております。ですから、うちのほうも森議員を中心にそういうような話も、1回話が出ておまして、どうか鹿屋より垂水のほうが本当に橋に近いわけでございますので、垂水の議員の皆さんの積極的な行動も私のほうはお願い

いをしたいし、期待をしたいと、そういうふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。（尾脇雅弥議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治）明11日から18日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、19日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（徳留邦治）今日は、これを持ちまして散会します。

午後3時6分散会

平成 20 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 20 年 9 月 19 日

本会議第4号(9月19日)(金曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	城ノ下 剛
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市 民 相 談			
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教委総務課長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学校教育課長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年9月19日午前10時開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第67号～議案第73号、議案第77号～議案第87号、陳情第11号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第1、議案第67号から日程第7、議案第73号まで及び日程第8、議案第77号から日程第18、議案第87号までの議案18件並びに日程第19、陳情第11号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします

議案第67号 垂水市道の駅交流施設条例の全部を改正する条例 案

議案第68号 垂水市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例 案

議案第69号 垂水市病院事業の設置等に関する条例及び垂水市立介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例 案

議案第70号 垂水市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例 案

議案第71号 垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例 案

議案第72号 垂水市議会議員の報酬、費用弁償及び手当に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第73号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案

議案第77号 大野原辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第78号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第79号 垂水市土地開発公社定款の一部変更について

議案第80号 平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案

議案第81号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第82号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第83号 平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第84号 平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第85号 平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

議案第86号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第87号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

陳情第11号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請に関することについて

○議長（徳留邦治）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚）去る9月2日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月12日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第67号垂水市道の駅交流施設条例の全部を改正する条例案については、交流施設の閉館時間が午後7時ということだが、これによって電気代など、どれだけの削減になるのかという問いに対し、温浴施設を週1回休むことで年間300万円から400万円の経費削減になり、また物販施設を2時間短縮すると年間100万円から150万円の経費削減ができる旨の答弁がありました。

このほか、開館時間を見直し、経費削減を図っていかなければいけないとの意見などがあり、それに対し、今回の改正案は3年目の見直しということで、今後も実態に即した形での運営というものを検討していくとの答弁がありました。

また、温浴施設が急に週に1回休みになるが、そこら辺の声はどうかという質問に対しては、周知期間を設けてきたので、特に困ったということはないとの答弁がありました。

また、年間300万円の削減ができることはよいと思うが、実施して、再度延長してほしいとの声があった場合は続けていただきたい。また、交流施設や物販施設の閉館時間が午後7時までということについては、夏時間・冬時間を考慮して検討してくださいとの意見がありました。

これに対し、市長から、夏時間・冬時間については、ボードウォークを完成した場合、夏場の利用者がかなり多くなると予想されるので、その辺については今後、状況を見ながら検討していきたいとの答弁がありました。

このほかにも、災害の場合の開館などの質問がありましたが、おおむね意見なども出尽くしましたので、審査を終了し、諮ったところ、議案第67号垂水市道の駅交流施設条例の全部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号垂水市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例案については、垂水の土地改良事業で扱う金額はどれくらいかとの質問に対し、本年度の中山間事業については単独ではほとんど行っていない。県の中山間事業で2億4,000万円ぐらい予定しているとの答弁がありました。

また、条例改正は全国的なものか、この改正によって料金が変わるのか、延滞金などの罰則規定があるが、税法と関連するのかという質問に対しては、全国的なものではなく、分担金条例が4つあるので、整理し、一本化するもので

あります。料金については変更はなく、また延滞金については、垂水市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例を準用する旨の回答がありました。

この条例の改正に当たっては、専門家等との協議はどうだったのかとの質問に対し、市長を初め、関係課長とも十分協議をしたとの答弁がありました。

このほか、分担金の徴収状況等の質問等がありましたが、おおむね意見等も出尽くしましたので、審査を終了し、諮ったところ、議案第68号垂水市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号垂水市病院事業の設置等に関する条例及び垂水市立介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例案については、説明を受けた後、審査に入りましたが、特に質疑はありませんでしたので、諮ったところ、議案第69号垂水市病院事業の設置等に関する条例及び垂水市立介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目について審査いたしました。

保健福祉課関係については、特に質疑はありませんでした。

生活環境課関係については、環境センターの修繕に関する経費削減のことや合併浄化槽の補助率などの広報充実を図ってほしいとの意見などがありました。

農林課関係については、原油価格高騰の件で質問がありました。

また、大隅少年自然の家の病害虫対策があるが、なぜ垂水市が行わないといけないのかという質問に対し、一般質問でもありましたが、4年くらい前に、枯れ松がテント付近に倒れた経

緯があり、安全確保と周辺景観の保持のために行いたい。また、管理面、負担割合については、議会終了後、大隅少年自然の家と協議する予定であるとの答弁がありました。

堆肥センターの修繕料の関係、営業時間を農家に合わせることはできないか。石油高騰関連で、畜産関係への支援、早咲大橋付近の松くい虫対策等についての意見なども出ました。

商工観光課関係については、特に意見はありませんでした。

土木課関係ですが、市道9号線の暗渠の改修工事、振興会からの要望、追神川河床整備工事などの質問がありました。

審査を終了し、諮ったところ、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について説明を受け、審査いたしましたが、特に質疑もありませんでしたので、諮ったところ、議案第83号平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について説明を受け、審査いたしました。

機器類は古くなったから取りかえるのか、新しく買う必要があるから買うのかとの質問があり、それに対し、老朽化による機器の取りかえや病院診療の充実のために機器を新規購入しなければならないとの説明がありました。

そのほかに質疑はなく、諮ったところ、議案第84号平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号について説明を受け、審査いたしました。

修繕料について質問がありましたが、ほかには特にありませんでしたので、諮ったところ、議案第85号平成20年度垂水市と畜場特別会計補

正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号について説明を受け、審査いたしました。

修繕料について質問がありましたが、ほかには特にありませんでしたので、諮ったところ、議案第86号平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号について説明を受け、審査いたしました。

修繕料について質問がありました。これに対し、電子機器の耐用年数が過ぎているので、突発的な故障に対応するための費用であるとの答弁でした。

ほかには質疑はありませんでしたので、諮ったところ、議案第87号平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案については、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、総務文教委員長。

[総務文教委員長池之上 誠議員登壇]

○総務文教委員長（池之上 誠）おはようございます。

去る9月2日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、9月16日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第70号垂水市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例案、議案第71号垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例案、議案第72号垂水市議会議員の報酬、費用弁償及び手当に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第73号垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号大野原辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第78号過疎地域自立促進市町村計画の変更については、否決されました。

その経過の主な内容を報告いたします。

まず、説明を受けました後、質問としては、中央地区の地域は抜本的排水対策を必要としている。今回の小手先の排水対策でいいのかどうか。そういう費用対効果はあるのかどうか。そしてまた、16年に休止いたしました都市下水路対策事業の復活は考えているのかどうか。また、そういう全体計画を作成して雨水対策を構築すべきではないか。こういったことを踏まえまして、計画の一貫性、そして行政の一貫性、政策の長期的一貫性などが質問されました。

そしてまた、さきに行われました下水路対策事業の補助金返還等の問題はあるのかなのか。そして、今回の9号線の改良事業につきまして、国・県の許認可はとったのかどうか。そういうことが質問されました。

答弁といたしましては、排水対策におきまして冠水をなくすることが今回の改良の一番のメインのテーマである、局所的でもすべきであるということをございました。そしてまた、都市下水路事業は、その財政難によりまして、困窮によりまして休止した事業でございまして、今の垂水市の財政におきまして計画できるかどうかという問題点があるということをございますが、将来的には検討していかなければいけないということをございました。

費用対効果、そして長期的政策の問題につきましては、大事であるけれども、今できること、やらなければいけないことを局所的でもしなければいけない。そういう執行部の答弁がございました。

これらの質疑応答の後、採決に移りました。

異議がありましたので、挙手による採決をいたしました結果、賛成少数で否決されたものでございまして。

次に、議案第79号垂水市土地開発公社定款の一部変更については、原案のとおり可決されました。

議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目・歳入全款については、否決されました。

この経過について報告いたします。

所管費目については、説明を受け、粛々と審査を進めました。

質疑等を踏まえ、賛否を諮りましたところ、異議がございましたので、挙手による採決を行いました。賛成少数ということで否決となっております。

次に、議案第81号平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案及び議案第82号平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第11号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請については採択とし、意見書を提出することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第78号及び議案第80号を除く各議案に対する各委員長の報告は、可決であります。

議案第78号及び議案第80号を除く各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び議案第80号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第80号に対しては、感王寺耕造議員外1名から修正の動議が提出されました。

提出者の説明を求めます。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 ただいま審議中の議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）に対しまして、持留議員とともに修正案を提出いたしましたので、代表いたしまして私より修正案の提出を申し上げ、各位の御賛同をいただきたいと存じます。

便宜上、歳出より御説明申し上げます。

6款農林水産業費、2項林業費、6目病害虫対策費として補正額57万円が計上されておりますが、その内容は、独立行政法人大隅少年自然の家に貸し付けてあるキャンプ場敷地内の松くい虫防除樹幹注入の支出でございます。

さきの一般質問でも明らかなように、自然の家の固定資産税については地方税法の定めにより発生せず、また市への経済効果は全くなく、貸付料についてもわずか年間18万3,503円とのことでした。今回、補正予算に計上されております病害虫対策費57万円につきましては、松くい虫防除の樹幹注入100本分の費用とのことです。

貸付地には樹幹注入の対象木20センチメートル以上の松は300本あり、薬効の期間は3～4年とのことです。そうしますと、毎年57万円の支出が生じ続けるようになります。財政改革で市民の皆様に住民サービス等で不自由をかけている現状では、費用対効果の面で説明できない支出であると考えます。4年前の樹幹注入は、自然の家で費用の全額を負担したとのことです。今回、自然の家との事前協議はなく、全額、市単独事業で樹幹注入を行うことは疑問に思われ

ます。自然の家も応分の負担をすべきだと考えます。

また、過去には松くい虫被害を受けた倒木があったとのことです。幸いシーズンオフで人的被害がなかったとのことですが、市単独事業で樹幹注入を実施することになると、有事の際、市の賠償責任が問われることも危惧されます。

自然の家については、本市の社会教育、学校教育に大きな役割を果たされていることは理解しておりますし、自然保護の観点からも松くい虫防除は必要だと認識はしておりますが、本来、市が単独で支出する費用ではないこと、有事の際の市の賠償責任のおそれ、自然の家との事前協議が全くなかったこと、以上3点の理由により、この補正予算を全額削除しようとするものであります。

今回は交渉相手がいるわけですから、しっかりと協議をした上で補正予算を計上するのが正しい財政執行のあり方であり、予算執行をしてから協議するという考え方は本末転倒な手法であると、私は考えます。

一方、これに対する歳入について申し上げます。

樹幹注入の委託料については一般財源で見えておりますので、歳入においても一般財源である繰越金57万円を減額し、収支の均衡を図った次第であります。

以上、修正案の提案理由を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（徳留邦治）ただいまの修正案に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案に対する感王寺耕造議員外1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治）起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第80号に対しては、池山節夫議員外1名から修正の動議が提出されました。

提出者の説明を求めます。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

それでは、ただいま審議中の議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）に対しまして、修正案を提出いたしましたので、提案理由を述べさせていただきます。

今回の修正案は、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）につきまして、議案第78号過疎地域自立促進市町村計画の変更についてに係る予算の部分に関して減額をし、修正するものであります。

私は、行政から議会に提案される議案は、長期的な視点に立った政策の一貫性と継続性がなくてはならないと考えます。しかしながら、今回の議案第78号は、中央地区あるいは錦江町周辺の大雨による冠水対策として抜本的整備計画が議会に示された上で提案されたものではありません。

錦江町周辺は、大雨によって道路が冠水し、県営住宅付近は車の往来ができなくなることも頻繁に発生しております。この区間の路面が悪く、改良の必要があることは認識しておりますが、問題は、路面の勾配はそのままにして、側溝底面の傾斜だけを本城川へ向けて排水効果を

図るというところにあります。錦江町周辺は、満潮時には大雨が降った場合の排水対策に大きな問題があり、この改良工事では満潮時に著しい効果が期待できるとは思えません。

中央地区の排水対策については、都市下水路整備事業は休止したままでありますが、旧南海郵船駐車場跡地が終末処理のポンプ場施設用地として用途指定されており、他の施設として転用できない以上、行政としては排水対策の新しい計画を示した上で、政策として一貫性のある年次的な改良工事を議会に提案すべきと考えます。その場しのぎの工事を1カ所で施してしまうと、今後も場当たりの工事の継ぎ足しにならざるを得ません。

議案第78号を議会が承認することは、住民が望む、安心して暮らせる生活環境の整備とかけ離れた方向へ進むことを議会が認めることになってしまいます。行政のチェック機関としての議会の機能を果たすために、議案第78号を否とする一方で、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中のこれに関連する予算を修正して、市民生活に直結するその他の適正な予算の執行は妨げないように配慮するのが、議会の責任と考えて提案するものであります。

御審議の上、賢明なる同僚議員の御賛同をお願いいたします。

○議長（徳留邦治）ただいまの修正案に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案に対する池山節夫議員外1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治）起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治）起立多数です。

よって、議案第80号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治）起立多数です。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第11号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は、採択とすることに決定しました。

△議案第88号上程

○議長（徳留邦治）日程第20、議案第88号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

説明を求めます。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 議案第88号垂水市議会会議規

則の一部を改正する規則案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正によりまして、会議規則第157条の根拠になっていました法第100条第12項の規定が、同条第13項に繰り下げられることに伴い、引用条項を改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時36分休憩

午前10時55分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第88号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第88号垂水市議会会議規則の一

部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

△議案第89号～議案第100号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第21、議案第89号から日程第32、議案第100号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第89号 平成19年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成19年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成19年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成19年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成19年度垂水市道の駅交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成19年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成19年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第98号 平成19年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第99号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第100号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（徳留邦治） お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いま

す。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、大菌藤幸議員、尾脇雅弥議員、池之上誠議員、田平輝也議員、川尻達志議員、葛迫猛議員、篠原静則議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△意見書案第12号・意見書案第13号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第33、意見書案第12号及び日程第34、意見書案第13号の意見書案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

意見書案第12号 教育予算確保に関する意見書について

意見書案第13号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

○議長（徳留邦治） 案文は、配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

教育予算確保に関する意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保証することは、

社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質の教育が受けられる必要があります。

そのため、教育予算を国全体としてしっかり確保・充実させる必要があります。

こうした理由から、教育予算に関する次の事項の実現について、格段の配慮方を強く要請いたします。

- 1、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2、義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3、学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4、教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月19日

文部科学大臣 鈴木 恒夫 殿

総務大臣 増田 寛也 殿

財務大臣 伊吹 文明 殿

鹿児島県垂水市議会議長 徳留 邦治

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対して、食料の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

また、過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域でもある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を

今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月19日

内閣総理大臣 福田 康夫 殿
総務大臣 増田 寛也 殿
財務大臣 伊吹 文明 殿
農林水産大臣 太田 誠一 殿
国土交通大臣 谷垣 貞一 殿

鹿児島県垂水市議会議長 徳留 邦治

○議長（徳留邦治）お諮りします。

ただいまの意見書案2件については、提出者の説明及び委員会付託をそれぞれ省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず、意見書案第12号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（徳留邦治）これもちまして、平成20年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時1分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員